

史跡^{ごん}恒川^が官衙^{かん}遺跡^が保存活用計画

平成 28 (2016) 年 3 月

長野県飯田市教育委員会

序

史跡恒川官衙遺跡は、昭和 50 年代から行ってきた発掘調査の成果、それに基づく学術評価、さらには、指定地に権利を有する方々の同意と地域住民の皆様の理解を得て、平成 25 年 7 月に国に意見具申を行い、平成 26 年 3 月 18 日に史跡指定が実現しました。

史跡恒川官衙遺跡は、奈良から平安時代にかけて、信濃国の最南に位置した伊那郡を治めた郡役所である「伊那郡衙」に関連する遺構からなる遺跡で、律令制度を用いた統一国家の形成がめざされた時代の地方支配の実態を知ることができる点で日本史上重要な価値をもつ国民共有の文化財です。

本計画書は、史跡恒川官衙遺跡の概要と価値を改めて整理し、それらの価値を構成している諸々の要素を適切に保存管理していくための方針及び基準、史跡の価値と魅力を高め伝えるための整備活用方針、さらには、今後の管理運営体制の方針を定めたものであり、平成 28 年度からは、この計画にそって具体的な保存活用を進めて行くことになります。

計画内容は、平成 26 年 7 月に設置した史跡恒川官衙遺跡専門委員会での協議により原案を作成し、各種会議や説明会、市民意見の公募等の過程を経て決定しました。9 回にわたり開催した専門委員会では、毎回、委員各位から多くの意見を頂戴し、まさに中味の濃い議論を重ねていただきました。ご多用の中を出席いただき計画策定を牽引いただいた委員の皆様方に御礼を申し上げます。また、専門委員会に同席いただき、本計画の策定に専門的な見地から指導・助言をいただいた文化庁文化財部記念物課及び長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課の関係職員の皆様方に感謝申し上げます。

飯田の地は、本州の西と東を結ぶ内陸交通の要衝に位置し、古墳時代にはヤマト王権の東国進出の拠点として馬匹の生産管理機能を担い、伊那郡衙が置かれた奈良から平安時代にかけても、馬匹管理や、畿内と東国諸国との人的・物的交流の拠点としての役割を果たしました。飯田市は、今、平成 39 (2027) 年に開業が予定されているリニア中央新幹線や、全線整備がめざされている三遠南信自動車道の開通を契機とした高速交通網時代を迎えようとしています。伊那郡衙が置かれた時代がそうであったように、地勢を背景にして、東西日本の結節点として、常に日本の国づくりに重要な役割を担ってきた地域特性は、これからの時代においても変わることはありません。

本計画に基づいて、国民共有の文化財であり、飯田の地域づくりの大切なシンボルでもある史跡恒川官衙遺跡が、後世に向けて確実に保存継承されるとともに、地域の個性や魅力を形づくる地域資産として市民のふるさと学習や、地域内外の人々との交流促進をはじめとする多様な地域づくりに活かされていくことを切に望みます。

平成 28 年 3 月

飯田市教育長職務代理者 小林 正佳

例 言

1. 本書は、長野県飯田市座光寺に所在する国史跡恒川官衙遺跡^{ごんが かんが}の保存活用計画策定書である。
2. 本事業は、飯田市教育委員会が事業主体となり、平成 26・27 年度の 2 ヶ年にわたり、国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した。
3. 事業実施にあたっては、飯田市文化財保護条例に基づき「史跡恒川官衙遺跡専門委員会」を設置し、文化庁文化財部記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導助言を受けて協議を重ね、飯田市教育委員会が策定した。
4. 史跡恒川官衙遺跡専門委員会の委員等については「第 I 章 2 節 2 組織」に示している。
5. 本書で使用している遺構記号は(財)長野県埋蔵文化財センターに準拠している。『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』（文化庁文化財部記念物課 監修）の遺構記号との対比は以下のとおりである。

遺構の種類	本 書	発掘調査のてびき
竪穴建物	S B	S I
建物（竪穴建物以外）	S T	S B
溝	S D	S D
土坑	S K	S K

6. 本書の「第 II 章 2 節 2 自然的環境」及び「第 II 章 2 節 3 歴史的環境(3)史跡周辺の地形と遺跡の立地」は、史跡恒川官衙遺跡専門委員会の市澤英利委員が執筆し、事務局が編集した。
7. 本書の図 1 は、国土地理院発行の 1/25,000「飯田」「下久堅」を、図 3 は 1/50,000「飯田」「時又」「中津川」「妻籠」を使用して調整したものである。その他の図面類については、飯田市建設部長の承認を得て市所管の 1/2,500 の飯田市都市計画基本図を使用して調整したものである。
【承認番号】 平成 26 年 7 月 29 日付 26 飯地計第 184 号
8. 本計画の策定に係る事務は、飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課文化財活用係が行った。

本文目次

第Ⅰ章 保存活用計画策定事業の目的と経過

- 1 節 保存活用計画策定の目的…………… 1
- 2 節 保存活用計画策定の経過
 - 1. 委員会の設置…………… 1
 - 2. 組織…………… 2
 - 3. 審議等の経過…………… 3

第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の概要

- 1 節 史跡指定の内容
 - 1. 史跡恒川官衙遺跡の指定に至る経過… 4
 - 2. 指定内容…………… 4
 - 3. 史跡恒川官衙遺跡の概要…………… 5
- 2 節 位置と環境
 - 1. 飯田市の地勢と現況…………… 6
 - 2. 自然的環境…………… 7
 - (1)地形
 - (2)地下水・湧水
 - (3)植生
 - (4)水害
 - 3. 歴史的環境……………10
 - (1)律令時代前史- 飯田古墳群の様相と座光寺
 - (2)奈良・平安時代の市内主要遺跡
 - (3)史跡恒川官衙遺跡周辺の地形と遺跡の立地
 - (4)史料にみえる古代の伊那郡
 - (5)東山道と伊那郡
 - (6)中世以降の様相
 - 4. 史跡恒川官衙遺跡周辺の文化的景観…20
- 3 節 発掘調査の概要
 - 1. 調査の経過と調査方法……………20
 - (1)調査の経過
 - (2)調査方法
 - 2. 発掘調査の概要……………23
 - (1)古代の遺構と遺物
 - (2)古墳時代以前の遺構と遺物
 - (3)中世以降の遺構と遺物

第Ⅲ章 史跡指定地と周辺地域の現況

- 1 節 史跡指定地及び周辺地域の現況と課題
 - 1. 史跡指定地の現況と課題……………35
 - (1)地目と地籍
 - (2)土地利用の現況
 - (3)史跡指定地の課題
 - 2. 周辺地域の現況と課題……………36
 - (1)史跡指定地周辺の土地利用の現況
 - (2)史跡指定地周辺の文化財
 - (3)市内の主な文化・観光施設
 - (4)交通の現状
 - (5)史跡恒川官衙遺跡の周辺地域の課題
- 2 節 関連法令・関連計画との関わり
 - 1. 関連法令……………43
 - (1)文化財保護法
 - (2)農地法
 - (3)農業振興地域の整備に関する法律
 - (4)都市計画法
 - (5)景観法
 - (6)河川法
 - (7)屋外広告物法
 - (8)飯田市公共物管理条例
 - (9)飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例
 - 2. 飯田市及び座光寺地域の構想・計画…45
 - (1)飯田市の構想・計画
 - (2)座光寺地域の計画・方針

第Ⅳ章 史跡恒川官衙遺跡の価値

- 1 節 史跡恒川官衙遺跡の価値
 - 1. 主要な価値……………49
 - 2. 副次的な価値……………51
- 2 節 指定地以外の恒川遺跡群の価値
 - 1. 主要な価値……………51
 - 2. 副次的な価値……………51

3 節 恒川遺跡群の周辺地域の価値	
1. 主要な価値	52
2. 副次的な価値	53
第V章 保存管理	
1 節 保存管理の基本方針	55
2 節 保存管理の対象範囲と地区区分	
1. 史跡指定地の地区区分	56
2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の地区区分	57
3. 恒川遺跡群周辺地域	57
3 節 各地区の構成要素	
1. 史跡指定地の構成要素	58
2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の構成要素	59
3. 恒川遺跡群周辺地域の諸要素	59
4 節 各地区の保存管理の方法	
1. 史跡指定地の保存管理方法	60
(1)A 1 地区	
(2)A 2 地区	
(3)A 3 地区	
(4)A 4 地区	
2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の 保存管理方法	61
(1)B 地区	
(2)C 地区	
(3)D 地区	
3. 恒川遺跡群周辺地域の保存管理方法	62
5 節 現状変更等の取扱い	
1. 現状変更等について	62
2. 史跡指定地における現状変更等の取扱い	63
(1)現状変更等の許可申請が必要な行為	
(2)飯田市教育委員会に許可申請が必要な行為	
(3)現状変更等の許可申請が不要な行為	
(4)現状変更等に該当しない日常的な維持管理	
(5)史跡指定地の現状変更等の取扱い基準	
3. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の 現状変更等の取扱い	68
(1)B 地区の現状変更等の取扱い	
(2)C・D 地区の現状変更等の取扱い	

4. 恒川遺跡群周辺地域の現状変更等の取扱い	69
6 節 史跡指定地の公有地化と追加指定の方針	
1. 史跡指定地の公有地化の方針	69
2. 追加指定の方針	69
第VI章 整備・活用	
1 節 整備・活用の基本方針	70
2 節 史跡整備の構想	
1. 史跡公園整備の基本理念	71
2. 史跡指定地の整備の全体的な考え方	71
3. 史跡指定地の整備方針	72
(1)A 1 地区	
(2)A 2・A 3 地区	
(3)A 4 地区	
4. 史跡指定地以外の整備	75
(1)ガイダンス施設の整備	
(2)各地区を繋ぐ連絡路（現市道）の整備	
(3)B 地区の整備	
(4)高岡第 1 号古墳南西隅整備地区の整備	
(5)周辺の歴史文化資産との連携と整備	
3 節 史跡の活用	
1. 史跡そのものの活用	78
(1)ふるさとを知り愛着を育む学びの場	
(2)地域の歴史文化を守り育む場	
(3)交流と文化発信の場	
2. 史跡を核とした活用	78
(1)文化的観光資源としての活用	
(2)伊那谷の文化財・文化施設・観光施設との連携	
(3)内陸部における交通史を探る資料としての活用	
(4)情報発信機能の充実	
第VII章 管理運営とその体制	
1 節 管理運営の基本方針	81
2 節 管理運営の方法と体制	
1. 土地所有者等の協力による適切な管理	81
2. 座光寺地域との連携・協働による管理運営	81
3. 史跡管理団体による管理運営	82
4. 行政の連携体制の整備	82

第Ⅷ章 今後の課題

1. 地域住民の啓発……………83
2. 遺跡の全容解明……………83
3. 追加指定……………83
4. 周辺の歴史文化資産の調査研究……………83
5. 都市計画的手法の導入による遺跡保存の検討…84
6. 関連開発事業・都市計画等との緊密な連携・調整…84

引用参考文献……………85

写真目次

- 写真1. 史跡恒川官衙遺跡専門委員会…………… 3
- 写真2. 座光寺地域（南上空から）…………… 7
- 写真3. 高岡第1号古墳の竪穴系横口式石室……………11
- 写真4. 倉庫と推定される側柱建物
（Ⅰ期 40次調査区 ST12）……………24
- 写真5. 正倉（Ⅱ期 32次調査区 ST05）……………25
- 写真6. 正倉（Ⅲ期 36次調査区 ST11）……………25
- 写真7. 正倉（Ⅳ期 70次調査区 ST67）……………26
- 写真8. 厨家推定地 掘立柱建物
（22次調査区 ST57ほか）……………27
- 写真9. 恒川清水と掘立柱建物の遺構（1次調査区
GOA 地点 ST01 昭和50年代）……………28
- 写真10. 木製祭祀具（1次調査区 GOA 地点出土）…28
- 写真11. 正倉区画溝出土瓦の復元（33次調査区出土）…30
- 写真12. 郡衙域出土陶硯……………30
- 写真13. 「厨」墨書灰釉陶器碗
（45次調査区 SD10 出土）……………31
- 写真14. 正倉院出土炭化米……………31
- 写真15. 恒川清水現況……………35
- 写真16. 耕運寺の羅漢門（正面）……………36
- 写真17. 南本城城跡（主郭）……………37
- 写真18. 旧座光寺麻績学校校舎と麻績の里舞台桜…37
- 写真19. 石塚1号古墳と麻績の里石塚桜……………38
- 写真20. 元善光寺（本堂）……………38
- 写真21. 高岡第1号古墳（南西側から）……………39
- 写真22. 畦地1号古墳（南側から）……………39

- 写真23. 座光寺の石川除（北西側から）……………40
- 写真24. 名勝 天龍峽……………41
- 写真25. 発掘調査の現地見学会……………80
- 写真26. 遺跡パンフレット……………80

挿図目次

- 挿図1. 正倉の復元イメージ……………73
- 挿図2. 高岡第1号古墳南西隅整備地区の
整備イメージ……………76

図版目次

- 図1 史跡の位置……………89
- 図2 史跡周辺の地形……………90
- 図3 主要古墳・関連遺跡・東山道推定ルート… 91
- 図4 史跡周辺の遺跡……………92
- 図5 恒川遺跡群地籍区分図……………93
- 図6 恒川遺跡群の遺構分布……………94
- 図7 古代の遺構の分布……………95
- 図8 郡衙関連遺構の分布……………96
- 図9 正倉院全体図……………97
- 図10 正倉院の変遷……………98
- 図11 弥生時代の遺構の分布……………99
- 図12 古墳時代の遺構の分布……………100
- 図13 中世以降の遺構の分布……………101
- 図14 史跡指定範囲……………102
- 図15 指定地及び周辺の土地利用……………103
- 図16 恒川遺跡群周辺の土地利用……………104
- 図17 史跡周辺の歴史文化資産……………105
- 図18 交通・文化観光施設……………106
- 図19 関係法令と対象地域……………107
- 図20 保存活用計画の対象範囲……………108
- 図21 史跡保存活用のための地区区分……………109
- 図22 史跡の主要な価値を構成する要素……………110
- 図23 史跡の副次的な価値を構成する要素……………111
- 図24 史跡のその他の要素……………112
- 図25 指定地以外の恒川遺跡群の構成要素……………113

図26	恒川遺跡群周辺地域の諸要素……………	114
図27	史跡整備の対象地区と整備方針……………	115

資料目次

資料1	恒川遺跡群調査履歴……………	119
資料2	周辺遺跡一覧表……………	124
資料3	第5次飯田市基本構想後期基本計画…	127
資料4	史跡指定地の現状変更等の 取扱い基準表……………	128
資料5	史跡指定地以外の恒川遺跡群及び恒川遺跡群 周辺地域の現状変更等の取扱い基準表…	129
資料6	関係法令……………	130
資料7	関連申請書等……………	141

第 I 章 保存活用計画策定事業の目的と経過

1 節 保存活用計画策定の目的

史跡恒川官衙遺跡は、長野県飯田市座光寺地域に所在する恒川遺跡群のうち、これまでの発掘調査によって、奈良から平安時代にかけて、信濃国最南の伊那郡を治めていた役所である伊那郡衙（郡家）に関連する重要な遺構・遺物の分布が判明した範囲について、平成 26（2014）年 3 月 18 日に、国の史跡に指定されたものである。

史跡恒川官衙遺跡を含む恒川遺跡群の一带は、一般国道 153 号（以下「国道 153 号」という）の沿線にあり、宅地化と商業施設の集積が急激に進み、指定地内も農地や住宅地が混在する現状にある。加えて、恒川遺跡群の南方に近接する地域では、平成 39（2027）年には、東京－名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の開通と駅の開業が予定されるなど、今後、史跡恒川官衙遺跡の周辺地域においても、様々な開発事業が見込まれる。こうした史跡恒川官衙遺跡の現状や周辺環境の急激な変化に対応し、史跡恒川官衙遺跡を後世に向けて確実に保存継承していくための具体的な取組みが必要になっている。また、現在史跡に指定されている範囲は伊那郡衙の一部に過ぎず、今後も継続的な調査を行い、伊那郡衙の範囲や全体構造を明らかにし、郡衙関連の遺構が確認できた区域の追加指定を含め、適切な保護措置を取っていく必要がある。

本保存活用計画策定の目的は、史跡恒川官衙遺跡を将来にわたって保存継承するために、史跡の主要な価値と副次的な価値及びそれらの構成要素を明らかにし、それらを適切に保存管理していくための基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱い基準を定めるとともに、今後の整備・活用の方針や、史跡恒川官衙遺跡の保存活用事業を適切に進めていくための方策・体制整備について示すことにある。

また、保存活用事業の推進にあたっては、史跡恒川官衙遺跡と密接に関わる周辺地域も視野に入れた方策が不可欠であることから、周辺地域の埋蔵文化財・歴史文化資産・文化的景観などの保存管理活用の方法や、それらと連携した史跡活用のあり方なども含めて保存活用計画を策定することにした。

なお、本計画は、平成 28（2016）年 4 月 1 日より発効し、今後の発掘調査の進展に伴う追加指定や史跡の整備・活用状況等を考慮し、概ね 10 年毎に見直しを行うものとする。

2 節 保存活用計画策定の経過

1. 委員会の設置

史跡恒川官衙遺跡の保存管理及び整備活用の基本方針となる保存活用について協議し、保存活用計画を策定するため、平成 26 年 7 月 3 日に、飯田市文化財保護条例第 6 条に基づく飯田市文化財専門委員会である「史跡恒川官衙遺跡専門委員会」を設置した。なお、史跡恒川官衙遺跡の保存活用には、座光寺地域の住民及び自治組織等との密接な連携・協力が欠かせないため、座光寺地域自治会からも委員を

選出してもらい、本委員会に参画いただいた。

2. 組織

史跡恒川官衙遺跡専門委員会（五十音順、敬称略）

市澤英利	飯田市上郷考古博物館館長
北原三三	座光寺地域自治会長（平成 27 年度～） （座光寺地域自治会選出）
小島稔	2000 年浪漫の郷委員会、歴史に学び地域をたずねる会代表 （座光寺地域自治会選出）
小林正春	委員長 長野県考古学会長
佐々木邦博	信州大学農学部教授
山中敏史	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員
湯澤英範	座光寺地域自治会長（～平成 26 年度）、2000 年浪漫の郷委員会 （座光寺地域自治会選出）

指導・助言

浅野啓介	文化庁文化財部記念物課文化財調査官（史跡部門）
平林彰	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課主任指導主事（平成 26 年度）
櫻井秀雄	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課指導主事（平成 27 年度～）

事務局

伊澤宏爾	飯田市教育委員会教育長（～平成 27 年 12 月 26 日）
小林正佳	飯田市教育委員会教育長職務代理者（平成 27 年 12 月 27 日～）
篠田喜代志	教育次長（平成 26 年度）
三浦伸一	教育次長（平成 27 年度～）
松下徹	生涯学習・スポーツ課文化財担当課長
馬場保之	〃 課長補佐兼文化財保護係長
下平博行	〃 文化財活用係長
澁谷恵美子	〃 文化財活用係
坂井勇雄	〃
羽生俊郎	〃

3. 審議等の経過

回数	開催日	検討・協議事項
第1回委員会	平成26年7月3日	委員長選出、今後の進め方、計画書の構成
第2回委員会	平成26年9月26日	史跡の概要、指定地と周辺地域の現状
第3回委員会	平成26年11月25日	史跡の価値、保存管理の基本方針
第4回委員会	平成27年1月30日	地区区分、保存管理の方法、現状変更等の取扱い基準
第5回委員会	平成27年3月2日	地区区分の変更、現状変更等の取扱い基準 整備・活用の基本方針
第6回委員会	平成27年5月25日	整備・活用、管理運営とその体制
第7回委員会	平成27年7月29日	整備・活用、管理運営とその体制、今後の課題
第8回委員会	平成27年9月28日	計画書原案全体の再点検
第9回委員会	平成28年2月5日	計画書案についての最終確認



写真1 史跡恒川官衙遺跡専門委員会

第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の概要

1 節 史跡指定の内容

1. 史跡恒川官衙遺跡の指定に至る経過

恒川遺跡群は、昭和 52（1977）年から昭和 56（1981）年にかけて実施された国道 153 号の座光寺バイパス区間（当該区間は、現在は国道 153 号の本線となっている）の建設工事に先立つ発掘調査（1 次調査）の際に、伊那郡衙に関連する遺構を含む可能性が高い遺跡として注目され、昭和 57（1982）年から 32 ヶ年にわたる継続的な確認調査と、調査結果に基づく学術研究の積み重ねにより、郡衙関連の遺構の所在と、遺跡としての重要性が徐々に明らかになってきた。

恒川遺跡群が所在する座光寺地域では、地域の行動計画として策定した「座光寺地域基本構想・基本計画」(平成 19～28 年度)で、恒川遺跡群の国史跡指定や調査の進展を働きかける方針を掲げるとともに、「座光寺地域土地利用計画」(平成 21～28 年度)では、遺跡群一帯を史跡保全ゾーンに位置づけて、遺跡を後世へと保存継承していくべきとする方針を示した。

飯田市教育委員会では、長年の調査研究によって明らかになった恒川遺跡群の重要性と、地域住民による遺跡の保存継承の方針策定を受けて、現時点において郡衙関連の遺構が保存されている範囲及び遺構の存在が確実な範囲のうちで、地権者の同意が得られた民有地及び市有地について、平成 25（2013）年 7 月 31 日、文部科学大臣に史跡指定の意見具申を行った。その後、同年 11 月 15 日に文化審議会の答申があり、平成 26（2014）年 3 月 18 日に指定告示がされ、国の史跡となった。

2. 指定内容

名 称：恒川官衙遺跡

所 在 地：長野県飯田市座光寺 3446 番 3 外 144 筆（図 14）

指定年月日：平成 26（2014）年 3 月 18 日

（平成 26 年 3 月 18 日付け 文部科学省告示第 30 号）

指定面積：38,146.43㎡

指定地番：飯田市座光寺 3446-3、3446-10、3447-6、3448-3、3450-1、3450-6、3450-7、3450-10、3450-11、4635、4636、4637-4、4652-4、4675-1、4675-2、4675-3、4675-4、4675-5、4676-2、4678-1、4678-2、4679、4682、4684-1、4684-2、4687-1、4687-2、4687-3、4688-1、4688-2、4688-5、4688-6、4691-1、4691-2、4692、4693-1、4693-2、4694、4698、4699-3、4700-1、4700-5、4713-1、4733-1、4733-2、4733-3、4733-4、4733-5、4733-6、4733-7、4743-2、4743-5、4745-1、4745-3、4745-4、4746-1、4748-1、4748-6、4748-7、4748-8、4748-9、4748-10、4749-1、4749-3、4749-11、4749-13、4750-1、4750-

3、4750-4、4751-1、4751-5、4751-8、4751-9、4752-7、4752-8、4753-1、4753-2、4753-6、4753-7、4753-8、4753-9、4753-10、4754、4755、4756-1、4756-2、4756-3、4757、4758-1、4758-2、4759-1、4759-3、4762-2、4762-5、4764-1、4764-5、4764-6、4764-7、4764-8、4764-10、4764-11、4765-5、4765-6、4765-7、4765-8、4765-9、4766-2、4766-3、4766-4、4766-7、4767-1、4767-6、4767-7、4767-8、4767-9、4767-13、4767-14、4767-15、4767-16、4767-17、4767-18、4767-19、4815-4、4815-5、4815-8、4815-9、4815-10、4815-11、4815-12、4815-13、4817-1、4817-3、4817-4、4817-5、4817-6、4817-7、4817-8、4817-9、4818-1、4818-3、4818-4、4818-5、4818-6、4823、4825-2
(平成 26 年 3 月 18 日現在)

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二
(都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡)

説明：7 世紀後半～10 世紀前半にかけて営まれた伊那郡衙（郡家）と考えられる遺跡。
倉庫群をはじめとする掘立柱建物と「恒川清水」と呼ばれる祭祀遺構及び、和同開珎銀銭、陶硯、緑釉陶器などの遺物が検出され、古代国家の地域支配の実態を知る上で重要。[古代伊那郡の郡衙（郡家）と考えられる倉庫跡と祭祀遺構。]
(平成 25 年 11 月 15 日 文化審議会答申)

所有関係：飯田市有地 165.61㎡、民有地 37,980.82㎡（地権者 102 名）
(平成 26 年 3 月 18 日現在)

管理団体：長野県飯田市

3. 史跡恒川官衙遺跡の概要

(文化庁文化財部監修 『月刊文化財』2 平成 26 年 (605 号) より引用・加筆修正)

史跡恒川官衙遺跡は、長野県南部の伊那谷の南に位置する、標高 420～438 m の比較的平坦な低位段丘上に所在する。この地は、古代においては信濃国 10 郡のうち伊那郡に含まれ、藤原宮出土木簡などにも伊那郡の前身である「伊奈評」の記載が見られる。

本遺跡の発掘調査は、昭和 52 (1977) 年の国道 153 号の座光寺バイパス建設工事に先立ち行われ、縄文時代から近世にかけての遺構・遺物が多数検出された。中でも、奈良・平安時代では、遺構として掘立柱建物や礎石建物、遺物として和同開珎銀銭、多数の陶硯や緑釉陶器などが検出され、官衙的性格を有することが注目された。飯田市教育委員会では、この遺跡の重要性に鑑み、遺跡の範囲と内容を確認するため昭和 58 年から 70 次を超える（平成 27 年 3 月末現在で 86 次）発掘調査を実施してきた。

その結果、正倉、正倉区画溝、官衙の北限と見られる溝、官衙に関係する諸遺構、祭祀遺構などの存在が明らかになったが、郡庁にかかわる施設は、これまでの調査では確認されていない。

遺跡は、Ⅰ期が 7 世紀後半、Ⅱ期が 8 世紀前半、Ⅲ期が 8 世紀後半から 9 世紀代、Ⅳ期が 9 世紀末から 10 世紀前半の 4 期にわたり変遷した。Ⅰ期は、本格的な正倉の成立以前で規模は小さかったと考えられる。Ⅱ期は計画的な造営が認められる段階で、正倉区画溝については北東側で未確認ではあるが、

長辺 215 m、短辺 150 m で、北側にある高岡第 1 号古墳を避けて台形状を呈し、桁行 4 間、梁行 3 間の総柱掘立柱建物がほぼ等間隔で直列に配置される。Ⅲ期は、掘立柱建物と同じ場所に礎石建物が造られたが、礎石が抜き取られている等のため明確ではない。また、瓦の出土も確認され、瓦葺の倉庫が存在した可能性がある。Ⅳ期は、Ⅱ・Ⅲ期のような規則的な建物配置は認められなくなり、区画溝も確認されていない。

一方、正倉域から南西 250 m のところに、「恒川清水」と呼ばれている地点がある。周辺からは、人形、馬形、齋串など奈良時代の遺物も出土し、律令的な祭祀が行われたことが考えられる。ちなみに、当地には秋葉信仰等の石碑があり、現在においても地域住民による祭りが行われている。

出土遺物としては、奈良三彩や、畿内系土師器など多数の土器、中でも陶硯の存在が注目される。この遺跡からは、圈足硯を主体とする定型硯が多数出土しており、長野県内の定型硯出土量の約 25% を占めるに至っている。時期としては 8 世紀が中心で、9 世紀には減少している。墨書土器の出土も顕著で、「厨」「官」等の記されたものが検出されている。また正倉を区画する溝からは軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦などが出土しており、瓦葺の正倉があったことを示唆している。さらに、炭化穀類（以下、稲穀・穎稲・糯等の炭化したものを「炭化米」と呼ぶ）も出土し、粃粒が一定方向に揃う粃殻の付いた稲粃の塊（穎稲）と揃わない稲粃（稲穀）の塊及び玄米の単粒、そして粃殻が付着しない握り飯状の塊の 4 種類が存在し、握り飯状の塊については糯の可能性が考えられている。その他に炭化雑穀（粟）の塊も出土している。これらを放射性炭素年代測定法により分析したところ、7 世紀後半とされたものがある。

このように、史跡恒川官衙遺跡は確認された遺構や遺物の在り方、文献史料等から、伊那郡衙の可能性が高い遺跡であり、古代国家の地方支配の実態を具体的に知る上でも重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

2 節 位置と環境

1. 飯田市の地勢と現況

長野県は本州のほぼ中央に位置している。県内には日本の屋根と呼ばれる三大アルプスをはじめとする高山があり、そこを源流とする天竜川・木曾川・千曲川といった大河川が太平洋や日本海に流れ出しており、これらの河川を遡れば長野県にたどり着くという地理的位置にある。そのため、各水系で多様な歴史文化が生まれ、「文化の十字路 信州」といった形容もされる。

史跡恒川官衙遺跡の所在する飯田市は、長野県南部の伊那谷にあって、諏訪湖を源とする天竜川が北から南に流れ、その兩岸に連なる段丘面と中山間地域を中心に市民の暮らしが営まれている。西は中央アルプス（木曾山脈）、東は伊那山脈と南アルプス（赤石山脈）に挟まれた伊那盆地にあり、北方は開いているが、南方一帯は三河高地の山間地となる袋小路のような地形を呈している。内陸性の中央高地式気候であり、年平均気温は 13℃ 前後と県内では比較的温暖であるが、夏と冬の気温差が大きいのが特徴である。年間降水量は約 1,700mm で降雪は少なく、年間の霧発生日数は全国屈指である。また、年間日照時間が約 2000 時間あり、日照に恵まれた地域となっている。

平成 27（2015）年 3 月末現在、総面積 658.76km²、人口 104,284 人（39,358 世帯）である。産業別就業

人口割合は製造業が最も多く、次いで、卸売・小売業、農林水産業の順となっている。製造業は機械・精密が主であるが、昨今は、産業クラスターを形成しての航空宇宙産業の振興にも力を注いでいる。また、伝統工芸品である水引や、水分含量の調整により保存性を高めた半生菓子の生産量は全国一を誇っている。農業は、耕地面積のおよそ4割が水田で、樹園地もほぼ同率を占めている。樹園地では、寒暖差が大きい気候と長い日照時間を生かして、なし・りんご・桃を中心に多様な果樹を栽培している。干し柿である市田柿は、地域団体商標にも登録されており、地域ブランドとして全国に知られている。また、養豚や乳用牛、肉用牛を中心とする畜産業も盛んな土地柄である。

史跡恒川官衙遺跡が位置している座光寺地域は、飯田市北端、天竜川右岸にあり、河原地帯から木曾山脈の山麓に至るまでの段丘上で人々の生活が営まれている。農業が盛んな地域であり、河原地帯は水田が中心、史跡恒川官衙遺跡がある低位段丘面は水田、畑、果樹園が混在し、中上位の段丘面は果樹園中心の土地利用がされている。また、史跡の一带には、多くの参拝者が訪れる元善光寺や、県や市の指定文化財をはじめとする多くの歴史文化資産が集まっており、文化的景観を構成している。また、恒川官衙遺跡の直近には、国道153号が通り、沿線は商業地帯となっている。

2. 自然的環境

(1) 地形 (図2)

伊那谷の地形は、南アルプスや中央アルプスの造山運動で天竜川兩岸に形成された段丘や、天竜川の支流河川がつくった谷や扇状地が織りなす複雑な地形により特徴づけられる。このうち特に天竜川右岸では、段丘と断層崖が階段状に連なり、それらが天竜川支流河川の浸食谷によって分断された地形をなす。こうした地形は「^{たぎり}田切地形」と呼ばれ、浸食谷は行政境や地区境となっている。

史跡恒川官衙遺跡が所在する座光寺地域も南大島川と土曾川の浸食谷による田切地形の中にあり、天竜川から中央アルプスにかけて東西に細長く広がる。地域の中央は見晴山断層が形成した比高差70～80mの断層崖があり、東西に大きく分断される。地域では、この見晴山断層崖から東側を



写真2 座光寺地域 (南上空から)

「^{しただん}下段」、西側を「^{うわだん}上段」と称しており、史跡恒川官衙遺跡は「下段」に位置している。

この「下段」は、天竜川の氾濫原から数えて2段目の段丘面に相当し、飯田市上郷から下伊那郡高森町下市田に続く広い平坦面をなす。しかし、実際は、微高地や低湿地が東西方向に交互に延びて凹凸を呈している。そうした中で、史跡恒川官衙遺跡が立地する一帯は最も広く乾燥した平坦面を確保できる場所である。

以下には、史跡立地面及び史跡の周辺地域の地形環境を概観する。

① 史跡恒川官衙遺跡立地面

北東端は南大島川、南西端は土曾川で区切られる地域である。南大島川右岸にあたる高岡第1号古墳から南東方や南方は緩やかに傾斜していて、洪水砂礫の堆積が確認される。この洪水砂礫は、正徳5(1715)年に発生した「未満水(ひつじまんすい)」によるものとみられ、現在の畑の耕作土もこれに由来すると考えられる。すなわち、現在の座光寺地域の地形景観は300年前に形成されたといえる。ただし、恒川清水の北側一帯にはこの洪水砂礫は見られず、この辺りには正徳の水害が及んでいない。

座光寺自治振興センターから南東側一帯は、本沢川、並木沢川、西の沢川が流れ込んでいて低湿地が形成されている。

土曾川の左岸では、段丘面の中間に小段丘崖があって、恒川清水と同様の湧水があり、その東側には低湿地が形成されている。

② 史跡恒川官衙遺跡立地面東側の段丘面

史跡立地面より一段下の面で、南大島川の右岸や西の沢川の末端部には、段丘面や自然堤防による微高地が見られる。一番新しい地形形成面である。

③ 史跡恒川官衙遺跡立地面北側の扇状地

高岡第1号古墳より北側の一帯から南大島川にかけては傾斜が徐々に大きくなっている。南大島川によって形成された扇状地で、扇状地からは縄文時代早期の押型文土器が出土しており、南大島川の流水の影響は7000～8000年前には無くなっていたと考えられる。

④ 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の断層崖

見晴山断層崖の下は、比較的傾斜が緩やかになっている。小河川が形成した扇状地状の地形と考えられる。

⑤ 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の上位段丘面

見晴山断層崖の西側一帯で、地域の呼称による「上段」一帯にあたる。全体的としては中央アルプス山麓部から緩傾斜面が伸びてきている。

(2) 地下水・湧水

座光寺地域の地下水及び湧泉の水位の調査から流線網が作成されている。それによれば、地下水は地形の傾斜に従って流れている。主な流れの方向は北西から南東であり、天竜川の河床面では天竜川と同じ方向に流れている（下伊那誌編纂会 2009）。

① 湧水

『座光寺村史』編纂に関わって湧水調査が昭和60年代に行われた。それによれば、湧水地点の主な分布域は、元善光寺駅の西側の古瀬平地籍（図2 湧水A）、恒川清水から南西方向に延びる小段丘崖下（図2 湧水B）、新井原・新屋敷・白山地籍下の段丘崖下（図2 湧水C）の3か所のまとまりが見られる（座光寺村史刊行委員会 1993）。史跡指定地である恒川清水は湧水Bの分布域の北端で、調査当時の湧出水量は毎秒2000mlと報告されている（下伊那誌編纂会 2009）。

② 井戸

これまでの井戸の水位調査や聞き取り調査から、史跡立地面北側の扇状地では、地下水脈までの深さは8m程度と判明している。しかし、恒川清水付近では4～6mで水脈に達するようで、恒川清水以外に湧出している地下水脈もある。一方、史跡恒川官衙遺跡立地面で低湿地と接する付近では10.8mの深さの井戸が報告されており、地下水脈の深度や方向は単純ではなさそうであるが、恒川清水及び北側一帯は井戸の掘削によって地下水が得やすい場所であると思われる。

(3) 植生

① 段丘崖の植生

座光寺地域一帯の平地林は皆無であるが、段丘崖は針葉樹林、広葉樹林、竹林になっている。北本城城跡が発掘調査された際、城跡一帯の植生調査が行われた（飯田市教育委員会 2003）。調査結果によれば、段丘崖は二次林地で雑木林及びアカマツ林、ヒノキ林、竹林になっているとされている。

竹林はモウソウチク・マダケ・ハチクで形成され、雑木林とアカマツ林にはヤダケの群生が見られた。雑木林の樹木には、クスギ・コナラ・クリ・ニセアカシア・ヌルデ・ソヨゴ・ヤマウルシ・イロハモミジ・ヤマツツジ・ミツバツツジ・モミ・ツガ・スギ・カスミザクラ・ウスゲヤマザクラ・キハダ・ニシキギ・タラノキ・リョウブ・ムラサキシキブなど多くの種が見られ、下草にはススキ・ネザサ・オケラをはじめ多くの種の生育が確認されている。

確認された植物全体は以下のとおりである。

○シダ植物 8科 11種

○種子植物 裸子植物 3科 7種

被子植物 単子葉植物 10科 52種

双子葉植物 60科 195種

周辺の段丘崖も基本的には同じ植生と見られるが、麻績神社の境内にはモミの巨木が多くあり、近年はアラカシの進入が目立っている。これらは、里山林となるより前の自然植生と考えられている。

② 恒川遺跡群近隣の植生

国道 153 号の座光寺バイパス区間の建設に先立つ発掘調査で、恒川 A 地籍調査区の低湿地から、木製品や植物種子が数多く出土した。一帯の土層は複雑でそれぞれの層位を面的に把握し切れなかったが、古墳時代から奈良時代の植物種子と捉えられる。

出土した植物種子の一部は植物専門家によって種子同定された。その結果、①栽培もしくは栽培されていた可能性のある種子、②水生植物の種子、③樹木の種子、④雑草の種子に区分けされた。(佐々木・市澤 1979)。①はイネ・マクワウリ・ヒョウタン・スモモ・ヒメグルミ・オニグルミ等 11 種、②はマツモ・ミゾソバ・コオホネ等 5 種、③はサンショウ・ノブドウ・エビヅル・コブシ・ホオノキ・ケヤキ・トチノキ・ミズキ・イヌシデ・マタタビ等 20 種、④はカナムグラ・イシミカワ等 7 種である。

これらの種子がどのような過程を経て低湿地に集積されたかについては明らかにされていないが、古墳時代から奈良時代に近隣で栽培されたり、生育したりしていた植物に由来するものと考えられ、清水の周りの植生の様子を復元する資料になる。

(4) 水害

本項(1)の地形の項で述べたように、史跡恒川官衙遺跡は、恒川清水地区を除き、正徳 5 (1715) 年の「未満水」による洪水砂に覆われた一帯に位置している。この水害は、郡衙廃絶後 600～700 年ほど経た後の大災害で、郡衙存続期からこの「未満水」が起こるまでの時期には、こうした大水害の痕跡は認められていない。

洪水砂は、新井原地籍、新屋敷地籍一帯(図 2)で確認され、旧飯田工業高校建設時の石行遺跡では確認できなかったという。また、南大島川左岸の下伊那郡高森町で行われた発掘調査でも、同様の洪水砂は確認されていない。

洪水砂の多くは礫を含まないが、高岡第 1 号古墳南の 46 次、70 次、73 次調査区の洪水砂には、拳大から人頭大を超える大きさまでの礫が含まれていた。こうした状況から、多量の砂を含む泥水が新井原から新屋敷地籍に流れ込んで湛水状態となり、砂が堆積した大水害と推定される。

そうした流れとは別に、高岡第 1 号古墳南側一帯には礫を運び込むような流れもあったと考えられる。これらは、多量の降雨によって南大島川上流で土砂崩壊が起き、土砂を含んだ多量の泥水が流れ出し、天竜川氾濫原手前の狭窄部でせき止められて自然のダムができたことによって、泥水が高岡第 1 号古墳南一帯に流れ込んだものと考えられる。

昭和 36 (1961) 年に伊那谷を襲った大水害(三六災)においても、一帯が洪水砂に覆われることはなかったため、「未満水」はこの一帯にとって未曾有の出来事だったといえる。

3. 歴史的環境

史跡恒川官衙遺跡が所在する一帯には縄文時代草創期から近世までの遺跡が数多く存在する。このうち、古墳時代中期から後期においては、史跡指定地に隣接する県史跡高岡第 1 号古墳(前方後円墳)をはじめとする数多くの古墳が築造されており、郡衙との関連を想定することも可能である。しかし、飯田市域には座光寺地域以外にも数多くの前方後円墳が分布し、その分布と重複するように複数の寺院も

想定されており（図3）、郡衙設置時に複数の有力集団が併存していたという伊那谷南部地域の特性を見ることができる。

ここでは、飯田市域における古墳時代の様相、古代の主要遺跡の様相、史跡周辺の地形と遺跡の立地状況、史料にあらわれる律令期の伊那郡、東山道と伊那郡衙の関係などを中心に整理する。

(1) 律令時代前史－飯田古墳群の様相と座光寺

長野県の南端に位置する飯田市域では、豊富な馬具類や馬の埋葬土坑の存在から、5世紀中頃という全国的にも早い段階から馬匹生産が行われていたと推定される。その要因としては、伊那谷南部地域が中央と東国とを繋ぐ神坂峠を押さえる陸上交通の拠点としてヤマト王権によって重視されたことが推測される。

この馬匹文化の受容により地域社会は大きく変貌を遂げ、5世紀後半から6世紀にかけて、22基もの前方後円墳と5基の帆立貝形古墳が築造される。その数は、4世紀から5世紀前半の前方後円墳集中地域である長野県北部を凌駕する。これらの前方後円墳と帆立貝形古墳からなる市域の古墳群を「飯田古墳群」と総称している。

この飯田古墳群は、5世紀後半に前方後円墳が突如として出現することや、馬具のみならず鋌留甲冑が多数出土することから、伊那谷南部がヤマト王権による東国・東北経営上の政治的拠点、さらには有事における軍事的拠点として位置付けられていたことを示唆する。また、本古墳群は東西双方向からの影響を受けた多様で地域性豊かな特徴を示しており、この地域は西と東とを結ぶ交流・物流の拠点でもあったといえる。

飯田古墳群における前方後円墳の分布は、伊那郡衙が所在する座光寺地域を北限とし、川路地域を南限とする5つの単位群（座光寺・上郷・松尾・竜丘・川路）に分けることができる（飯田市教育委員会 2012）。

このことは、馬匹文化がもたらされた当初から、複数の集団がその担い手であったことを示し、これによって台頭した座光寺・上郷・松尾・竜丘地域の各集団が、その勢力範囲内に前方後円墳や帆立貝形古墳などの有力者の墳墓を築造したと考えられる。各集団の序列については、前方後円墳の数等において竜丘地域の優位性は否定できないものの、座光寺・上郷・竜丘単位群では70mを超える前方後円墳が存在するほか、古墳の特徴に複数の単位群にまたがる共通性が認められることから、各集団は自立しながらも、深い紐帯の中にあっただといえる。

しかし、6世紀以降、飯田古墳群以外の各地でも馬具を副葬する古墳が増加し、馬の埋葬を伴う円墳も出現するようになることから、当地域の役割は馬の生産地から馬の集積・供給を担う地域へと変化した可能性もあり、広域的な陸上交通網の拠点として着実にその地位を築いていったとみられる。

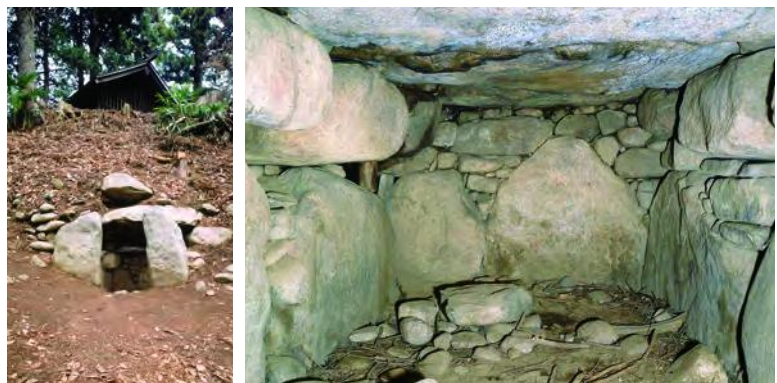


写真3 高岡第1号古墳の竪穴系横口式石室

また、6世紀に入ると、飯田古墳群の周辺地域（下伊那郡喬木村・伊那市・上伊那郡箕輪町・諏訪郡下諏訪町）に前方後円墳が築造される。これらには飯田古墳群の前方後円墳との共通性が認められ、当地域の影響が天竜川の上流域にも及んでいたことを示唆する。

座光寺単位群では、新井原・高岡古墳群内で5世紀中頃から後半にかけて馬の埋葬土坑が7基確認されている。5世紀後半には新井原12号古墳（帆立貝形古墳）、6世紀には北本城古墳・高岡第1号古墳（以上、前方後円墳）と有力者の墳墓が連続する。特徴として、北本城古墳・高岡第1号古墳及び畦地1号古墳（円墳）に見られる埋葬施設は、朝鮮半島との関連が想定される竪穴系横口式石室であることがあげられ、同形態の石室は座光寺単位群に限られる。なお、畦地1号古墳からは銀製長鎖式垂飾付耳飾が出土しており、朝鮮半島との関係が強い地域であったとの見方もできる。しかし、6世紀前半に築造された高岡第1号古墳をもって、座光寺単位群での前方後円墳の築造は終息する。

6世紀後半には、竜丘単位群と松尾単位群の前方後円墳に畿内系両袖式横穴式石室が採用されるのと相前後して、前方後円墳築造が両単位群に集約される。座光寺単位群では、直径30m前後の円墳である石塚1・2号墳がこの段階に築造された。両古墳の横穴式石室は、前方後円墳の石室に匹敵する規模を有するものの、5世紀以来の古墳立地とは大きく異なる段丘崖下に築造される。その他の古墳は、直径20m以下の円墳が主体となり、5世紀以来の墓域のみならず、小河川沿いの傾斜地に小規模な古墳を複数築造する。

しかし、飯田市内では、終末期古墳や密集型群集墳は存在しない。その理由については今後の検討課題ではあるが、座光寺地域をはじめとする現在の飯田の地域が、古墳を象徴とする政治体制（政治秩序）から新たな国家秩序に基づく律令体制へ逸早く移行し始めたことによるものかもしれない。

伊那谷南部の古墳時代の集落については、飯田古墳群の成立と展開に連動するように、6世紀前半にかけて急増する。座光寺地域では、恒川遺跡群が集落としても最大級であり、弥生時代中期後半から継続し、市内でも数少ない4世紀代の竪穴建物も分布する。特に6世紀代は遺跡全域に集落が展開し、指定地内にも竪穴建物が数多く分布する。この集落のあり方は、高岡第1号古墳等から成る古墳群の消長とも結びついており、恒川遺跡群一帯が高岡第1号古墳等の築造に関連した集団の中核的な集落域であったことを示している。

(2) 奈良・平安時代の市内主要遺跡（図3・4）

飯田市域では、恒川遺跡群以外にも奈良時代から平安時代にかけての集落、寺院推定遺跡、須恵器・瓦等の生産遺跡等が確認されている。ここでは当該期の主要な遺跡について概要を示す。

① 集落・居宅関連遺跡

あだか
安宅遺跡 恒川遺跡群から南西へおよそ6km離れた竜丘地区の駄科地籍に所在する（図3-⑥）。遺跡南部では4×1間の側柱建物や壁建ち建物と推定される囲溝からなる遺構群、調査区中央部では矩形を呈する溝、北部では矩形の溝と柱列から構成される遺構群が確認されている。南部の遺構群の時期は不明瞭であるが、中央部の溝からは8世紀前葉の食器類や貯蔵具等が多量に出土する。北部の溝及び柱列は数時期にわたって変遷すると考えられ、区画内には掘立柱建物の一部や8世紀後半の土坑が確認されている。また、溝に近接する竪穴状遺構等では、9世紀代を中心とする食器類・緑釉陶器・火舎・小鍛冶

関連遺物・円面硯・転用硯・墨書土器等が出土していることから、北部の溝や柱列は8世紀後半から9世紀代にかけての区画施設及び塀などの遮蔽施設と推定される。未報告であるが、隣接地の試掘調査でこれらの延長が確認されており、併せると1辺60m強の区画となる。一方、集落はこれらの遺構の南側を中心に存在し、8世紀代の竪穴建物も確認されている（下伊那考古学会 1969）。

安宅遺跡は、溝によって区画された8世紀から9世紀にかけての居宅的性格の強い建物群と集落から構成されており、円面硯も7点出土していることが注目される（飯田市教育委員会 1995）。

堂垣外遺跡 どうがいと 恒川遺跡群から南西へおよそ1kmの上郷地区に位置し、同一段丘上に立地する（図3-⑧）。調査区の北部を中心に7世紀後半から8世紀前半と推定される掘立柱建物群が分布する。最大6×5間の側柱建物や、3×3間で平面形が正方形の高床倉庫と推定される総柱建物などからなり、建物方位や重複から少なくとも2時期以上変遷する。

8世紀後半に10.8×11.1mの大型竪穴建物や礎石を有する竪穴建物が出現する。前者からは多量の食器類と共に轆・丸軋が出土し、後者からは緑釉陶器・円面硯・墨書土器が出土する。

8世紀末から9世紀初頭には礎石を有する1辺9m程度の竪穴建物と共に小型の竪穴建物が散在し、後者には鞆羽口や鉄滓が見られるものもある。

9世紀中葉に集落は最大となる。礎石を有する竪穴建物もあるが、建物規模は他と大差は見られない。一方、同時期で最大規模の竪穴建物からは硯が出土し、小鍛冶関連の遺物を持つ竪穴建物もある。これ以降集落は急速に衰退する。12世紀初頭には建物が僅かに出現する。

堂垣外遺跡は、大型竪穴建物を核にして竪穴建物、掘立柱の側柱建物や、高床倉庫と推定される掘立柱の総柱建物から構成され、居宅的な様相を示している。また、円面硯が17点出土しているといった特徴もある（飯田市教育委員会 1994）。

古瀬遺跡 こせ 恒川遺跡群から南大島川を挟んで北側の下伊那郡高森町に位置する。現在の行政区分では自治体は異なるものの同一段丘上に立地する。

調査では平安時代の竪穴建物、中世の屋敷跡等が確認されている。特に竪穴建物のカマド構築材として飯田市金井原瓦窯と同範の軒丸瓦が使用されており、その関連性が注目される。

② 古代寺院推定地

古瀬平遺跡・元善光寺周辺 こせ だいら もとぜんこうじ 恒川遺跡群の北西に近接する古瀬平遺跡と元善光寺境内からは布目瓦が出土しており、近接して8世紀中頃の金井原瓦窯跡、上野瓦窯跡が存在する（図3・4）。『日本三代実録』には貞観8（866）年に、信濃国伊那郡寂光寺を含めた五ヶ寺が定額寺に列せられたとする記事があり、座光寺の語源となった可能性もある寂光寺との関連が推定される。

辻前遺跡 つじまえ 恒川遺跡群から南西へおよそ9kmの川路地区に位置する（図3-①）。古墳時代中期から中世にかけての遺構が確認されており、特に6世紀後半から7世紀代と推定される掘立柱建物群や竪穴建物が注目される。遺構外から丸瓦・平瓦、柱穴から銅椀が出土している。掘立柱建物には3×3間で平面形が正方形のものや、5×3間と規模が大きいものに加え、廂付建物も確認されており、居宅的な様相を呈する。また古寺の小字も残り、古代寺院の存在が推定されている（飯田市教育委員会 2003）

上川路廃寺 かみかわじ 恒川遺跡群から南西へおよそ8kmの竜丘地域の上川路地区の開善寺境内に位置する（図3-②）。近接して6世紀中頃から末に築造された前方後円墳である御猿堂古墳や馬背塚古墳が所在する。

現在の開善寺は14世紀に建立されたものであるが、この境内の西側一帯から布目瓦が多量に出土している。7世紀代と推定される単弁八葉蓮華文軒丸瓦が見られる。調査は行われておらず詳細は不明である。

まえばやし
前林廃寺 恒川遺跡群から南西へおよそ6kmの竜丘地区の桐林地籍に所在する。大正年間から軒丸瓦の出土が知られており、奈良時代の寺院と推定されてきた。採集された瓦には軒丸瓦・平瓦・丸瓦があり、軒丸瓦は単弁四葉蓮華文の極めて地方色の濃いものであるとされている。(岡田 2004)。この他に瓦塔・緑釉香炉蓋・銅鏡等が出土している。

みきやま
御射山遺跡 恒川遺跡群から南西へおよそ5kmの松尾地区に所在する(図3-⑦)。昭和51(1976)年に発掘調査が実施され、8世紀中頃から9世紀の遺構として掘立柱建物7棟、竪穴建物6棟が確認されている。竪穴建物及び掘立柱建物から、愛知県岡崎市の北野廃寺系の瓦当文を持つ軒丸瓦をはじめ丸瓦・平瓦・瓦塔が出土している。瓦の出土量は少ないが、竪穴建物のカマド材に転用されているものもあるため、寺院が近接地に存在する可能性がある(飯田市教育委員会 1978)。

③ 生産遺跡

かないばら
金井原瓦窯跡 恒川遺跡群から北西方へおよそ400mに位置し、上位段丘の段丘崖に立地する(図3-4)。瓦窯1基・工房2箇所が確認されている。出土瓦は北野廃寺に近似し、8世紀中頃に比定されている。史跡恒川官衙遺跡の正倉区画溝から確認された瓦とは同一でないが、隣接する下伊那郡高森町古瀬(道寿)遺跡の竪穴建物のカマド構築材として出土した瓦とは同範関係にある。近接して上野瓦窯跡があるが、未調査のため詳細は不明である。前述の定額寺「寂光寺」に関連する瓦窯と推定される(飯田市教育委員会 1996)。

みやほら
宮洞窯跡群および周辺 恒川遺跡群から南西へおよそ6kmの竜丘地区の駒沢川沿いに、宮洞窯跡群を中心に8基の須恵器窯が確認されており、西側に近接して伊賀良地区にも1基存在する(図3-④)。このうち宮洞1～3号窯跡は発掘調査が行われており(遮那真 1963、下伊那歴史考古学研究所 1979、遮那藤 1987、1988)、1・2号窯跡が8世紀後半、3号窯跡は8世紀中頃と考えられている。出土遺物には須恵器杯A・B、蓋・盤・皿・高杯・鉢・甕・壺があり、1号窯跡からは風字硯が確認されている。また前述の前林廃寺に近接する堤洞窯跡では、須恵器の他に瓦類も出土している。

伊賀良地区の土器洞窯跡も調査が実施されており、須恵器杯A・B、蓋・盤・壺・甕・鉢が出土し9世紀初頭と推定されている(下伊那歴史考古学研究所 1979)。

ごてんだ
御殿田窯跡および周辺 竜丘地区から天竜川を挟んで東岸の龍江地区にも5基の須恵器窯が確認されている(図3-③)。このうち御殿田窯跡は発掘調査が実施されており、須恵器杯A・B、蓋・壺・甕が出土している(下伊那歴史考古学研究所 1981)。また上城上1・2号窯跡からは須恵器杯A・B、蓋・壺・四耳壺・甕・鉢が出土しており、いずれも9世紀代と考えられる。

④ 古代の墓域

あらいばら
新井原遺跡 恒川遺跡群の北側に隣接する(図3-4)。古墳時代から近世にかけての墓域で、古墳・火葬墓・土葬墓・馬墓・集石墓等確認されている。このうち9世紀後半から10世紀にかけての墳墓群として土葬墓と火葬墓が確認され、出土遺物から土葬墓が9世紀後半、火葬墓は10世紀と推定されている。

墓からは緑釉陶器・灰釉陶器・朱墨パレット等が出土し、9世紀後半以降の区画施設と考えられる溝からは7世紀末から8世紀初頭に制作された押出仏が出土している。こうした状況から伊那郡衙官人層の墓域の可能性が指摘されている（飯田市教育委員会 1999）。

(3) 史跡恒川官衙遺跡周辺の地形と遺跡の立地

史跡恒川官衙遺跡の周辺の遺跡については、それぞれの概要を表1から5に、位置を図4に示している。ここではそれらを総括し、地形ごとに捉えられる遺跡の性格や特徴を概観する。

① 史跡恒川官衙遺跡立地面の遺跡（資料2－表1、図4）

史跡恒川官衙遺跡以外に集落跡・散布地が14か所、古墳16基の遺跡が周知されている。この面には本節2(1)で述べたように、洪水被災地や低湿地などが見られることから、以下の4つに地形区分して述べる。

a. 未満水被災地に立地する遺跡

恒川遺跡群の北東部が該当し、史跡もこれに含まれる。この地区は、江戸時代に起きた未満水では被災しているものの、それ以前は水害を被った確率は少なく、郡衙諸施設の設置場所として適地であったと考えられる。

b. 低湿地に立地する遺跡

流田遺跡や篠田遺跡など、集落跡・散布地の4遺跡が周知されていて、弥生時代後期、古墳時代後期、奈良・平安時代の遺物が出土している。地形からみて、遺物は周囲からの流れ込みの可能性も考えられ、水田等の生産地であった可能性が高い。

c. 恒川清水周辺に立地する遺跡

水害とは無縁と考えられる地で、古瀬平遺跡や市場遺跡など集落跡・散布地が4か所、古墳6基の遺跡が周知されている。恒川遺跡群の南西部も含まれ、弥生時代中期から中世まで集落が継続的に営まれている。

水害の影響も少なく、特に恒川遺跡群内では正倉院等の所在する地点から連続しているため、郡衙施設が存在する可能性が高い。

d. 土曾川左岸に立地する遺跡

座光寺石原遺跡、正泉寺遺跡、ナギジリ1号古墳など散布地6か所、古墳7基の遺跡が周知されている。散布地6遺跡の発掘調査は皆無に等しく詳細は不明であるが、五郎田遺跡南東端に見られる小段丘崖下の湧水の存在や、土曾川右岸の発掘調査成果から考えると、官衙と関係が深い古代集落が存在する可能性がある。ナギジリ1号古墳は6世紀後半の築造で、8世紀初頭までの追葬が見られることから官人層の墳墓の可能性もある。

② 史跡恒川官衙遺跡立地面東側の段丘面に立地する遺跡（資料2－表2、図4）

史跡立地面の一段下の段丘面や自然堤防上にあたり、佐野遺跡、上河原遺跡など5遺跡が周知されている。弥生時代後期、古墳時代後期、奈良・平安時代の遺物が採集されているが発掘調査事例がほとんどなく詳細は不明である。

なお、天竜川氾濫原につながる立地環境から、津にかかわる遺跡の存在も想定される。伊那郡は現在の伊那市を流れる三峰川に至るまでの天竜川の上流域を広く含んでいたと考えられ、上流域からの物資運搬に天竜川が活用された可能性がある。伊那郡衙の正倉院は、天竜川から物資を搬入する経路としては最適な位置にあり、この経路の存在が大きな要因となって造営場所が選定されたとも考えられる。

③ 史跡恒川官衙遺跡立地面北側の扇状地に立地する遺跡（資料2－表3、図4）

南大島川と上位段丘の段丘崖に挟まれた三角形の扇状地にあり、新井原・石行遺跡や高岡遺跡、高岡第1号古墳など集落跡・散布地4か所、古墳45基が周知されている。古墳が密集して築造されていることが特徴である。水利に恵まれないことから墓域として利用されたことも想定される。45基の古墳は5世紀半ばから7世紀代のもので、5世紀代の古墳は扇状地の東寄り先端一帯に、6～7世紀代の古墳は西寄り上位段丘崖下一帯に密集して築造されている。前方後円墳の高岡第1号古墳は古墳群の南端に位置する。正倉院の西辺は古墳の周溝と隣接しており、正倉院は高岡第1号古墳を意識して造営されたと思われる。

また、前述の新井原・石行遺跡もこの立地に含まれることから、古墳時代に引き続き平安時代から近世にかけても墓域として利用されていたことが判明している。

④ 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の段丘崖に立地する遺跡（資料2－表4、図4）

座光寺棚田遺跡、金井原瓦窯跡など散布地1か所、瓦窯跡2か所、古墳4基の遺跡が周知されている。このうち石塚1・2号古墳は無袖式横穴式石室が開口しているものの出土遺物は不明で、築造時期が特定できていない。しかし、石室は前方後円墳に匹敵する規模を有することから、前方後円墳の築造終焉後の中核的な古墳であったと考えられる。

瓦窯は定額寺の寂光寺に関連するとみられ、この近くに古代寺院や郡衙に関わる工房施設が存在する可能性がある。

⑤ 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の上位段丘面に立地する遺跡（資料2－表5、図4）

県道飯島飯田線までの間に、座光寺城遺跡や上野遺跡、南本城城跡など、集落跡・散布地8か所、城跡2か所、古墳11基の遺跡が周知されている。このうち、集落跡・散布地の6遺跡からは、縄文時代中期と弥生時代後期を中心とする遺構・遺物が出土している。6世紀初頭の北本城古墳（前方後円墳）は、史跡一帯を見下ろす段丘端に築造され、石室の構造は朝鮮半島との関連性が指摘されている。郡衙造営以前の様相を明らかにする上で重要な古墳である。

この地区には主に縄文時代と弥生時代後期の集落が分布しており、郡衙に関連する遺跡は確認されていない。

⑥ 下伊那郡高森町の関連遺跡（図4）

南大島川の左岸側にあたる本項①に示した史跡恒川官衙遺跡立地面と、③に示した扇状地が南大島川右岸の飯田市側から連続しており、川を挟むものの地形的には一体として捉えることができる。

史跡恒川官衙遺跡立地面の北側に連続する高森町側には奈良時代の集落が確認されている新井原遺跡

があり、恒川遺跡群と同様に円面硯等が出土している。一方、扇状地では飯田市側と同様に古墳が多く、富本銭の出土した武陵地1号古墳もある。このように、郡衙に関連する遺跡は南大島川を越えた高森町側にも広がっていることが判明している。

(4) 史料にみえる古代の伊那郡

律令期の信濃国は、伊那郡・諏訪郡・筑摩郡・安曇郡・更級郡・水内郡・高井郡・埴科郡・小県郡・佐久郡の10郡から成り、現在の木曾郡は美濃国恵那郡に属す。国衙は小県郡から筑摩郡へ移転するが、その時期や所在地には諸説がある。このうち恒川遺跡群の所在する伊那郡は信濃国の南端にあたり、国衙が所在する小県郡までは直線距離にしておよそ100km、筑摩郡まではおよそ80kmあり、北に隣接する諏訪郡衙（岡谷市榎木垣外遺跡）からはおよそ60km離れている。

「伊那」の地名の史料上の初出は、藤原宮 SD170 出土木簡の「科野国伊奈評□（鹿カ）大贄」であり、7世紀末には「科野国伊奈評」と表記されていたことが判明している。また、東大寺正倉院宝物の麻布袋に、「□（信）濃国伊那郡小村□（郷）交易布一段 天平十八年十月」と書かれており、和銅6（713）年の好字令により、「伊那」へと郡名表記が改められたと考えられる。

伊那郡は、『和名類聚抄』高山寺本によると、「伴野」・「小村」・「麻績（績）」・「福智」の4郷（流布本では「輔衆」を加えた5郷）から成る。各郷の所在地については、現在残る地名等の検討から様々な考察がある。このうち、伴野郷は下伊那郡豊丘村伴野を中心とする地域に、福智郷は伊那市富県福智にそれぞれ比定されているが、正倉院宝物に記された小村郷比定地は現在のところ不明である。福智郷比定地は、諏訪郡辺良郷比定地（伊那市手良）と三峰川をはさんで南側に位置しているため、天竜川東岸では伊那郡の郡域が三峰川以南であると考えられる。以上の点から伊那郡の郡域は現在の上伊那郡南部まで及んでいたと推定される。また、麻績郷は善光寺如来の伝説等から恒川遺跡群の所在する座光寺地区周辺を中心とすると推定されている。

伊那郡司については『類聚三代格』に、神護景雲二（768）年正月二十八日の格に引用された内廐寮解に、さらに引用された形で信濃国牧主当伊那郡大領外従五位下勲六等金刺舎人八磨の解がみえる。この史料により、金刺舎人八麻呂が伊那郡大領であり、信濃国牧主当を兼ねていたことが判明している。この金刺舎人八麻呂の初出史料は、『続日本記』の天平神護元（765）年正月七日条であり、正六位上金刺舎人八麻呂に外従五位外を授け、勲六等に叙する記事が記載されている。この叙位・叙勲は天平宝字八（764）年に起こった藤原仲麻呂の乱鎮圧に対する論功行賞とされる。この金刺舎人氏は、欽明朝の磯城島金刺宮に出仕したことに由来する宮号舎人氏族で、科野国造氏の一族と考えられている。

郡衙に関連する寺院の記載としては、『日本三代実録』貞観八（866）年二月二日の記事に「以信濃國伊奈郡寂光寺。筑摩郡錦織寺。更級郡安養寺。埴科郡屋代寺。佐久郡妙樂寺並預之定額。」の記述がある。現在の座光寺の地名はこの寂光寺（じゃくこうじ）に由来すると考える説があり、寂光寺については、「豪族の氏寺→麻績草堂（602年）→郡寺→寂光寺（866年）→元善光寺」と変遷し、伊那郡衙と密接に結びついた寺院となったことで、後に定額寺に選ばれたとする考えも示されている（岡田 2004）。前述のとおり、恒川遺跡群に近接して金井原瓦窯や古代寺院推定地である古瀬平遺跡が所在しており、この辺りに寂光寺が存在していた可能性は高い。

郡衙の機能が喪失した後、その地が荘園化したことを示すと考えられる史料もある。『吾妻鏡』文治

二（1186）年三月十二日条には、後白河法皇が源頼朝に対し、支配下にある下総・信濃・越後3カ国の年貢未納の荘園へ催促を命じられたことが記され、年貢未納の荘園として「信濃国 尊勝寺領 伊賀良庄 上西門院御領 伴野庄 殿下 郡戸庄…」と書き上げられている。この中に記された「郡戸庄」はその荘名から「郡戸」すなわち郡衙のある地域を示す可能性が指摘されている（下伊那誌編纂会1967）。また、伊賀良庄・伴野庄はいずれも伊那郡内であることを考慮すると、郡戸庄は前述の指摘のとおり郡衙一帯を示していると考えられる。所有者として記された「殿下」は当時の摂関家当主藤原基通のことで、郡戸庄は摂関家領として支配されていたと解せられる。

郡戸庄は建長5（1253）年の『近衛家所領目録』にも記され、鳥羽天皇の皇后となった関白藤原忠実の娘である藤原泰子の持つ高陽院領に含まれている。このため、泰子の入内する長承3（1134）年頃には郡衙はすでに廃絶しており、摂関家領の荘園が成立していたと推定される。

その他に、『続日本紀』神護景雲二（768）年六月二十三日条には、「乙未。信濃國伊那郡人他田舍人千世賣。少有才色。家世豊贍。年廿有五。喪夫守志寡居五十餘年。其守節。賜爵二級。」とあり、伊那郡の他田舍人千世賣が、夫の死後も節を守り続けたことを賞され、爵を賜ったことが記されている。このことから、伊那郡内には金刺舍人氏以外にも他田舍人氏を称する有力氏族が存在したことが判明する。

（5）東山道と伊那郡

伊那郡衙の果たした役割と密接に関係するものとして令制東山道がある。令制東山道は近江から美濃国・神坂峠を経て信濃国伊那郡に至る。この神坂峠は恒川官衙遺跡から南西へおよそ22kmの距離にあり、峠を境に美濃国恵那郡に接する。東山道は信濃国に入って伊那谷を北上し、上野国、下野国、陸奥国へと通じており、美濃国との国境である神坂峠を眼前にする伊那郡は、まさに東国への要に位置していた。『延喜式』によると、信濃国の東山道駅家は、「阿知卅疋。育良、賢錐、宮田、深沢、覚志各十疋。以下略」、伝馬「伊那郡十疋。諏訪、筑摩、小県、佐久郡各五疋」と記されている。このうち伊那郡には、現在残る地名等から「阿知・育良・賢錐・宮田」の4駅があり、所在地が推定されている。

伊那郡における東山道のルート等については諸説ある（図3）。『信濃の東山道』（長野県文化財保護協会 2005）によると、神坂峠を通過した東山道は、下伊那郡阿智村駒場に所在が推定されている阿知駅を通過後、江戸時代に中山道の脇往還として利用された三州街道の道筋とほぼ同じく、飯田市伊賀良・上飯田を経て北上するルート（ルート1）と、飯田市三穂・竜丘・松尾・上郷を北上し、座光寺の伊那郡衙を通過するルート（ルート3）と、両者の中間を北上し、伊那郡衙を通過するルート（ルート2）が推定されている。また、阿智駅からルート1と同様に北上し、飯田市伊賀良から駄科へ南下し、松尾・上郷・座光寺を通過するルートも想定されている（北村 2013）。

しかし、道路遺構の調査事例は少なく、上記の駅家と判明した遺跡事例はない。飯田市においては伊賀良地域に「育良」の地名が残り、そこに育良駅家の存在が推定されているものの、遺構等は確認されていない。

以上のとおり東山道のルート及び駅家の位置は未確定ではあるが、東山道最大の難所であり国境でもある神坂峠を控えた伊那郡内に立地する伊那郡衙は、信濃国司の赴任のみならず、東国諸国への官人の往来にあたって、物資等の供給活動や宿泊施設としての役割を頻繁に担わざるを得なかったと考えられる。また、郡内に所在する4つの駅家との関連性を考慮すると、伊那郡衙が駅使への給食、東山道駅路

の維持管理、駅家の維持運用等に果たした役割も大きかったと考えられる。

さらに前述した古墳時代における政治・軍事拠点としての当地の役割は律令期にも引き継がれ、伊那郡衙は東国への出入り口にあたる政治拠点として、また、東山道における対蝦夷政策の軍事拠点として位置づけられていた可能性もある。

(6) 中世以降の様相

本項(4)で示した建長5(1253)年の『近衛家所領目録』にみられるように、郡衙を含めた一帯は、摂関家領の荘園である「郡戸庄」に含まれていたと推定される。この郡戸庄には、現在の飯田市の北部と下伊那郡高森町が含まれ、飯田市の南部は「伊賀良庄」であったと考えられている。

飯田市内からは中世の遺構の事例は少ないものの、恒川遺跡群内には「がにが城」等の地名も残り、中世の竪穴建物や掘立柱建物、城館の堀の可能性のある溝、室町時代と推定される宝篋印塔や五輪塔もみられることから、郡衙廃絶後も集落等が継続することが判明している。

天文13(1544)年からはじまる武田晴信の伊那郡侵攻により、天文23(1554)年には伊那郡全域が武田氏の支配下に入る。青木昆陽による『諸州古文書』には、武田氏支配下の天正5(1577)年、武田信綱から如来堂(現在の元善光寺の前身)に寺領が与えられたことを記す史料もある。

天正10(1582)年の織田氏による武田征伐後、伊那郡は織田氏の支配地となるものの、本能寺の変により甲斐・信濃両国は大混乱に陥り、伊那郡でも徳川・北条・上杉氏による争奪戦が繰り返された。一旦は徳川氏が支配するものの、徳川氏の関東移封に伴い、豊臣氏家臣の毛利秀頼が伊那郡を支配した。飯田市内にはこの時期の山城が数多くあるが、座光寺地域に築城された「南本城城跡」は、大規模な堀切と複数の郭を重ね巡らす臨戦的な山城であり、構造の複雑さから有力大名の関与が推定されている(飯田市教委 2011)。伊那郡支配を巡る抗争の激しさを反映した山城として注目される。

慶長6(1601)年、江戸幕府により小笠原秀政が飯田城に封じられ、飯田藩が成立する。飯田藩は、幕末までの間に小笠原氏・幕府領・脇坂氏・堀氏と藩主が移り変わり、石高もそれぞれ異なる。そうした中で座光寺地域は一貫して飯田藩領の座光寺村として幕末を迎える。

座光寺村では、天竜川沖積地の新田開発が盛んに進められたが、天竜川の水害に頻繁にさらされてきた。このため、治水・利水の機能を有する堤防である「石川除」の築造が文化14(1817)年に始まり、文政3(1829)年に竣工した。石川除はその後も改修が行われ、天竜川の水害を減少させる役割を果たしてきた。

明治維新後、飯田藩は飯田県となり、後に筑摩県に編入され、さらに明治9(1876)年には長野県に編入される。また伊那郡は明治12(1879)年に上伊那郡と下伊那郡に分割され、下伊那郡役所が飯田町に設置されている。

明治5(1872)年の学制発布後、筑摩県は小学校の設置を奨励した。そうした中、座光寺村では翌年から地域住民の寄付や尽力により「麻績学校(現 旧座光寺麻績学校校舎)」の建設事業が進められ、明治7(1874)年4月4日には麻績学校での教育が開始された。

昭和に入ると下伊那郡役所のある飯田町を中心に、周辺の町村の合併が進む。昭和12(1937)年には飯田町と上飯田町が合併し、新たに飯田市が発足する。以来、昭和31(1956)年から平成17(2005)年までの間に座光寺村・松尾村・竜丘村・伊賀良村・山本村・三穂村・下久堅村・川路村・龍江村・千

代村・上久堅村・鼎町・上郷町・上村・南信濃村の2町13村との合併を行い、現在の飯田市となった。

4. 史跡恒川官衙遺跡周辺の文化的景観

史跡恒川官衙遺跡が所在する座光寺地域は、河岸段丘と見晴山断層などの断層崖が天竜川から中央アルプスに向け階段状に連続する。さらにこれらは天竜川に注ぐ河川により浸食され、複雑な段丘地形を織り成している。断層崖や段丘崖には樹木が生い茂り、かつては里山として地域の業に活用され、現在も緑の回廊として人々の生活圏を取り巻き、地域の自然景観の主要な要素を成している。

飯田下伊那地域は、自然植生の南北限にあたる植物が多く、果樹も温暖地系のナシ・モモと、寒冷地系のリンゴの両方が収穫できる地域である。また、長い日照時間や、盆地特有の気温差の大きい気候は高品質な果樹の生産を可能にしている。こうした利点を生かして、段丘上には果樹園が多く、花期や収穫期には彩りある景観を見ることができる。

晩秋の朝、天竜川の川霧が地域を覆う日もある。川霧に沈む伊那谷も季節の移り変わりを伝える自然景観の一つである。この川霧は、飯田下伊那地域の特産品となっている「市田柿」の干しあげの過程に欠かせない自然条件の一つとされ、川霧の発生しやすい史跡周辺では、市田柿の「柿すだれ」が晩秋から初冬に移り変わる季節の風物詩として親しまれてきた。ただし、昨今は衛生管理の徹底から、柿すだれを屋外につるすことはなくなった。

3 節 発掘調査の概要

1. 調査の経過と調査方法

(1) 調査の経過

恒川遺跡群は、市村威人氏によって伊那郡衙推定地として最初に注目された（下伊那誌編纂会1955）。

その市村氏の指摘からおおよそ20年後の昭和52（1977）年、恒川遺跡群では国道153号の座光寺バイパス区間の建設工事に先立つ発掘調査（以下、「1次調査」という）が開始された。調査では、縄文時代から近世にかけての遺構・遺物を確認したが、特に奈良・平安時代については、掘立柱建物群、和同開珎銀銭、多数の陶硯類、緑釉陶器等の官衙的性格が強い遺構・遺物の発見があり注目を浴びた。このため飯田市教育委員会では、昭和57（1982）年から遺跡の全容解明と伊那郡衙の発見に向けた確認調査（以下、「範囲確認調査」という）を開始し、平成27（2015）年3月末までに38次にわたる発掘調査を実施してきている。

一方、国道153号の座光寺バイパス区間（現在は国道153号本線）の完成にともない沿線の諸開発も急激に進んだため、店舗や個人住宅建設に先立ち、記録保存を目的とする発掘調査（以下、「緊急調査」という）を実施せざるを得ない事態が生じた。この調査においても遺跡の重要性を考慮し、事業者の協力を得て可能な限り遺構の保存に努めてきた。こうした緊急調査は平成27（2015）年3月末までに48次に及ぶ。

以上の調査履歴については、資料1及び『恒川遺跡群総括編』（飯田市教育委員会 2013）に示している。

（2）調査方法

① 遺跡名・調査地点及び遺構表記の方法

恒川遺跡群の調査にあたっては、当初から、遺跡群内の地籍名に基づき、「池田（略号 IKD）・田中倉垣外（略号 TNA・KUR）・恒川 A（略号 GOA）・恒川 B（略号 GOB）・白山（略号 SRY）・薬師垣外（略号 YKS）・阿弥陀垣外（略号 AMD）・新屋敷（略号 ARY）」の8つの地区に区分し、地籍ごとに調査地番や遺構番号を付加してきた。これらの8つの地区をそれぞれ遺跡として独自に扱い、全体を恒川遺跡群と呼んでいる。

遺跡名の「恒川」の語源については、寛文6（1666）年の検地帳や明治年間の土地台帳切図の字名の調査により、「五かわかいと」・「五川はたけ」・「五くわん」等の地名に由来することが指摘されている（今村 1978）。また、座光寺地域では、「ごんが」や「ごんがわ」と2つの発音がある。

図面類や遺物注記にあたっては、地籍ごとの略号と地番及び遺構名称を記載してきた（例 YKS3450-12号住居址）。平成9（1997）年度からは、遺構名称について、長野県内での情報共有を考慮し（財）長野県埋蔵文化財センター使用の遺構略号を採用することとした（例 竪穴建物はSB〇〇、掘立柱建物はST〇〇）。しかし、調査地点の増加にともない、図面への表記が煩瑣なうえ図面上における地点の特定も極めて困難であることから、平成25（2013）年度には、調査地番・調査個所については調査年度の古い順から「1次調査区」のように通し番号で示し、図面上では「1次」と略記するように改めた。従来の調査地番と本書での調査回数との対応関係は『恒川官衙遺跡総括編』（飯田市教委 2013）に示している。遺構番号については、従来どおり調査地籍毎の通し番号としている。

なお、遺構記号については、平成22（2010）年、文化庁刊行の『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』に掲載の遺構記号に準ずるのが望ましいが、本書では旧来の（財）長野県埋蔵文化財センター方式の遺構略号を用いている。

② 調査区の設定方法

調査区の設定にあたっては、昭和52（1977）年度から平成4（1992）年度までは調査区ごとに任意に設定したグリットを用いてきたが、平成5（1993）年度から平成17（2005）年度までは日本測地系による飯田市埋蔵文化財基準メッシュ図に基づいてグリット設定を行い、平成18（2006）年度からは世界測地系による飯田市新埋蔵文化財基準メッシュ図によっている。なお、任意設定の調査区と日本測地系及び世界測地系を用いた調査区との図面の整合は、任意設定調査区については方位及び重複遺構、建物・道路位置を基に、日本測地系については座標の変換を行い、世界測地系の基準メッシュ図にすべて置き換えている。

③ 遺構の調査方法

遺構検出面までの掘削は主として重機で行ったが、重機による掘削が困難な場合は手作業による掘削を行った。検出遺構の調査にあたっては、範囲確認調査の場合、遺構の性格や時期の判別を目的に、必要最低限のトレンチ調査とし、基本的に遺構は掘り下げず、遺構の一部を半截調査するに留めている。

なお、これらの箇所では遺物の取り上げを行っている。また、郡衙に関わる遺構の検出箇所では、調査後に遺構検出面を山砂で覆い保護層としたうえで埋め戻しを行っている。

緊急調査の場合は、遺構の破壊が必至であるため、記録保存を目的にした遺構の完掘及び遺物の取り上げを行っている。

遺構の実測にあたっては、1次調査の際は遣方測量を用い、それ以降の範囲確認調査では平板測量を使用した。しかし、前述のとおり、平成5（1993）年度から日本測地系、平成18（2006）年度から世界測地系に基づく基準メッシュ図を作成し、これに基づきGPSによるグリッド設定によって測量を行っている。なお、調査面積が狭小な場合は、トータルステーション及び写真測量を用いた調査区もある。

④ 整理等作業

昭和58（1983）年度から平成13（2001）年度に実施した範囲確認調査については、調査年度中に個別遺構図・遺構全体図等の作成、遺物注記・接合作業・実測等を行ったうえで、概要報告書を作成してきた。また、平成14年度からは、およそ3年ごとまとめて概要報告書を作成している。

緊急調査については、調査年度の翌年度に遺構図等の作成及び遺物注記・接合・実測等を実施し報告書を刊行している。

緊急調査報告書や概要報告書の作成により、年度ごとの遺構図面類の整理や遺物の基礎的な整理作業は終了していたものの、70次を超える範囲確認調査及び緊急調査の成果を総合した報告書の作成が急務となっていた。

そこで、平成14（2002）年度から15（2003）年度にかけ、遺跡群全体の遺構をまとめた報告書を作成した。しかし、遺物に関する詳細な検討が行われておらず、遺跡内における遺構の変遷を十分に捉えることができなかった。このため、平成16（2004）年度に郡衙に関連する古代から中世の土器編年に基づく時期区分を示した報告書を作成し（飯田市教育委員会 2005）、平成19（2007）年度には古代の遺構や遺物を抽出した報告書を作成した（飯田市教育委員会 2007）。さらに平成24（2012）年度には、郡衙に関連する遺構や遺物について総括した報告書を作成した（飯田市教育委員会 2013）。

しかしながら、古代の土器編年と郡衙に関連する遺構・遺物については検討しているものの、他の時代の遺構・遺物に関する検討は未だ不十分であり、現在までの調査成果を総合し、恒川遺跡群の全時代を網羅した総括的な報告書の作成が今後の課題となっている。

⑤ 遺物・図面類の保管

恒川遺跡群出土遺物のうち、1次調査の一部は飯田市美術博物館に常設展示されており、長野県宝に指定された和同開珎銀錢（1次調査区 TNA・KUR SB44）及び富本銭（寄託）も同館に保管され、レプリカが常設展示されている。また国立歴史民俗博物館や、大阪府立弥生文化博物館には弥生時代の石器が貸し出されており、常設展示されている。その他の出土遺物については飯田市考古資料館に収蔵され、一部は同館に常設展示されている。

調査図面及び写真類は、すべて飯田市考古資料館に保管されているが、写真については劣化に備えデジタルデータ化を図っていく必要がある。

なお、昭和47（1972）年に調査された池田地籍の出土遺物に関しては、麻績史料館にその一部が展示・

保管されている。

2. 発掘調査の概要

史跡恒川官衙遺跡を含む恒川遺跡群は、縄文時代から近世にかけての大規模な複合遺跡であり、郡衙に関連する遺構と、各時代の集落が遺跡群内のほぼ全域にわたって確認されている。これまでに確認された遺構には、竪穴建物 780 棟（縄文時代 4、弥生時代 106、古墳時代 424、奈良時代 37、奈良ないし平安時代 4、平安時代 91、中世 8、不明 106）、掘立柱建物 189 棟（古墳時代前期～中世）、礎石建物 7 棟（奈良時代～中世）、溝 239 条、道路 1 条、工房 1 基などがある（図 6）。

史跡指定地は遺跡群の北部に位置する新屋敷・薬師垣外・阿弥陀垣外・恒川 B・田中倉垣外の 5 地籍にわたっている。しかし、史跡指定地外に分布する各時代の遺構についても、郡衙の成立以前から衰退以降までの歴史を物語るものとして重要である。ここでは、指定地及び周辺地籍における発掘調査によって判明した古代の遺構・遺物の調査概要を述べるとともに、それに前後する古墳時代以前や中世以降の遺構・遺物についても概略を記すこととする。

(1) 古代の遺構と遺物

古代の遺構には、新屋敷地籍・薬師垣外地籍の指定地を中心に確認された郡衙関連遺構と、田中倉垣外地籍一帯の集落の遺構がある（図 7）。郡衙関連遺構には、正倉院を構成する正倉の掘立柱建物・礎石建物及び正倉群を囲繞する溝（以下、「正倉区画溝」という）、厨家あるいは館と推定される掘立柱の側柱建物や竪穴建物（以下、この地区を「厨家・(館) 推定地」という）、郡衙域の北東限を画する溝（以下、「郡衙北限溝」という）、郡衙を構成する曹司と推定される掘立柱の側柱建物（以下、この地区を「曹司推定地」という）、郡衙の祭祀空間と推定される恒川清水地区の祭祀関連遺構がある（図 8）。なお、郡庁は未確認であり、正倉院・厨家・(館) 推定地、郡衙北限溝、恒川清水及びその隣接地が史跡指定されているものの、郡衙関連施設の確認された全域が指定地に含まれているわけではない。

① 正倉院

a. 正倉院の遺構・遺物

正倉院は、県史跡高岡第 1 号古墳南側一帯に広がり、史跡指定地の大半を占める。現状で確認された遺構は、掘立柱建物 14 棟（総柱建物 6 棟・側柱建物 8 棟）、礎石建物 5 棟（すべて総柱建物のうち 1 棟に総地業をとまなう）であり、建物規模・配置の特徴や出土した炭化米から正倉及び関連施設と判断される（図 9）。前述のとおり、正倉区画溝も確認されており、全体として正倉院を形成している。溝の規模は、幅 2～3.5 m、検出面からの深さは 0.3～0.9 m で断面形は逆台形を呈し、一部に溝の改修が認められる。また、33 次 1 区調査区および 36 次調査区で検出された正倉院の南西隅部にあたる区画溝からは瓦が出土しており、正倉院内に瓦葺正倉の存在も想定される。

b. 正倉院の変遷

正倉院の遺構は以下の 4 時期の変遷をたどる（図 10）。

[正倉Ⅰ期] 薬師垣外地籍 38 次調査区及び 40 次調査区が該当する。すべて掘立柱の側柱建物で、薬師垣外地籍では、8 世紀代の正倉が造営される以前に、38 次調査区で ST08・09、40 次調査で ST12 が検出されている（図 10）。いずれも掘立柱の側柱建物で、3 × 3 間の正方形に近い平面形を呈し、桁行が 4.4 m、梁行は 3.8 ～ 3.9 m で、平面積は 16.7 ～ 17.2㎡と小型である。柱掘方は、すべて布掘りのもの、壺掘りと布掘りを併用するものがあり、ST08 は一つの壺掘り柱掘方に 3 つの柱痕が確認される。38 次調査区の ST08・09 は桁行の柱筋を揃え 4 m の間隔をあけて直列する。40 次調査区の ST12 はこれらとは離れているが、建物方位や規模等が同じため、同一時期と判断される。南西辺の正倉区画溝に建物方位が近似する。

これら 3 棟は、その平面形や配置のあり方からみて、高床倉庫であった可能性がある。これらの建物は、1 次調査区 TAN・KUR 地点で確認されている 7 世紀後半から末の建物と規模や形態・基礎構造が極めて類似していることから、それらとほぼ同時期と考えられる。また、周辺には 7 世紀代の竪穴建物が存在しないことから、これらを本格的な正倉の造営に先行する倉庫群として捉えることが可能である。7 世紀代の豪族居宅に付属する小規模な穀物収納施設に類似する小型の倉が本格的な正倉院以前に造営されていたと考えることができる。この時期を正倉Ⅰ期とする。

建物の配置は、ST08・09 が建物の平側の柱筋を揃えて造営されており、数棟が直列に並ぶ可能性がある。ただし、ST12 は単独で存在する可能性もあるため、Ⅰ期の建物群全体としては「口」の字型などの計画的な配置を形成しないと考えられる。また、これらの建物には、建替えが確認されないことや正倉Ⅱ期以降の建物とも重複しないこと、また、周辺に他遺構が存在しないといったことが特徴的である。



写真4 倉庫と推定される側柱建物
(Ⅰ期 40 次調査区 ST12)

このことから正倉Ⅰ期の存続期間は短く、その配置も暫定的なもので、本格的な正倉院成立前の様相を示しているといえる。

[正倉Ⅱ期] 正倉区画溝による院の形成と院内へ正倉の計画的造営が明確に見られる段階で、正倉区画溝及び正倉の柱掘方の出土遺物から 8 世紀前半に位置付けられる。

正倉区画溝は北東辺・北西辺・南西辺が判明している。このうち北西辺は高岡第 1 号古墳の周溝を避けて屈曲すると推定される。また北東辺については、70 次調査区で南東方に向かう状況が一部確認されており、68 次調査区の北側付近で南東辺の溝と連なることが想定される。

正倉は 34 次調査区の ST07、32 次調査区の ST05・06、25 次調査区の ST03 及び 49 次調査区の建物群が該当する。Ⅰ期の建物位置での建替えは行わず、区画溝寄りを選地して新たに造営している。

ST05 ～ 07 の 3 棟はいずれも 4 × 3 間の掘立柱の総柱建物で、平面積は 40 ～ 47㎡を測り、平側の柱

筋を揃え、ほぼ等間隔に直列配置される。また、この南東方で確認された ST03 は、ST05～07 の柱列の延長線上から梁行で 1 間分北東側にずれているものの、建物方位及び規模も同程度であることから、同じ正倉列を意識して配置されたと考えられ、正倉院の南西辺に平行するような形で正倉列が設けられたとみられる。これらのうち、ST03・07 の上層からは、ほぼ同一位置に重複して礎石建ちの総柱建物が検出されていることから、同所で礎石建ち建物への建替えが行われたと判断される。



写真5 正倉（Ⅱ期 32次調査区 ST05）

このため、36次調査区の ST11（礎石建ち総柱建物）及び46次調査区の ST65（礎石建ち総柱建物）の下層にも同様に掘立柱の総柱建物の前身建物が想定されよう。したがって現状では、南西辺の溝に沿った正倉列が1列確認されており、北東・北西辺についても同様な正倉列が想定され、北東辺にも正倉列が存在する可能性がある。

49次調査区の ST17～19、22・23 は掘立柱の側柱建物である。「屋」にあたる可能性のほか、建物周辺から円面硯が出土しているので正倉の管理棟であった可能性も指摘できる。基本的に2棟の建物が同一個所で2～3回建替えられたものと判断されるが、重複関係が不明瞭で当該期の建物のみを抽出することは困難である。しかし、区画溝に沿う形で存在することと、建物方位も溝や総柱建物と近似することから、当該期にも側柱建物が存在したと判断される。建物の平面形式は3×1間や4×3間と様々である。

[正倉Ⅲ期] 正倉が掘立柱の総柱建物から礎石建ちの総柱建物へ建替えられる段階であり、各地のこうした変遷例からみて、8世紀後半から9世紀代に位置づけられる。また、33次調査区検出の区画溝からは8世紀後半代の瓦類が出土しており瓦葺の法倉の存在が想定される段階である。

正倉区画溝も同位置で存続し、正倉は36次調査区の ST11、25次調査区の ST13、34次調査区の ST15、46次調査区の ST65 が該当する。確認されている建物は耕作などで礎石が抜き取られていたり、調査区の関係で一部のみを検出に留まったりしているため、詳細な規模等は不明である。しかし、ST13・15 はⅡ期の掘立柱建物の正倉の上層に重複して



写真6 正倉（Ⅲ期 36次調査区 ST11）

造営されており、同一個所で掘立柱から礎石建ちへの建替えが行われたと考えられることから、建物規模も同様と判断される。また、礎石建物の重複が確認されていないST05・06にも後身建物が存在した可能性があることから、正倉院全体ではⅠ期と同様な正倉列を推定できる。また、49次調査区の屋ないし管理棟と考えられる掘立柱の側柱建物も同所での建替えを行っており、Ⅱ期に引き続いて存在すると考えられる。

[正倉Ⅳ期] Ⅱ・Ⅲ期の正倉院の建物配置が大きく崩れ、規則性のある建物配置は見られず、正倉区画溝の存続も認められない。現状で確認されている正倉院の最終段階であるが、総地業をともなう建物が新たに出現する。

6次・38次・45次のST01・24及び70次調査区のST67が該当する。このうち、ST01・24は、ほぼ埋没状態にあったSD10（弥生時代以前の自然流路）の窪地を整地した後に造営されている。この整地層から9世紀末の遺物が大量に出土している。また、ST67の総地業の底面からは、9世紀末から10世紀前半の遺物が出土しており、正倉Ⅳ期を9世紀末から10世紀前半と想定することができる。

ST01・24は、掘立柱の総柱建物で、ST24が古くST01が新しい。同一位置での建替えと判断される。建物位置はⅡ・Ⅲ期の正倉列と全く重複せず、それまでの空閑地に造営されている。柱掘方はすべて壺掘りで、根石の見られるものもある。

ST67は総地業をともなう礎石建ちの建物であるが、遺構上面が耕作により削平されているため建物規模は不明である。建物方位は他時期の正倉と異なり、梁行方向がほぼ真北をとる。

これらの建物は造営方位や配置に計画性が認められないため、時期的に異なる可能性がある。

以上のとおり、Ⅳ期の正倉は、Ⅱ～Ⅲ期の正倉院の敷地内の中央空閑地から北東辺寄りにかけての位置に分布すると想定され、敷地面積が減少している可能性がある。また、現状では周辺を区画する溝等の施設や他の建物も確認されておらず、明確な正倉院を構成していないことも想定される。



写真7 正倉（Ⅳ期 70次調査区 ST67）

② 厨家・(館) 推定地

南大島川の旧河道に面した段丘縁辺部に位置し、史跡指定地の北東部に所在する（図8）。22次調査区および南東側に隣接する1次調査区 ARY 地点の遺構は、掘立柱の側柱建物15棟と竪穴建物5棟から構成される。『恒川遺跡群 官衙編』（飯田市教育委員会 2007）で「館」と推定した建物群であるが、廂付建物等の主要建物が存在しないこと、北東側に近接する溝から食器類が大量に出土しており、厨房施設からの廃棄物の投棄が想定されること、さらに、竈屋と推定される長方形の竪穴建物が並存することなどから、「厨家」にあたる蓋然性が高く、近接して館が存在すると考えられる。また、竈屋とした

竪穴建物の存続期間が7世紀末から8世紀末であることや、溝への廃棄が9世紀末にはほとんど行われていないことから、この地点における施設の存続期間は7世紀末から9世紀後半までと推定される。なお、1次・22次調査区の遺構は開発に伴い滅失し指定地に含まれていないが、北東側の郡衙北限溝にかけての指定地の未調査箇所に一連の遺構が存在すると考えられる。



写真8 厨家推定地 掘立柱建物（22次調査区 ST57 ほか）

③ 郡衙北限溝

史跡指定地の北東部、南大島川の旧河道の窪地を望む地形の変換点に位置する（図8）。

遺構は2次調査区の1区・2区を中心に1次調査区 ARY 地点でも確認されており、全長130 m以上、幅2 m、深さ0.5～0.7 mを測る。断面形は逆台形である。水流の痕跡は見られない。溝は丘陵端部を地形に沿って北西から南東方向に走行し、2次調査区の1区で南西方向へ屈曲する可能性がある。2次調査区の3区では検出されていないため、北東方への延長部分は不明である。

溝の埋土からは、特に厨家推定地の北側にあたる2次調査区2区において、円面硯をはじめ8世紀初頭から9世紀代の須恵器の杯・B、蓋・盤・高杯・甕、土師器の杯・胴甕・甌等が多数出土している。このことから、厨家から溝へ廃棄物の投棄が継続的に行われていたと推定される。これに対し2次調査区の1区では遺物が少ない。

溝は、1次調査区 ARY 地点で6世紀末の竪穴建物に重複することと、溝へ投棄された遺物が8世紀初頭を最古とすることから、8世紀初頭には存在したと推定される。そして、9世紀末以降の遺物が減少することから、この段階でほぼ埋没したと考えられる。

溝からは、炭化米が出土しないことや、溝の南側には正倉以外の竪穴建物や側柱建物等が存在することから、正倉区画溝の北東辺にあたるとは考えにくく、丘陵端部に位置することから、現段階では郡衙の造営当初に郡衙の北東限を区画するために掘削された溝と想定している。

④ 曹司推定地

正倉院の南東側一帯に位置するが史跡指定地外である。14次調査区および西側に隣接する1次調査区 ARY・GOB 地点を中心に建物が集中する。1次調査区 ARY 地点の建物はいずれも掘立柱の側柱建物で、最大は4×3間のST06、最小は2×2間のST09である。ST09を除く4棟の柱掘方は、円形もしくは方形を呈し、1 m以上の規模を有するものが多い。4棟の建物方位に規則性は無いが、同一建物の建替えも推定される。1次調査区 GOB 地点にも4×2間のST16や4×3間と推定されるST15、柵から成る遺構群がある。

14次調査区では19棟の掘立柱の側柱建物が狭い範囲で重複する。この地点は、7世紀末までの集落域で、集落は8世紀代から一旦途切れ、12世紀に竪穴建物が再度出現する。このため、郡衙設置時に

集落が移転したと推定される箇所である。掘立柱建物は7世紀末の竪穴建物より新しく、6世紀後半から12世紀代の遺物が出土する溝（SD37）及び溝に並行する柵（SA01）、12世紀の竪穴建物より古い。

これらの建物は、同一箇所でも複数回の建替えがあり、数時期にわたる存続が想定されるが、現状でその性格は判然としない。しかし、建物規模や周辺の状況から郡衙を構成する曹司の施設と考えている。

なお、1次調査区 AMD 地点の遺構は道路のため滅失している。

⑤ 祭祀空間

正倉院の南西辺の溝から南西方へおよそ100m離れた位置にあり、恒川遺跡群のほぼ中央に所在する。恒川清水とその隣接地が史跡恒川官衙遺跡の指定地に含まれる。郡衙に関連する祭祀の場と考えられる。

恒川清水は恒川官衙遺跡の北東側を天竜川に向かって流れる南大島川の複合扇状地の扇端付近に立地し、周辺にも小規模な湧水が見られるが、その中でも最大規模の湧水である。豊富な湧水を利用した菜洗いや子どもの遊び場として地域住民に親しまれ、その流水は下流側の水田の用水として利用されてきた。しかしながら、現在は冬期間の湧水が見られない。これは、昭和52（1977）年の国道153号のバイパス区間の建設工事により、地下水脈の水位が下降したことが原因とされる。4月以降は少量ながら水が湛えられ、往時の姿を偲ぶことができるが、土壌の堆積もあり、干水時には雑草が、湛水時には藻等が繁茂し、清水の景観を阻害している。

現状は、高さ1～1.5mの石垣によって囲まれた、長辺11m、短辺7mの平行四辺形のプール状を呈し、清水北西側には「水神」の石碑が設置されている。この石碑の北側に面した石垣下部の隙間から水が流

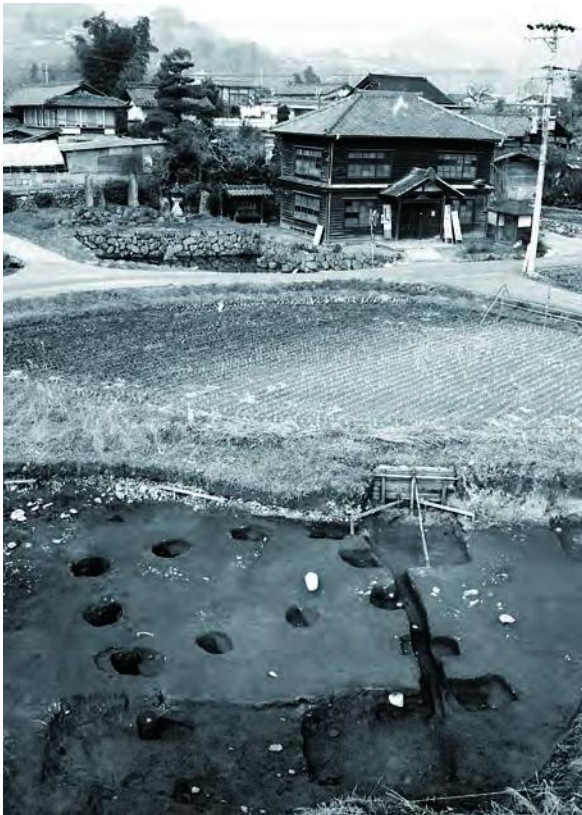


写真9 恒川清水と掘立柱建物の遺構
(1次調査区 GOA 地点 ST01 昭和50年代)



写真10 木製祭祀具
(1次調査区 GOA 地点出土)

れ出している。底面には長径 4.5 m のサークル状に礫が配置された個所があるが、これは昭和 28 (1953) 年に防火用水として掘削された個所を示している。西側の石垣上に十王堂、秋葉大権現、金毘羅大権現等の石碑がある。

清水本体の調査事例は無いが、昭和 28 年に防火用の貯水池としての利用を目的に掘り下げ工事が行われ、須恵器盤・甕等や土師器高杯が出土したことが伝えられている (大沢 1954)。

恒川清水近接地の調査としては 1 次調査区 GOA 地点がある。調査地点は、恒川清水から南東方へおよそ 25 m 離れており、恒川清水の流路上に位置する。調査では清水の流路や湿地の広がり確認され、弥生時代後期から平安時代にかけての木製品・土器類、古墳時代の石製模造品等の遺物が多量に出土している。木製品には工具・農具・紡織具・容器・食器具・楽器・祭祀具・部材等があり、祭祀具には舟形・鳥形・刀形・馬形・人形・鎌形・斎串がある。人面墨画土器や土馬は出土していない。これらの祭祀具は、流路内で他の木製品と混在して出土しており、本来の使用場所から流出したものと推定される。また、植物種子も多量に出土し、特にモモ種子は数多く見られる。湿地内の流路脇には、内部に間仕切りを有する掘立柱建物 (ST01) が確認されており、建物の妻側を清水に向けた配置から、清水を意識した祭祀的性格を持つ建物と考えられる。

上記の調査状況から、恒川清水においては、古墳時代には湧水あるいは導水祭祀が行われていた可能性を指摘できる。そして馬形・人形・斎串等の存在から、奈良時代には律令的な祭祀に変容し、郡衙における祭祀空間としての機能を果たすようになったと考えられる。その後、中世に至っても祭祀空間としての機能は変わらずに維持され、近代では信仰の場として多数の石碑類が建立され、清水を中心とする空間が神聖な場所として認識され続けたといえる。なお、1 次調査区 GOA 地点の遺構は滅失しており現存しない。また、1 次調査区 GOA 地点上流側は未指定であり、さらに清水本体を含め未調査であるため、祭祀遺構の全容解明と、伊那郡における律令祭祀の実態把握のための調査が必要となる。

⑥ 郡衙関連施設の配置

現状で把握されている郡衙施設の配置をみると、遺跡北東部の丘陵の縁寄り郡衙の北限溝があり、その南東側に厨家と推定される施設が位置している。厨家から北西側一帯は未調査部分であるが、厨家に近接して館が存在すると想定される。

正倉区画溝は南西辺の多くの部分と、北西・北東・南東辺の一部が確認されている。正倉は各辺の区画溝に沿うように並ぶと想定される。現状で北東・南西・北西の正倉列の存在が確認されているが、北東列は未確認である。正倉院から北東側段丘崖にかけても掘立柱建物を中心とする建物が多数確認され、陶硯の大量出土や建物規模から曹司と推定されるが、その究明は今後の課題となる。

恒川清水やその流路にあたる箇所からは、古墳時代から律令期にかけての祭祀具が出土しており、律令期には、この一帯が、郡衙に関連する祭祀空間として利用されていたと判断される。

これまでの調査で明らかになっている諸施設の配置状況を考慮すると、未確認の郡庁は、正倉院北東側の未調査箇所、正倉院南西側、正倉院南東側の 3 箇所が有力な候補地となる。また、池田地籍の北側に接する一帯では、8 世紀中頃の瓦窯跡や瓦の出土があり、郡衙と密接にかかわる寺院や後の定額寺である「寂光寺」の存在が予想され、今後の調査研究が必要である。

⑦ 特徴的な郡衙関連遺物

郡衙関連遺物の中で特徴的なものとして、瓦・墨書土器・陶硯・炭化穀類等がある。このうち瓦は、前述のとおり正倉区画溝から出土したもので、重圏文状の軒丸瓦、無文の軒平瓦、平瓦、丸瓦がある。熨斗瓦などの道具瓦は現状で確認されていない。これらの瓦の存在から瓦葺の正倉が想定され、南関東以南での瓦葺正倉は未発見で、注目されるとともに、慎重な判断が必要である。

墨書土器は現状で41点出土している。その多くは正倉院内で確認された旧河道の整地層中から出土したものである。この中には「厨」墨書灰釉陶器碗、「官」墨書土師器杯等があり、郡衙の厨家が保有した器であることを示唆している。また、これらの墨書土器は9世紀末と考えられるため、郡衙が9世紀末までは存続していたことを示すとともに、その時期には厨家が正倉院付近に移設された可能性もある。

恒川官衙遺跡を最も特徴付ける遺物は多量の陶硯である。郡衙の施設が確認された範囲からは、現状で総計66個体の定型硯と4個体の転用硯が出土している。この数は長野県全体の定型硯出土量のおよそ25%を占め、郡衙としては全国的にも異例の出土量である。陶硯の種類は圈足円面硯を主体とし、格式の高い獣脚円面硯も一個体出土している。

圈足円面硯は、脚部径が20cmを超える大型のものが多く、時期的には8世紀代を中心とする。現段階では9世紀前半の風字硯は確認されておらず、9世紀以降の転用硯の出土も少ない。

陶硯は、前述の正倉院や厨家と推定さ



写真11 正倉区画溝出土瓦の復元（33次調査区出土）



写真12 郡衙域出土陶硯

れる場所において、数個体ずつ確認されており、それぞれの施設での使用と廃棄を想定することができる。また、前述の曹司推定地一帯からも10個体以上の陶硯が集中して出土しており、文書実務が集中する施設の存在が予想される。

正倉院からは炭化米が広範囲に出土しており、一部に粟も確認される。このうち、炭化米はブロック状に固まった出土状態を示すことが特徴的である。炭化米のブロックには稲穂の方向が揃うものと揃わないものがあり、前者は穎稲、後者は稲穀の可能性がある。また、初殻が無く、表面に米の縦溝や胚芽が確認できない握り飯状の固まりもあり、糯の可能性がある。これらの存在から、穎倉・穀倉・糯倉・義倉の存在を指摘できる。歴年較正年代(σ)は、36次調査区出土の炭化米がcalAD651～calAD679、32次調査区出土の炭化米がcalAD714～calAD861である。また、33次調査区1区の正倉区画溝から出土した炭化材や45次調査区の炭化米と共伴した炭化材はモミ属(Abies)であることが判明しており、正倉の建築部材の一部にモミが使用されていたとみられる。

⑧ 郡衙の存続期間

伊那郡衙の成立時期は、正倉Ⅰ期や並存する遺構の様相から7世紀後半から末と判断される。しかし7世紀末段階まで郡衙域の東端に竪穴建物からなる集落が存在するため、成立期の郡衙は正倉Ⅱ期に比して小規模であったと想定される。

郡衙の終末時期については、9世紀末の「厨」・「官」墨書の存在と正倉Ⅳ期における正倉配置の変容を考慮すると、9世紀末において郡衙は確実に存在するものの、それ以降は規模が縮小すると想定される。さらに12世紀初頭には郡衙域の東端に竪穴建物が侵入することから、10世紀から11世紀代までの間には郡衙の機能が失われたと考えられる。

また、第Ⅱ章第1節で示した『吾妻鏡』や『近衛家所領目録』によると、伊那郡衙一帯を含めた地域では、12世紀前半には摂関家所有の荘園である郡戸庄が成立していたと推定されるため、文献史料上からも遅くとも11世紀代には郡衙の機能が失われ、郡衙を含む麻績郷一帯が荘園化したと想定される。

⑨ 郡衙周辺の居宅・集落

田中倉垣外地籍や恒川B地籍南部、薬師垣外地籍南部から竪穴建物を主体とする集落が確認されている。郡衙域からは、竈屋と推定される竪穴建物以外には竪穴建物は確認されていない。

田中倉垣外地籍からは和同開珎銀銭や「美濃」刻印須恵器や円面硯も出土している。

8世紀中葉も竪穴建物数は少ないが、特異な形態の竪穴建物が出現する。田中倉垣外地籍の1次調査



写真13 「厨」墨書灰釉陶器碗
(45次調査区 SD10 出土)



写真14 正倉院出土炭化米

区 TAN・KUR 地点及び 12 次調査区で確認された SB76 は、1 辺 13 m の規模を有する方形の土台建ち 堅穴建物で、多量の土師器・須恵器の食器類、須恵器甕、円面硯、獸脚円面硯、銅製鉞尾が出土した。これに後続する 9 次調査区 1 区の SB112 も同様な構造と判断され、土師器・須恵器の食器類や円面硯が出土している。

8 世紀末から 9 世紀前葉には田中倉垣外地籍を中心に集落が展開し堅穴建物数が増加する。8 世紀中葉に見られた土台建ち堅穴建物は見られず、堅穴建物の規模・形態に格差は見られない。遺物には硯類 (19 次調査区 SB264) や富寿神宝 (1 次調査区 TAN・KUR 地点 SB02) もあるが、鞆羽口・鉄滓などの小鍛冶関連の遺物が見られるようになる。

9 世紀中葉から 9 世紀末には引き続き田中倉垣外地籍を中心に集落が展開する。当該期の堅穴建物 33 棟中、緑釉陶器類は 5 棟で出土し、円面硯は 1 棟、小鍛冶関連遺物は 11 棟で確認されている。

恒川遺跡群では 10 世紀中頃で一旦集落が途切れ、田中倉垣外地籍のみに 10 世紀後葉から 11 世紀前葉の堅穴建物が少数分布する。

阿弥陀垣外地籍の 1 次調査区 AMD 地点及び新屋敷地籍の 14 次調査区 1 区からは 12 世紀前半の堅穴建物が少数確認されている。この地点は郡衙の曹司推定地にあたるため、当該期の堅穴建物がそこに存在することは、この時期にはすでに郡衙が衰退していたことを示している。

堅穴建物以外では田中倉垣外地籍の 1 次調査区 TAN・KUR 地点から 10 次調査区にかけ、路面幅 3 m 程度で側溝を有する道路が延長 42 m 確認されている。特に 1 次調査区 TAN・KUR 地点では、路面に 10cm 以下の小砂利が敷き詰められ、小砂利の間から古墳時代後期から平安時代の遺物が出土している。

(2) 古墳時代以前の遺構と遺物

① 縄文時代

新屋敷地籍の 1 次調査区 ARY 地点で、縄文時代早期前半の押型文土器・撚糸文土器及び早期後半の条痕文系土器の遺物集中区と、早期末の土坑群が確認されている。土坑から出土した遺物は東海系の土器が主体であり、飯田下伊那においては類例の少ない資料である。

新屋敷地籍の東部に位置する 30 次調査区からは、縄文時代中期後半の堅穴建物が 4 棟確認されており、天竜川に面した段丘端に当該期の集落が展開すると考えられる。また、恒川 B 地籍からは縄文時代晩期の遺物も出土している。

指定地内からは少数の遺物が見られるのみで遺構は確認されていない。

② 弥生時代

遺構が確認されるのは弥生時代中期後半からで、調査事例の少ない池田・白山地籍を除くすべての地籍から堅穴建物が確認されており (図 11)、恒川遺跡群の全域が連続した居住空間であったと推定されている (飯田市教育委員会 1986)。一方、弥生時代後期前半には堅穴建物は減少し、後期後半には田中倉垣外地籍 1 次調査区 TAN・KUR 地点一帯が集落域となる。また、田中倉垣外・薬師垣外、阿弥陀垣外、恒川 B の各地籍からは方形周溝墓が確認されており、薬師垣外地籍の指定地内にも分布する。こうした遺構の分布から遺跡群内における土地利用が明確に分化したことが指摘されている (飯田市教育委員会 1986)。

③ 古墳時代

恒川遺跡群で確認された古墳時代の遺構は、断絶する時期はあるものの、4世紀前半を端緒に7世紀末まで見られる（図12）。

4世紀前半の遺構として、恒川A・B・田中倉垣外の3地籍から竪穴建物が16棟確認されている。市内では当該期の遺跡が極めて少ないことに加え、1遺跡あたりの建物数も1～2棟程度に留まるのに対して、恒川遺跡群では恒川清水南東側の恒川A・B地籍に10棟以上の竪穴建物が集中する。また、出土遺物も東海系土器が多いことから、外来勢力の拠点集落の可能性も指摘されている（山下 2004）。

4世紀後半から5世紀前半の遺構は現状では確認されていないが、遺物は見られるため集落は継続していたと考えられる。

5世紀後半から5世紀末の遺構は、田中倉垣外・恒川B・新屋敷の各地籍から総計30棟以上の竪穴建物が確認されているものの、指定地を含む薬師垣外地籍では未確認であり、当該期の集落は恒川遺跡群内の東部段丘縁寄りを中心に展開すると考えられる。竪穴建物へのカマドの普及は5世紀第4四半期であり、5世紀第3四半期にカマドの設置が見られる市内の他遺跡より遅い。しかし、初期須恵器の出土量が他遺跡に比べ多いという特徴がある。

6世紀の遺構としては、調査事例の少ない池田・白山地籍や恒川清水南東側の恒川A地籍を除くすべての地籍から竪穴建物が確認されている。その数は130棟以上に及び、現状では新屋敷地籍の南部から恒川B地籍の北部一帯に集中する傾向があり、薬師垣外地籍の指定地内にも数多くの竪穴建物が確認されている。北側に隣接する高岡第1号古墳と同時期の6世紀前半に建物数が最大となり、以後7世紀にかけて減少する傾向にある。

7世紀の遺構は竪穴建物と掘立柱建物が確認されている（図7）。竪穴建物は7世紀第3四半期まで田中倉垣外地籍と新屋敷地籍に少数散在するが、7世紀末には、13・14次調査区のように、指定地北東側隣接地に限定される傾向にある。加えて13次調査区の当該期の竪穴建物の一部では、埋土が単層と報告されており（飯田市教育委員会 1998）、7世紀末に竪穴建物の移転と建物跡地の整地が行われた可能性を示している。指定地内には当該期の竪穴建物は存在しない。

掘立柱建物は田中倉垣外・恒川B・薬師垣外の3地籍に分布する。このうち薬師垣外地籍は指定地に含まれる。

田中倉垣外地籍では、1次調査区TAN・KUR地点から9次調査区1区にかけて、3×3間の掘立柱の側柱建物5棟が南北方向に平側を揃えて直列に配置されている。また、9次調査区3区にも同一規模の2棟の建物が南北方向に配置され、さらに南側に連続すると推定される。このため5棟前後から成る建物列が2列存在すると考えられる。柱掘方は壺掘りと壺掘り・布掘りを併用するものがある。これらの建物から西側は河川や溝から成る湿地帯となり、集落等は確認されていない。

恒川B地籍では、1次調査区GOB地点から28次調査区にかけて、3×3間あるいは2×2間の掘立柱の側柱建物が9棟確認されている。このうち1次調査区GOB地点では、4棟が南側の平側柱の筋を揃えて等間隔に配置されている。平面積は3×3間の建物で14～16㎡、2×2間の建物で7.9～13㎡、3×2間の建物で18.8㎡とすべて20㎡以下である。柱掘方はすべて円形の壺掘りである。建物の平面形が正方形もしくは正方形に近い長方形を呈するので、小型の高床倉庫と考えられる。これらは竪穴建物との重複関係から7世紀後半と推定される。

田中倉垣外及び恒川 B 地籍の建物は 7 世紀代の倉庫群と考えられ、周辺に豪族居宅の存在が推定されるが、調査地点の遺構はすべて滅失している。しかし、1 次調査区 GOB 地点の北側に隣接する史跡指定地内に遺構は連続すると考えられる。

恒川遺跡群内には指定地外の田中倉垣外地籍に 1 基、白山地籍に 2 基、新屋敷地籍に 1 基の合計 4 基の古墳がある。これらはすべて円墳と考えられるが、滅失または一部残存するのみで詳細は不明である。

(3) 中世以降の遺構と遺物

恒川遺跡群内では、中世以降と明確に判断される遺構は少ない(図 13)。このうち、指定地に含まれる薬師垣外地籍の 33 次調査区 1 区からは、13 世紀代と推定される鍛冶遺構や竪穴建物が確認されている。また、弥生時代以降の集落の中心であった田中倉垣外地籍からも、13 世紀の竪穴建物が少数確認されている。

竪穴建物の他に、恒川 B 地籍の 1 次調査区 GOB 地点北部からは土橋を伴う溝が確認されている(飯田市教育委員会 1986)。溝底面には土手状の区切りがあり、遺物には 13 世紀～14 世紀の陶器・山茶碗・青磁がある。中世の城館にともなう堀の可能性が指摘されている。また、恒川 B 地籍の東側に隣接する白山地籍には「がにが城」の地名が残り、前述の溝の存在と併せ、中世居館の存在が想定される。

恒川清水の南西に隣接する 20 次調査区からは風輪・空輪の一体化した五輪塔が出土している。また、北側近接地には室町時代と推定される宝篋印塔 1 基、五輪塔 3 基が現存することから、恒川清水北側に中世の墳墓群が分布する可能性がある。

一方、指定地である恒川清水北西側の石垣上には、「庚申」(年代不明)、「一石三十三観音」(天明 5(1785)年銘)、「秋葉山大権現」(文化 3(1806)年銘)、「金比羅大権現」(安政元(1854)年銘)等の石碑類、十王堂及び十王像(天保元(1644)年)が設置されている。このうち十王堂については、『伊那郡神社仏閣記』(伊那史料叢書刊行会 1922)に、現在の集会所の場所に十王堂が存在したことが記されている。この十王堂については、元禄 2(1689)年には二間半に三間で、さらに二間四方の差し継ぎをした本堂があり、その中に十王薬師が安置されていたとされる。しかし、明治に入ると堂守が不在となり、大正 11(1922)年に恒川清水地区の公会堂が建てられたとされる(大沢 1954)。現在の建物は昭和 60(1985)年の建築で、恒川清水生活改善センターと呼ばれ、施設内には薬師・弘法・蚕玉が祀られている。中世墳墓や石碑類及び十王堂の存在は、中世から近世にかけて恒川清水一帯が地域の信仰の拠り所となっていたことを示すといえる。

第Ⅲ章 史跡指定地と周辺地域の現況

1 節 史跡指定地及び周辺地域の現況と課題

1. 史跡指定地の現況と課題

(1) 地目と地籍

史跡恒川官衙遺跡の指定地の地目は、畑・雑種地・宅地・公衆用道路・墓地・ため池で、宅地が65筆と最も多く、次いで畑（57筆）、雑種地（10筆）、墓地（8筆）、公衆用道路（4筆）、ため池（1筆）の順となる。

史跡指定地の所有関係については、平成27（2015）年現在、97%が私有地で、公有地は3%である。

(2) 土地利用の現況

史跡恒川官衙遺跡の指定地内における現況の土地利用は、面積比で、宅地41%、果樹畑24%、畑地15%、墓地0.5%、その他19.5%となっており、宅地と果樹畑が中心となっている（図15）。

高岡第1号古墳の南東側に所在する指定地は、国道153号へ通じる市道により大きく北東部と南西部のエリアに分けられる。

北東部は、正倉院の一部と厨家・館推定地が所在するエリアで、現況ではそのほとんど

が住宅地として利用されており、住宅地の間に畑や果樹栽培地、空地が僅かに点在している状態である。

南西部は、区画溝を含む正倉院の一部が所在するエリアで、現況は広い範囲が桃・柿を中心とした果樹栽培地や畑等の農地として利用されている。北東部とは逆に農地の中に住宅地が点在し、北西寄りの一画に墓地群が存在する。その他とした地目は、果樹栽培地の休眠地と公有化した空地である。

南東部のさらに南方には国道153号と近接する指定地があり、「恒川清水」が存在する。清水自体の外観は往時の姿を留め、その北西側には清水地区の集会施設が立地する。



写真15 恒川清水現況

(3) 史跡指定地の課題

史跡恒川官衙遺跡の指定地は、その97%が住宅地を中心とした私有地であり、今後、私有地における個々の現状変更等の事案が多く発生することが想定される。社会変化に伴う外的要因や個々の内的要因によって土地利用の形態に変化が生じる可能性が高い。このため、それぞれの土地についての恒常的な状況把握と状況の変化に対する迅速な対応が必要となる。

宅地については、昭和40年代前後に建設された住宅が密集する地区が見られ、今後、住宅改修等の現状変更等が発生する可能性が高い。また、住宅所有者が遠方に居住していて空き家となっている例も散見され、後継者不在による住宅の空家化が進むことが懸念される。

農地については、果樹栽培が中心であり、果樹の更新等の現状変更等が発生する可能性が考えられる。また、所有者や耕作者の後継者問題に関わって、休耕地化も懸念される。

恒川清水については、水量の減少による環境変化と、隣接する建築物や工作物の存在が、景観の整備、育成上の課題である。

2. 周辺地域の現況と課題

(1) 史跡指定地周辺の土地利用の現況

史跡恒川官衙遺跡の指定地を除く恒川遺跡群の範囲には、宅地と農地がおおよそ半々の割合で分布している（図16）。

史跡指定地より北西側にはJR飯田線及び県道229号市場桜町線、市道座光寺13号線があり、JR飯田線の元善光寺駅前には個人商店を中心とした商店街と、県道沿線の北西側には住宅地が密集している。

史跡指定地より南東側の国道153号の沿線には、飲食店等の各種店舗が多く立地し、商用地として利用されている。さらにその周辺には住宅地や柿を中心とした果樹栽培地が密集している。遺跡群の西端部や恒川清水周辺の国道153号を挟んだ南側は湿地帯となり、水田として利用されている。

恒川遺跡群の北西側では、段丘上段部より南東方へ傾斜する斜面に果樹園が広く分布し、南東側では、段丘崖下より天竜川に向かって広く水田地帯として利用されている。

(2) 史跡指定地周辺の文化財

飯田市には、平成27(2015)年3月末時点で、国指定文化財が17件〔史跡1、名勝1、重要文化財10（内訳：彫刻2・絵画1・工芸1・建造物4・有形民俗文化財1・無形民俗文化財1）、特別天然記念物2、天然記念物3〕、国登録有形文化財が4件（すべて建築物）、長野県指定文化財が31件（長野県宝8、長野県史跡8、長野県天然記念物15）、飯田市指定文化財98件（有形文化財50、無形文化財3、民俗文化財7、史跡16、天然記念物22）が存在する。

このうち、史跡恒川官衙遺跡周辺で見学が可能な文化財としては以下のものがあげられる（図17）。

① 耕雲寺の羅漢門

（飯田市有形文化財 平成3年9月21日指定）

史跡恒川官衙遺跡から北西へおよそ1kmに位置する。寛政7(1795)年11月6日に上棟された二重門で、下層は漆喰塗りのアーチ型の通路のある龍宮門形式で、飯田市内には他に例のない独特のものである。上層の組物や彫刻などの意匠に優れ、当時の特色を良く表している。上層の須弥壇には、羅漢門の名の元と



写真16 耕雲寺の羅漢門（正面）

なった木造阿弥陀仏座像・十六羅漢立像・四天王が安置されている。

史跡恒川官衙遺跡からやや離れた上位の段丘上にあり、文化財への案内標識等が未整備である。

② ^{みなみほんじょう}南本城城跡（長野県史跡 平成 25 年 3 月 14 日指定）

史跡恒川官衙遺跡から西へおよそ 1km に位置する中世の山城である。史跡より一段高い段丘の突端に位置し、東西 340m、南北 370m の範囲に広がる。主郭を中心に大規模な堀切と複数の郭を重ね巡らす特徴があり、極めて軍事的な性格の強い山城である。城主は、元々は地元の豪族である座光寺氏と考えられるが、遺構の規模が大型であることや構造の複雑さから、有力な戦国大名の関与が想定される。武田・織田・豊臣・北条・徳川の各氏が関わった当地方の戦国末期の緊迫した情勢を示す城である。

城の施設の保存状態は良く、地域の方々による解説板や案内板も要所に整備されており、遊歩道を散策することで山城の堅固さを体感することができる。

また、南本城の北、北の沢川を挟んだ段丘端部には北本城城跡がある。居住的空間を備えた平山城であるが、現在は大半が座光寺小学校、保育園、耕雲寺の敷地となっている。



写真 17 南本城城跡（主郭）

③ ^{きゅうざこうじ おみがかっこうしや}旧座光寺麻績学校校舎（長野県宝 昭和 60 年 11 月 21 日指定）

史跡恒川官衙遺跡から西へおよそ 1km の南本城城跡の東側に隣接する。歌舞伎舞台の機能を複合した木造校舎で、学制発布から 2 年後の明治 7（1874）年 4 月 4 日に開校し、廃校となる昭和 59（1984）年まで 111 年の長きにわたり使用されてきた。建設にあたっては、学校用地・資材・資金が住民から寄付された。

木造 2 階建（一部 3 階建）で、棧瓦葺入母屋造、正面 1 階は歌舞伎舞台、2 階は教室として設計されている。学校建築としては県下最古で、農村の歌舞伎舞台としては県下最大級である。

平成 7（1995）年から 9（1997）年にかけて修理工事が実施され、明治 6（1873）年の建設時の姿に復元されている。内部には教育関係資料の展示などがあり、一般公開されているが、舞台 2 階は安全上の配慮から立ち入ることができない。

歌舞伎舞台としても活用可能で、平成 9（1997）年のこけら落としの際は、国選択無形民俗文化財「大鹿歌舞伎」が上演されている。



写真 18 旧座光寺麻績学校校舎と麻績の里舞台桜

④ 麻績の里舞台桜（飯田市天然記念物 平成 23 年 3 月 22 日指定）

旧座光寺麻績学校校舎の敷地内にあるエドヒガンのシダレザクラで、樹高は 12 m、幹周は 4 m を測る。通常の八重のシダレザクラと異なり、花卉数が、正常の 5 枚から 10 枚のものまでである。一本の樹で花卉数が異なる花をつける類例は現在のところ確認されておらず、1 本だけの個体変異といえる。

花期には、近くの「麻績の里石塚桜」と併せて多くの花見客が訪れる。この時期には、地域住民によりお茶席の設置やライトアップ、「子ども桜ガイド」による案内など多くの取組みが活発に行われている。

⑤ ^{いしづか}石塚 1 号・2 号古墳

旧座光寺麻績学校校舎南側に隣接する 2 基の円墳である。1 号墳は直径 21.8 m で、全長 8.5 m の横穴式石室が現存する。1 号墳の南西に近接して 2 号墳がある。1 号墳とほぼ同規模で、全長 8.75 m の横穴式石室がある。出土遺物が不明なため、詳細な築造時期は判然としないが、市内の他古墳の石室との類似性から 6 世紀後半と推定されている。古墳の形態と墳丘規模に比べて石室規模が大きい点から、高岡第 1 号古墳に後続する首長墓と考えられている（飯田市教育委員会 2007）。

2 号古墳は墳丘上に樹木が繁茂し、石室入り口も埋没しつつあるため、見学は困難であるものの、1 号古墳は墳丘上にエドヒガンの巨木である「麻績の里石塚桜」があり、前述の「麻績の里舞台桜」と併せ、花期には多くの花見客が訪れる。また石室も良好な状態で現存し、地域住民の手により見学用の通路も整備されている。



写真 19

石塚 1 号古墳と麻績の里石塚桜

⑥ ^{もとぜんこうじ}元善光寺・^{もとぜんこうじ}元善光寺^{じしゃか}釈迦涅槃像

（飯田市有形文化財 昭和 53 年 12 月 1 日指定）

元善光寺は史跡恒川官衙遺跡からおよそ 600 m 西に位置する。正式な寺号は明治 11（1878）年に改称認可された「座光寺如来寺」である。記録に残る寺号は様々で、天正 5（1577）年に如来堂、慶長 6（1601）年に如来、寛文 10（1672）年から明治 10（1877）年は如来寺と呼ばれた（座光寺村史編纂委員会 1993）。

元善光寺は、長野市にある現在の善光寺の本尊「善光寺如来」が最初に安置された地に建てられた寺院と考えられている（市村 1961）。善光寺如来の故地として元善光寺と呼ばれ、善光寺と同じく、戒壇巡り、数え年の 7 年に一度の本尊の御開帳がある。また寺伝では、本尊を安置していた臼が光り輝いたことから「座光の臼」と呼ばれ、座光寺の名の由来としているが、『日本三代実録』貞観 8（866）年の記事にある定額寺の「寂光寺」が座光寺の由来とする説もある。

鎌倉時代末とされる『善光寺縁起』によると、飛鳥時代推古天皇



写真 20 元善光寺（本堂）

7年庚申年（600年）に、伊那郡宇沼村麻績の里の本田善光が、国司に従い京へ上り、3年間出仕した後、帰るにあたって都見物のついでに難波の堀江の辺りを通りかかると、如来が水底から現れ、善光の肩にとりつき、東国へ下ることを命じたことや、家に帰り安置しようとしたものの、清浄な場所が無かったため、臼に如来を安置したことなどが記されている。その後41年間礼拝供養後、仏宣により水内郡芋井郷に移し、私宅を喜捨して寺となしたものが善光寺の起源とされている。この伝承は『伊呂波字類抄』、『扶桑略記』、『源平盛衰記』にも記されており、善光寺如来と共に伊那郡麻績郷が広く知られていたことをうかがわせる。

中世には座光寺氏の氏寺として栄えたと思われるが、織田の兵火により大半が焼失したといわれる。その後、近世の山吹藩座光寺氏により復興されたが、天明8（1788）年の火災により全山焼失し、寛政年間に再建されている。

飯田市有形文化財の釈迦涅槃像は、江戸時代の作とみられるが、涅槃像の内彫像は例が少ない。前述の「座光の臼」とともに宝物館に納められており拝観することができる。

なお、前述の南本城城跡・旧座光寺麻績学校・麻績の里舞台桜一帯から元善光寺を結ぶ遊歩道が地域より整備されている。

⑦ ^{たかおかだい ごうこふん}高岡第1号古墳（長野県史跡 昭和35年2月11日指定）

史跡恒川官衙遺跡とはJR飯田線を挟んで至近距離に立地する。6世紀前半の前方後円墳で、全長72.3mを測り、伊那郡内においては上郷地域の飯沼天神塚古墳に次ぐ規模である。石室は後円部中腹に開口し、全長は5.6mと墳丘の規模の割には小型であるが、壁面には赤彩が施された痕跡が残る。石室の入口の両側に平石を立て開口部を狭め、入口部より石室内部の床面が深くなる「竪穴系横口式石室」に属する。同様な石室は北本城古墳（飯田市教育委員会 2003）・畦地1号古墳で確認されており、朝鮮半島からの系譜を引くものと指摘されている。出土遺物に馬具・金環・玉類、土師器・須恵器片、円筒埴輪・朝顔形埴輪・形象埴輪・人物埴輪（巫女ほか）・馬形の可能性がある埴輪がある。



写真21 高岡第1号古墳（南西側から）

墳丘上には高岡神社があり、地域住民により祀られている。また、古墳の南側には「史跡広場」が地域の方々により整備され、史跡を含めた周辺一帯の案内板が設置され、学習活動の場として活用されている。

⑧ ^{あぜち ごうこふん}畦地1号古墳

（飯田市史跡 平成20年11月18日指定）

史跡恒川官衙遺跡から北へおよそ500mに位置する。現状で径19.8mを測る6世紀前半の円墳である。石室はL字形を呈し、前述の高岡第1号古墳と同様



写真22 畦地1号古墳（南側から）

に「竪穴系横口式石室」に属する。出土遺物に銀製垂飾付耳飾・馬具等がある。特に垂飾付耳飾は朝鮮半島の大伽耶に系譜が求められると共に、垂飾付耳飾出土古墳の分布が福井県・石川県・長野県・群馬県にあることから、北陸地方を経由して移入された可能性が指摘されている。

古墳の東側に接する市道から果樹園内を通過し古墳に至る遊歩道が地域住民によって整備されている。また墳丘上の立木も整理され、古墳を遠望することもできる。しかし、動物の営巣による墳丘や石室への影響が少なからずある。

⑨ ^{ざこうじ いしかわよけ}座光寺の石川除

(飯田市史跡 平成 25 年 2 月 15 日指定)

史跡恒川官衙遺跡から東方へおよそ 1km に位置し、天竜川と南大島川合流点付近に所在する。文政 11 (1828) 年から天保 2 (1831) 年にかけて築かれた川除け(堤防)で、規模は全長 215.5 m、高さ 3.1 m (部分確認)、構造は割石二段積みで、水門(間口 2.9 m、高さ 1.7 m)や水見台が良好に残る。江戸時代に建設され現存する石積みの川除けは飯田下伊那地方では他に例が無い。



写真 23 座光寺の石川除(北西側から)

⑩ ^{おみじんじや}麻績神社

史跡恒川官衙遺跡から西へ 1km に位置し、旧座光寺麻績学校校舎、麻績の里舞台桜、南本城城跡に隣接する。天正年間以前の開創と伝えられる。麻績神社と呼称されるのは明治 8 (1875) 年以降のことで、古くは八幡社、大宮神社と呼ばれていた。明治 6 (1873) 年以前は、八幡社・諏訪社・稲荷社等の 9 つの社殿が存在した。

現在は、八幡社(寛永 4(1751)年)と諏訪社(文化元(1804)年)の本殿が大正 5 (1916) 年建設の拝殿に覆われており、参拝できる。また、毎年 4 月の第一土日には獅子舞が奉納される。

⑪ ^{たけだにんぎょうざ}竹田人形座(竹田練場 竹田扇之助記念国際糸操り人形館)

竹田練場と竹田扇之助記念国際糸操り人形館は、旧座光寺麻績学校校舎の近接地に所在する。

竹田人形座は、寛文年間に竹田近江掾が大阪の道頓堀に人形芝居の櫓を上げたのが始まりといわれる。江戸時代末に没落したが、昭和 30 (1955) 年に、竹田三之助が東京に復興した。三之助の芸養子で、下伊那郡喬木村出身の竹田扇之助(現・竹田扇之助記念国際糸操り人形館館長)は、父を助け、竹田練場を設け技芸の伝承と創造の場とし、座員を育成し、兄弟弟子である人形作家・竹田喜之助を得て、映画・TV・ショービジネスに活躍した。

竹田扇之助記念国際糸操り人形館には、座のすべての人形と関係資料、竹田扇之助自身が海外や国内で収集した人形コレクションが保管、一部展示されている。特に展示棟のメインホールは、東京・竹の塚にあった竹田人形座の舞台を再現したもので、座を代表する『ゆきんこ』の人形がステージ上に展示されている。

平成 11 (1999) 年には、竹田人形座の糸操りの継承を目指した「竹田人形座 竹の子会」が発足し、様々な舞台上で活動している。

(3) 市内の主な文化・観光施設 (図 18)

文化施設としては、史跡恒川官衙遺跡から南へ 10km (車で約 20 分) の位置に、市内遺跡の出土品を収蔵・展示する「飯田市考古資料館」があり、史跡を含む恒川遺跡群の遺物の大半を収蔵・展示している。また、西へ 3.6km (車で約 10 分) の位置には、旧上郷町の出土遺物を中心とする「飯田市上郷考古博物館」があり、旧座光寺麻績学校校舎に保管されてきた遺物や金井原瓦窯出土の瓦類も収蔵されている。また、西へ 5.1 km (車で約 15 分) には「飯田市美術博物館」があり、自然・人文・美術分野の展示が行われている。「下伊那出土の富本銭、和同開珎銀銭」として長野県宝に指定された恒川遺跡群出土の「和同開珎銀銭」も収蔵され、「富本銭」も寄託されている。また、前述の銭貨のレプリカや恒川遺跡群出土の円面硯等も常設展示されている。

史跡恒川官衙遺跡周辺では、前述の旧座光寺麻績学校校舎周辺に「麻績会館 (2 階に麻績史料館)」、前述の「竹田扇之助記念国際糸操り人形館」、「竹田練場」があり、公共施設として「座光寺自治振興センター」、「麻績の里交流センター」がある。このうち、麻績会館 2 階の「麻績史料館」には、住民から寄託・寄贈された恒川遺跡群や座光寺地域内で出土した考古資料及び古文書類が保管・展示されており、座光寺地域住民により組織されている「歴史に学び地域をたずねる会」による史料整理が継続的に行われている。

「りんご並木と人形劇のまち」としても知られる飯田市は、名勝天龍峡をはじめ、天竜川の川下り、元善光寺、遠山郷などが観光の名所・スポットとして知られている。

名勝天龍峡は史跡恒川官衙遺跡から南方へ 13km (車で約 30 分) の位置にある。昭和 9 (1997) 年に名勝に指定された峡谷で、舟下りや遊歩道散策によって優れた風致景観を觀賞することができる飯田市の代表的な観光地であり、年間 30 万人の観光客が訪れる。「天龍峡百年再生」を基本理念に、現在、ハード、ソフト両面からの整備・活用を進めている。

元善光寺は、史跡恒川官衙遺跡に近い場所に所在する。飯田市を代表する観光地の一つで、年間 20 万人以上の観光客が訪れる。数え年で 7 年に一度、本尊の御開帳を行っており、多くの参拝客が訪れる。

遠山郷は、史跡恒川官衙遺跡の東方、伊那山脈を越えた旧上村、南信濃村の一帯で、中央構造線が走る深い谷に集落が点在し、古式の湯立て神楽が舞われる「遠山の霜月祭」(国重要無形民俗文化財) が各集落に保存継承されている。また、深い谷地形の急傾斜地に集落が拓かれ「日本のチロル」とも称されている下栗の里や、赤石連峰を至近距離に望めるしらびそ高原等のエコツアーリズムのスポットも多い。

このほか、飯田市内には、前述の麻績の里舞台桜をはじめ、古桜や樹形の優れた銘桜が点在する。花期には桜の案内人(桜守)と共

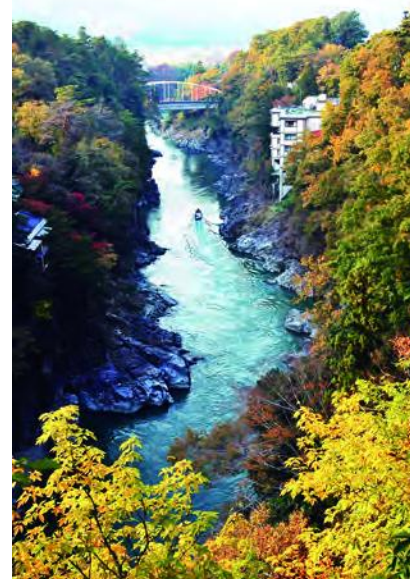


写真 24 名勝 天龍峡

に銘桜を巡る「桜守の旅」が企画され、多くの観光客が訪れる。

また、多様な地域資源を活用し、都市部の中学生を対象とした体験型の修学旅行である体験教育旅行や、自然や文化、農山村での暮らし等に関心を持つ層を対象にしたグリーン・ツーリズムやエコツーリズムの取り組みが全国から注目されている。

(4) 交通の現状 (図 18)

現在、飯田市への交通の手段は中央自動車道西宮線が主要なルートで、市内に所在するインターチェンジは飯田インターと飯田山本インターの2つがある。新宿からの所要時間はおよそ4時間、名古屋からおよそ2時間となっている。

また、国道153号は愛知県豊田市、国道151号は愛知県豊川市、国道152号は静岡県浜松市とそれぞれ結んでいる。鉄道はJR飯田線によって愛知県豊橋市から長野県上伊那郡辰野町まで結ばれている。

史跡恒川官衙遺跡への交通は、自動車の場合、中央道西宮線飯田インターから国道153号を利用したルートが一般的である。その場合、およそ10km(約20分)である。松川インターから史跡を目指す場合、県道59号及び国道153号を利用し、およそ13km(約30分)である。

JR飯田線を利用した場合は、飯田駅から4駅目(約10分)の元善光寺駅で下車し、徒歩で約5分の至近距離にある。ただし、日中の運行本数は1時間に1本程度である。また飯田駅前発の路線バスを利用した場合は、座光寺回り阿島線の元善光寺駅バス停までおよそ20分程度であるが、現状では日中の運行本数は少なく、史跡を来訪するための交通手段としてはあまり便利ではない。

なお、平成39(2027)年にはリニア中央新幹線の東京-名古屋間の開業が見込まれる。長野県での設置駅は、座光寺地域の南端から西隣りにあたる上郷地域に計画されており、史跡から駅までの距離は約1.5kmと近接している。また、新幹線駅の設置にともなう道路整備計画では、中央道座光寺パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置と、リニア駅へのアクセス道路の整備が計画されている。

(5) 史跡恒川官衙遺跡の周辺地域の課題

恒川遺跡群の西南に隣接する上郷地域では、平成39(2027)年に開通予定のリニア中央新幹線の路線や長野県駅の建設が計画されており、座光寺地域にも路線や保守基地の建設が予定され、周辺部の環境が大きく変化することが想定される。史跡恒川官衙遺跡を含む恒川遺跡群に近接する地域でも、リニア中央新幹線駅に直結する既存の国道153号の改良やアクセス道路の整備が計画されており、今後、こうした動きにあわせた公共及び民間による開発事業の増加が見込まれ、史跡の保存管理にも直接、又は間接的に影響が及ぼすことが予想される。周辺地域の開発の動向を注視し、史跡の保存管理を適切に行っていく必要がある。

史跡恒川官衙遺跡を含む周辺地域に集まっている前述した多様な歴史文化資産と、それらからなる一帯の地域としての文化的景観は、長い年月をかけて蓄積されてきた飯田の歴史と文化を知ることができる市民共有の財産であると同時に、地方創生の時代において、飯田市の魅力を発信し、都市生活者との交流を促進するなど、多面的な地域振興に活用できる貴重な資源である。観光振興の視点からは、既に多くの観光客が訪れている元善光寺を中心に、地域外から訪れる人々が、史跡恒川官衙遺跡を含む一帯の地域を散策、回遊する動線づくりやガイダンス機能の充実、街並み景観の整備・育成、地域の特色あ

る食・産品・体験を楽しめる仕組みづくり等を総合的に進めることで、より求心力を持った魅力的なエリアになる可能性を持っており、それを如何に組み立て進めて行くかが課題である。恒川官衙遺跡の整備活用は、こうした視点も考慮して計画・実行していく必要がある。

また、市内の文化財関連施設との関連では、史跡恒川官衙遺跡の概要や価値についての情報発信、出土遺物の保管展示について、既存の文化財関連施設のあり方を含めた検討が必要である。

史跡恒川官衙遺跡周辺の交通の現状からは、自家用車や観光バス等でのアクセスを容易にする駐車場の整備、回遊性を高めるためのレンタサイクルの仕組みづくり、さらには、今後整備されるリニア中央新幹線駅からの動線や移動手段についても新幹線開通後を見通して検討していく必要がある。

2 節 関係法令・関連計画との関わり

1. 関連法令

史跡恒川官衙遺跡の保存活用に関わる法令を以下に整理する。なお、各法令の説明文中においては、それぞれ法令名を略記することとする。各法令の対象地区については図 19 に示している。

(1) 文化財保護法

史跡恒川官衙遺跡の指定地内で、現状変更及び遺構の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官に申請し、許可を得なければならない。したがって、史跡整備の際にも現状変更等の許可申請が必要となる（法 125 条）。

史跡指定地を除く恒川遺跡群は、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、土木工事等を行う場合は、文化庁長官に届出（法 93 条）又は通知（法 94 条）を行わなければならない。

なお、史跡周辺に所在する県及び市指定の文化財の現状変更等を行う場合は、長野県文化財保護条例、飯田市文化財保護条例に基づき、それぞれ長野県教育委員会、飯田市教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

また、発掘調査によって出土した遺物は、遺失物法第 4 条第 1 項に基づき警察署に提出しなければならない（法 101 条）。

(2) 農地法

史跡指定地及び史跡指定地外の恒川遺跡群内には農地が多く存在する。農地を史跡の保存活用のために公有地化する場合は県知事の許可を得なければならない（法第 5 条）。また、史跡の整備等により、農地を農地以外の目的に供する場合は、都道府県知事の許可を得なければならない（法第 4 条）。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律

史跡指定地内には農業振興地域の農用地区域は存在しないものの、史跡指定地以外の恒川遺跡群内の南部と東部には存在する。農用地区域において整備等を行う場合は、都道府県知事の同意を得て農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外する必要がある。（法第 7 条、法 13 条第 1 項、第 2 項）。

(4) 都市計画法

史跡指定地を含む恒川遺跡群が所在する座光寺地域の全域が法5条の都市計画区域となっており、3,000㎡以上の開発には県知事の許可が必要である（法第29条）。

また、史跡指定地及びその周辺は、法第8条による地域・地区の指定のない白地地域であり、用途地域に比べて建築基準法上の制限が緩やかである。このため開発事業等により恒川遺跡群の保存に影響を及ぼすことも予想される。

(5) 景観法

飯田市は景観法に基づく景観行政団体になっており、飯田市全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域内における開発行為は、景観行政団体の長（飯田市長）への届出（国または地方公共団体は通知）が必要となる（法16条第1項、第5項）が、文化財保護法第125条第1項の規定に基づく許可のある場合は届出を要しない（景観法第16条第7項11号、景観法施行令第10条）。

なお、史跡等の復旧に関しても届出の必要は無い（法第16条第7項第11号に基づく飯田市景観条例第9条第5項第7号）。

(6) 河川法

史跡恒川官衙遺跡の指定地内に一・二級河川及び準用河川は存在しないが、準用河川の清水川が隣接する。また、指定地以外の恒川遺跡群内では、西部に一級河川の欠野沢川、準用河川の本沢川がある。

河川保全区域内（準用河川においては両脇5m）では、土地の形状を変更する行為、工作物の新築または改築が制限されており、河川管理者の許可が必要である（法第55条）。なお河川管理者は、天竜川を除く一級河川が長野県、準用河川が飯田市となっている。

史跡の整備等を行う場合、指定地に隣接し、主に市道13号線沿いを流れている清水川の河川保全区域内に該当する場所があるため、河川管理者（飯田市）への許可申請が必要となる。

(7) 屋外広告物法

屋外広告物法では、都道府県又は景観計画を策定した景観行政団体は、条例で定めることで文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、長野県文化財保護条例に基づく県指定の文化財、飯田市文化財条例に基づく市指定の文化財の指定地域での屋外広告物の設置を禁止できるとしている（法第3条）。

飯田市は景観行政団体であり、飯田市景観計画に即した飯田市屋外広告物条例が定められている。しかし、文化財指定地における屋外広告物の設置禁止の規則は定められておらず、今後調整が必要となる。

(8) 飯田市公共物管理条例

河川法の適用又は準用を受けない河川、溝きょ、用悪水路（公共の用に供せられる市有のもの）、ため池等（公共の水流及び水面）は、本条例の定める「公共物」に該当する。

公共物において、流水、敷地の占有、土石、竹木の採取、土地の形状を変更する行為、工作物の設置、改築、除去等を行う場合は、飯田市長の許可が必要である。

史跡指定地内には存在しないが、恒川遺跡群内には本条例の定める公共物が存在するため、該当箇所

を追加指定し整備する場合は許可申請が必要となる。

(9) 飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例
座光寺地域及び上郷地域の全域が対象区域である。一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設、開発行為、土地の形質変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積、埋立・干拓等を行う場合は、飯田市長への届出が必要である（第3条5項）。

なお、同条例第3条各項に示された景観法に基づく項目は、同法第16条第7項11号、景観法施行令第10条に基づき適用除外となる。

2. 飯田市及び座光寺地域の構想・計画

(1) 飯田市の構想・計画

飯田市では、都市の将来像を描き、その実現に向けてまちづくりの方向性などを総合的に示す計画として「第5次基本構想 基本計画」を策定している。これに即して、具体的な土地利用方針を示した「飯田市土地利用基本方針」が定められており、この土地利用基本方針に即した景観育成の方針及び計画が「飯田市景観計画」、「飯田市緑の計画」としてまとめられている。これらはいずれも史跡恒川官衙遺跡の保存活用と密接に関連している。

① 第5次飯田市基本構想・基本計画

第5次飯田市基本構想は、平成19（2007）年度から28（2016）年度までの10年間を対象期間とし、飯田市のめざす都市像と基本目標（実現したい5つのまちの姿）を示している（資料3）。

基本計画は、現在は、基本構想の対象期間のうち後半の5年間（平成24年度から平成28年度）を対象期間とした後期基本計画であり、5つのまちの姿の実現に向けて、具体的な施策展開の方向や目標を示した計画である。

以下にめざす都市像と基本目標を示す。

めざす都市像：「住み続けたいまち 住んでみたいまち飯田 人も自然も輝く文化経済自立都市」

5つの基本目標：○ さまざまな産業がいきづき地域経済が自立した元気なまち

○ 地域で学び地域で育つ「地育力」でみんなが輝くまち

○ とともに支え合い安心、安全に暮らせるまち

○ 豊かな自然、文化を活かし多様なライフスタイルが実現できるまち

○ みんなの思いでうごくまち

このうち、史跡恒川官衙遺跡に関連する基本目標は、「豊かな自然、文化を活かし多様なライフスタイルが実現できるまち」であり、目標達成のために9つの政策があげられている。そのうちの政策6として「地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり」があり、その実現に向けた具体的な施策として、「6-1 地域資源の発見・資産化」と、重点施策としての「6-3 地域資源の保存継承」がある。

後者には「恒川遺跡群保存活用事業」が含まれている。

② 飯田市土地利用基本方針

飯田市土地利用基本方針（以下、「基本方針」という）は、飯田市土地利用基本条例に基づき策定された計画である。計画期間は平成 19（2007）年度から平成 39（2027）年度で、飯田市全域が対象となっており、「地域の多様性をいかし、豊かな暮らしを実現する持続可能なまち」が目指す都市像である。

基本方針の中では、飯田市の主な特性と個性の一つとして、「歴史の蓄積による魅力的な文化」を掲げ、飯田古墳群と史跡恒川官衙遺跡を取りあげており、地区別の特性として、上郷・座光寺地区は「奈良・平安時代には伊那郡衙が所在した地域で、地域における政経の中心地であるばかりでなく、国政上重要な位置を占めている地域でした。ここは、当地域にとって重要な文化資源であることから、保存活用も含め取り組みを行う必要があります。」としている。

また、史跡恒川官衙遺跡の活用については、都市施設の整備方針の一つに「リニア駅北東側一帯に広がる恒川遺跡群は、周辺の歴史・文化資源と一体となった保存・活用を図るため、公園としての整備を検討します。」としている。

都市計画区域において、史跡指定地を含む恒川遺跡群の大半は白地地域であるため、基本方針では、「リニア中央新幹線開通を見据えた都市構造の実現に向けた適切な土地利用が必要な区域には、用途地域の指定を行います。」とし、座光寺地区の国道 153 号沿いの用途地域の見直しを示している。また、地域土地利用方針や地域土地利用計画に示される地域の目標や土地利用の方向性を踏まえ、特定用途制限地域への指定の検討も示されている。

基本方針に示された土地利用基本計画における地域区分ごとの土地利用方針では、座光寺地域は農村集落地域と土地利用誘導地域の 2 区分に含まれる。また、史跡指定地を含む恒川遺跡群については、土地利用誘導地域に含まれる。

土地利用誘導地域とは、土地利用の用途が混在している、または混在が見込まれる白地地域であり、地域特性に応じた土地利用の方針と誘導の基準を定め、適正な土地利用を誘導する地域とされている。

座光寺地域における国道 153 号沿いは、主として土地利用関係法令による計画と市全域における土地利用の方向性との調整が必要な地域であるため、今後は土地利用調整地域に指定するとしている。この指定により、土地利用の状況や都市機能の適正配置を目的として、また、国道 153 号の北西側は、良好な居住環境の保全を目的として、市全域の目標や将来都市構想に資するものとし、地域の将来像にあった適正な用途地域の指定を目指すとしている。

以上のとおり、基本方針では史跡恒川官衙遺跡の保存活用のための公園整備については示されているものの、現状で史跡指定地を含む恒川遺跡群全域は都市計画区域における白地地域であるため、開発等により遺跡の保存に影響が及ぶことも予想される。このため、今後は基本方針に示されたとおり、適正な用途地域あるいは特定用途制限地域への指定が課題となる。

③ 飯田市景観計画

飯田市景観計画は景観法と飯田市景観条例に基づいて平成 20（2008）年から施行された計画で、飯田市全域が景観計画の対象区域（以下、「景観計画区域」という）に指定されている。

景観計画区域は6つに類型化され、史跡恒川官衙遺跡が所在する座光寺地域は「都市の田園」に含まれる。「都市の田園」は景観計画上の普通地域に区分され、適正な土地利用を誘導するための制限等の活用により、都市と田園が調和した都市・田園景観を目指すとされている。そして、地域の個性を活かした景観育成のため、各地域（市内20地区）単位で地域住民の参加による地域景観計画の策定がうたわれている。

また、景観に関する緩やかな協定に相当する申し合わせ事項を有する地区を景観育成推進地区に指定し、当該地区で申し合わせ事項に関係する行為を行う者は、当該申し合わせ事項を尊重しなければならないとされている。史跡恒川官衙遺跡の指定地を含む座光寺地域は、全域が景観育成推進地区に指定されており、建物の位置や緑化、屋外広告物の表示などに関する地域の自主的なルールが定められ、事業者に対する案内や、地域が目指す景観への誘導が行われている。

④ 飯田市緑の基本計画

飯田市緑の基本計画は、都市緑地法に基づき平成20（2008）年に発効した計画で、飯田市の策定した諸計画のうち、主に緑地の保全と緑化の推進に関する事項を定め景観計画と一体となった計画である。

都市緑地法第4条第2項第1号に基づく緑地の保全及び緑化の目標として、「リニア駅北東側一帯に広がる恒川遺跡群は、周辺の歴史・文化資源と一体となった保存・活用を図るため、公園としての整備を検討します。」と示されている。

(2) 座光寺地域の計画・方針

飯田市では、平成19年4月1日から地域自治組織を発足させ、市内20地区全域に地域自治区を設置した。座光寺地域では地域自治組織発足に合わせ「座光寺地域基本構想 基本計画」を策定し、地域づくりの目標を示している。また、これに基づく地域独自の土地利用計画として、「座光寺地域土地利用計画」を策定している。さらに、景観計画に基づく座光寺地域景観計画やリニア中央新幹線に関しても地域づくりの基本方針を示している。史跡恒川官衙遺跡の保存活用にあたっては、地域との協働が不可欠であるため、地域計画との整合性・調整を図る必要がある。

① 座光寺地域基本構想・後期基本計画

平成19（2007）年度に座光寺地域自治会が策定した計画で、平成28（2016）年度までを対象期間としている。基本構想の目指す地域の将来像として、「文化と歴史の薫る・心豊かに暮らせる『麻績の里座光寺』」を掲げ、「自然・歴史・文化の誇れる里づくり」を基本方針の一つとしている。この基本方針の施策の一つとして、「歴史・文化を保存し、継承します」があり、恒川遺跡群については、国史跡指定と遺跡調査、恒川清水の湧水復活の研究を進めることが示されている。

② 座光寺地域土地利用計画

平成21（2009）年度に座光寺地域自治会が策定した計画で、平成21（2009）～28（2016）年度を対象期間としている。

この計画では、土地利用基本方針の中で11の重点地区を設定し、それぞれの特性に合わせた土地利

用を進めていくとしている。史跡恒川官衙遺跡は、そのうちの「史跡保全ゾーン」とされているエリアに含まれている。このゾーンの整備方針として、「①高岡古墳を始めとする史跡の歴史的価値と保全する意義を地域住民へ伝え無秩序な開発を抑制し良好な景観を保全する。」、「②国道 153 号バイパスの開発工事に伴い水量が減少した「清水湧水跡地」の保全及び湧水の復活整備をすすめる。」と記されている。

③ 座光寺地域景観計画

史跡恒川官衙遺跡の指定地を含む恒川遺跡群が所在する座光寺地域は、飯田市景観計画において前記のとおり景観育成推進地区に指定されている。それにより、平成 21（2009）年に、「座光寺地域景観計画」が策定されており、地域にある文化的景観や歴史的資産の集積する景観を後世に受け継いでいく方針が示されている。座光寺地域景観計画に示された申し合わせ事項には、屋外広告物の設置と住宅等の建築についての 2 つがある。これらの対象となる場合、座光寺地域土地利用計画運営委員会（座光寺自治振興センター内）への届出・協議が必要となるが、国・地方公共団体が設置するものは対象外である。

以上のとおり、座光寺地区では景観育成に一定の方向性が示されている。その中で、史跡恒川官衙遺跡やその周辺に多様な文化資産が存在することが座光寺地域の個性や特性であることを再認識し、これらを活かした景観の育成を積極的に図ることが必要である。

④ 飯田市座光寺地域リニア中央新幹線を見据えた地域づくりの基本方針

平成 25（2013）年 8 月に座光寺地域自治会が策定した。計画では、「交流人口の増大」を図るため、「歴史ロマンに触れられるまち」づくりを進めるとしている。具体的には、リニア中央新幹線駅の徒歩圏域内に様々な時代の文化財が集中している当地域の立地を生かし、恒川遺跡群～高岡古墳～元善光寺～旧座光寺麻績学校校舎～南本城城跡などを巡る、「2000 年浪漫の郷」散策コースを整備し、活用している。この基本方針に基づき、座光寺地域自治会では「2000 年浪漫の郷委員会」を発足し、地域としての行動計画を検討し、できるところから実践し始めている。なお、「2000 年浪漫の郷」の呼称は、史跡恒川官衙遺跡を含む一帯が、2000 年にわたる歴史と文化の歩みを多様な歴史文化資産に触れながら体感的に知ることができるエリアであることを表している。

史跡恒川官衙遺跡と、その周辺地域は、約 2000 年前の弥生時代中期に伊那谷最大級の集落が形成された場所であり、その後は、日本の内陸交通の結節点という地勢を背景に、古墳時代にはヤマト王権の影響も受けながら古墳文化が花開き、それに続く奈良・平安時代には、律令国家の地方統治に重要な役割を果たした伊那郡衙がおかれた。戦国時代には、敵の侵入を防ぐために複雑な地形を巧みに利用して防御を固めた山城である南本城が築かれ、江戸時代には、度重なる天竜川の洪水を防ぐために石積堤防である石川除が造られた。さらに、明治時代には、学制発布の直後に、教育なくして地域の発展なしを理念に住民が土地や資金、資材を拠出し合い、農村歌舞伎舞台と教室を複合した旧座光寺麻績学校校舎を建設した。当該地域の歴史文化資産からは、単に座光寺地域や飯田市のみならず、伊那谷や長野県、ひいては日本における歴史と文化の歩みも知ることができる。

第Ⅳ章 史跡恒川官衙遺跡の価値

史跡恒川官衙遺跡の価値としては、伊那郡衙の遺構・遺物や立地状況などから構成されている主要な価値と、郡衙とは直接関連しないものの、その成立の背景及び郡衙の成立以前や廃絶後の集落のあり方を物語る遺構・遺物、地理・地形等から知ることができる副次的な価値とがある。また、史跡指定地以外の恒川遺跡群や周辺地域にも、史跡と密接に関わる価値が内包されている。そこで、史跡恒川官衙遺跡の指定地、史跡指定地以外の恒川遺跡群、恒川遺跡群周辺の地域における、それぞれの主要な価値と副次的な価値について以下に整理する。

1 節 史跡恒川官衙遺跡の価値

1. 主要な価値

① 郡衙の構造や地方支配の実態を具体的に知ることができる

史跡恒川官衙遺跡からは、正倉院の建物や溝、厨家または館と推定される建物など、伊那郡衙を構成する遺構が発見されている。これらの遺構は地下に保存されており現存する。また、多量の陶硯、瓦、墨書土器、炭化米など郡衙を特徴付ける遺物も出土している。

特に正倉院は、範囲の確認や時期の検討が進み、建物の構成や構造、変遷がある程度判明しているとともに、多量に出土した炭化米によって、穎倉・穀倉・糶倉・義倉といった正倉が存在したことも推測できる。また、正倉院で複数回の火災があったことが明らかになっており、その背景に古代伊那郡の不安定な社会状況を推測することができる。これらは伊那郡衙における正倉の具体的な様相を示すとともに、伊那郡衙の構造や律令国家による地方支配の実態を解明するうえで、学術上多くの知見を提供する資料として貴重な価値を有している。

② 古墳時代の社会状況から古代国家成立への展開などを探る手掛かりとなる

飯田市内には、天竜川に沿った南北 10km 程度の細長い狭い範囲に、5 世紀後半から 6 世紀に築造されたと推定される 18 基の前方後円墳、4 基の帆立貝形古墳、129 基の円墳が現存する。特に、「飯田古墳群」を構成する前方後円墳と帆立貝形古墳については、軍事や交通・運輸上重要であった馬匹の生産・管理に関わる集団の有力者の墓と考えられ、ヤマト王権との密接な関連を見て取れる。天竜川の支流を境に 5 つの単位群を構成する古墳の分布状況や、それぞれの古墳が持つ多様な構造からは、当時の飯田の地域に複数の主要勢力が併存していたことを推察できる。

史跡恒川官衙遺跡周辺も、飯田古墳群では最大規模の前方後円墳である高岡第 1 号古墳をはじめ数多くの古墳が所在することから、地域主要勢力の拠点の一つであったとみられる。史跡恒川官衙遺跡では、7 世紀後半に至ると、こうした古墳時代の社会状況の中から、集落を移転させて郡衙を創設したり、後の正倉群に先行する端緒的な倉庫群を設けたりしていることが判明しており、本遺跡は、郡衙の成立過程の様相を具体的に解明しうる点でも重要な価値を持つと評価できる。

③ 郡衙における祭祀空間の様相と変遷を明らかにできる

恒川清水の一带では、古墳時代に湧水祭祀または導水祭祀が行われていたとみられるが、奈良時代には、人形・馬形・斎申等を用いた律令祭祀の空間へと変容したことが判明している。このように、郡衙による地方支配の一環として律令祭祀が大きな役割を果たしていたと推測できる点も重要である。また、江戸時代には清水脇に十王堂が建てられるなど祭祀空間としての機能を維持しており、今なお地域住民の信仰の場として継承されている点でも稀有な例であり注目される。

④ 伊那郡衙が担った行政実務の多さをうかがうことができる

史跡恒川官衙遺跡及びその周辺では、広範囲で多数の陶硯が出土していることから、伊那郡衙では、文書作成などの実務を受け持つ部署が郡庁以外にも複数存在しており、他郡に比して多大な行政実務が行われていた可能性が高いとみられる。文献史料からは大領金刺舎人八麻呂が信濃国牧主当に任ぜられていたことが知られるように、御牧の管理など他郡にない特殊な業務を担っていた可能性も高い。

⑤ 東国への出入口に位置するという立地特性を持った郡衙である

史跡恒川官衙遺跡の所在する飯田下伊那地域は信濃国の南端にあり、東国への玄関口に位置する。こうした立地特性を背景に、飯田古墳群の成立にみられるように、この地域はヤマト王権の東国進出の拠点として重視されたとみられる。さらに7世紀後半以降には、律令国家における地域支配の拠点として伊那郡衙が設置され、郡行政や交通路に関連する実務等に加え、その立地特性から馬匹管理や、畿内・東国諸国間の物流拠点としての役割をも果たしていたと推定できる。このように、史跡恒川官衙遺跡は、東国における特殊な立地特性を持つ伊那郡衙の役割を具体的に探りうる遺跡としても重要な価値を持つ。

⑥ 官道と郡衙の関係を明らかにするうえで重要な手掛かりを与える遺跡である

伊那郡は、美濃国から東山道最大の難所であった「神坂峠」を越えて信濃国に入り、最初に通過する郡である。このため、伊那郡衙では、峠を往来する公的旅行者への給食活動、伝馬や伝路（郡衙経由の官道）の管理等の業務量が他郡に比して大きな比重を占めていたものと考えられる。たとえば、厨家と推定される地区周辺からは比較的多くの食膳具が出土しており、官道を往来する使臣などへの食事供給の実務量が多かったことを示唆している。また、伊那郡には4つの駅が置かれ、制度上は国衙の管理下にあったが、それらの駅家や駅路の維持管理、神坂峠を往来する駅使への食馬等の供給についても、実態としては伊那郡衙が深く関わっていた可能性が高い。伊那郡衙は広大な信濃国の南半の要地にあって、こうした国衙機能の一部を担っていたことも想定し得る。このように、史跡恒川官衙遺跡は、官道と郡衙との密接な関係を明らかにするうえでも重要な手掛かりを提供する遺跡と言える。

⑦ 段丘地形を利用した郡衙の立地を知ることができる

伊那谷地方では、木曾山脈から流れ出る河川や中段段丘面を源とする小河川が、断層崖や天竜川に沿った段丘を横断するように流れ下り、段丘面を激しく浸食している特徴的な地形がみられる。史跡は、この「田切」と呼ばれる地形が卓越する伊那谷南部の低位段丘面に所在しているが、河川浸食による田切

地形の影響が比較的少なく、広い平坦地を確保できる数少ない場所に位置している。こうした立地状況から、郡衙がどのような場所・地形を選んで設置されたかがよくわかる遺跡としても注目される。また、史跡内には郡衙造営以前の土石流や自然流路の痕跡もあり、正倉の造営にあたっては、そうした自然流路を埋め立てる整地工事が行われていたことも明らかになっており、郡衙造営にともなう土木工事の実態を解明できる遺跡としても貴重である。

2. 副次的な価値

① 郡衙の成立以前や廃絶後の歴史をたどることができる

史跡恒川官衙遺跡の指定地には、弥生時代から古墳時代にかけての集落や、中世の集落等の遺構も分布する。これらから、郡衙造営以前の土地利用の状況、古墳時代から古代律令国家成立に至る過程、さらには郡衙が廃絶した後の歴史的变化をたどることが可能である。こうした地域における歴史の流れの中に位置づけて伊那郡衙を見ることによって、史跡恒川官衙遺跡のより豊かな価値を導き出すことができる。

② 自然災害やその後の再利用の様子を明らかにできる遺跡である

史跡指定地を含む恒川遺跡群では、土砂が江戸時代の畑を覆っていることが確認されている。これは、正徳5（1715）年の「未満水」と呼ばれる大水害の時に、南大島川から発生した土石流によるものと考えられる。この土石流の分布状況から300年前の災害の状況や災害以前の地形を推測することが可能であるとともに、土石流後に再度開墾された様子なども知ることができ、自然災害と人々との関わりや、地域の環境変化を明らかにするうえでも重要な情報となっている。

2 節 指定地以外の恒川遺跡群の価値

1. 主要な価値

① 郡庁や曹司など郡衙遺構の広がりが推定される

恒川遺跡群では、史跡指定地以外からも郡衙関連遺構や遺物が発見されており、今後の調査により、未だ確認できていない郡庁や実務を担う曹司なども発見される可能性が高い。

② 正倉遺構の広がりが推定される

伊那郡衙における正倉、館又は厨の遺構は、史跡指定地以外にも存在することが推定され、今後の調査により、さらに遺構の分布範囲が広がる可能性がある。

2. 副次的な価値

① 郡衙成立に至るまでの当地域の歴史の変遷をたどることができる

30次調査で確認した縄文時代中期の竪穴建物は、恒川遺跡群における最初の集落の形成を示す。また弥生時代中期後半には、同時期としては市内で最大級の集落が営まれる。これらの遺構は、郡衙が造営された場所が、古代以前から居住環境に適した場所であったことを物語っている。

② 地域主要勢力の様相を明らかにできる

恒川遺跡群の古墳時代の集落は、4世紀から7世紀にかけて継続した、市内でも最大級の集落の一つである。また、7世紀代の豪族居宅を構成する倉庫群と推定される建物も見つかっている。こうしたことから、恒川遺跡群一帯が地域主要勢力の本拠地であり、高岡第1号古墳をはじめとする古墳群の造営に関わった集団の拠点的な集落が存在したと考えられ、史跡恒川官衙遺跡は、立評氏族との関連など郡衙創設期の様相を具体的に検討するうえでも貴重な遺跡と言える。

③ 郡衙に関連する古代集落の展開をたどることができる

田中倉垣外地籍の西部一帯を中心に確認されている8世紀から12世紀にかけての竪穴建物などは、郡衙に隣接し、郡衙の創設から衰退後まで継続する集落の遺構である。ここには郡司層や郡雑任などが居住していた可能性もあり、郡衙と周辺集落との関係を明らかにするうえで重要な資料となる。

④ 郡衙廃絶以後の歴史を探ることができる

恒川B地籍から白山地籍にかけての地区には、中世居館の可能性のある遺構や地名、12世紀から13世紀にかけての竪穴建物等の遺構があり、郡衙廃絶後も集落が存続していたことを示している。また、田中倉垣外地籍には室町時代の可能性のある宝篋印塔や五輪塔が、恒川清水北側隣接地には江戸時代に所在したとされる堂宇などがあり、これらは恒川清水周辺が信仰の場として今日まで継承されてきた過程を示している。

⑤ 郡衙の立地と周囲の環境を知ることができる

史跡指定地を含む恒川遺跡群が立地する低位段丘面は、田中倉垣外地籍西部から恒川清水にかけて東西方向に延びる小規模な段丘崖によって上下二段に細分される。各時期の集落や郡衙は、この段丘面を選地して営まれていたことが判明している。

また、恒川遺跡群内には恒川清水以外にも湧水地点が段丘崖に沿って連続するように分布しており、郡衙や集落が水利に恵まれた環境に設けられていたことを示している。

3節 恒川遺跡群の周辺地域の価値

1. 主要な価値

① 伊那郡衙との密接な関連が考えられる古代の寺院や瓦窯などがある

史跡恒川官衙遺跡の周辺には、瓦の出土から古代寺院の存在を推定できる古瀬平遺跡がある。この寺院は、貞観8(866)年に定額寺とされた伊那郡寂光寺(じゃくこうじ)にあたる可能性がある。また、

近接する上野・金井原地籍では2つの瓦窯を確認しているとともに、元善光寺地籍にも古代寺院あるいは瓦窯と推定される遺跡がある。これらは、郡衙と密接に結びついて地方支配の一翼を担ったとされる寺院や仏教のあり方を探る手がかりとなる。

② 郡衙の役人が埋葬された墓域がある

史跡恒川官衙遺跡の北側に近接したところには新井原遺跡がある。ここでは、建物の雨落溝と推定される遺構から、7世紀末ないし8世紀初頭に製作された金銅製押出仏が出土しており、その周辺からは9世紀後半の灰釉陶器を副葬した火葬墓も見つかっており、郡衙の役人らが埋葬された墓域として使われていた時期もあったと想定される。

2. 副次的な価値

① 地域主要勢力の性格や推移、ヤマト王権との結びつきを示唆する古墳群がある

座光寺地区には76基の古墳があったとされており、前方後円墳の高岡第1号古墳（県史跡）、北本城古墳、帆立貝形古墳の新井原12号墳、円墳の畦地1号古墳（市史跡）のほか、数十基の古墳が存在した。これらは5世紀後半から6世紀前半にかけて築造されたと考えられ、史跡周辺を中心に分布していることから、恒川遺跡群の集落と密接に関係しており、座光寺地域が地域主要勢力の勢力圏に入っていたことを示している。また、古墳群からは5世紀代の馬の埋葬土坑も確認されており、この有力集団は馬匹管理にも関連していたと推定される。当地の主要勢力は古墳時代から馬匹を介して、ヤマト王権と密接な結びつきを持っていたとみられる。このように、周辺の古墳群や集落のあり方は、伊那郡衙が史跡恒川官衙遺跡の場所に設けられる歴史的背景の一端を物語る資料として重要な意味を持っている。

② 縄文時代から近世に至る各時代の遺跡がある

恒川遺跡群の周辺には縄文時代から近世かけての数多くの遺跡がある。調査事例が少なく、また詳細が不明な遺跡もあるが、これらの遺跡によって史跡周辺の歴史的な推移をたどることができる。また、今後の調査により、伊那郡衙や恒川遺跡群の集落や居宅との関連性も明らかになる可能性がある。

③ 史跡恒川官衙遺跡と一体的な活用が見込まれる指定文化財や多様な文化資産がある

恒川遺跡群の周辺には、高岡第1号古墳（県史跡）、南本城城跡（県史跡）をはじめ、旧座光寺麻績学校校舎（県宝）、耕雲寺の羅漢門（市有形文化財）、畦地1号古墳（市史跡）、麻績の里舞台桜（市天然記念物）、座光寺の石川除（市史跡）といった指定文化財や、麻績神社、麻績の里石塚桜、元善光寺等の多様な歴史文化資産が集中しており、保存活用されている。史跡恒川官衙遺跡は、それらと一体的に活用がされることで地域像、歴史像の実態理解が深まり、地域づくり資産としての価値を一層高めることができる。

④ 座光寺の地名

座光寺の地名には、貞観8（866）年に定額寺とされた伊那郡寂光寺に由来すると考える説と、善光

寺如来が当地にもたらされた際に台座として使用された「座光の臼」に由来するとみる説がある。寂光寺は、古瀬平遺跡の存在などから恒川遺跡群に近接して存在していた可能性があり、善光寺如来の伝承も奈良時代を舞台としている。こうしたことから、座光寺の地名は、郡衙と結びついて地方統治にも重要な役割を果たした寺院の存在を傍証する資料ととらえることが可能である。

⑤ 座光寺地域の文化的景観

座光寺地域は、田切地形と段丘崖の緑地帯からなる自然景観に、時代をまたいだ歴史文化資産や現代の生活・生業に関わる人文的要素等が加わった文化的景観を形成している。生業に関しては、温暖地系の果樹（ナシ・モモ）と寒冷地系の果樹（リンゴ）の双方が高品質で収穫できるという、全国的にも稀な地の利を活かした果樹栽培が盛んで、特産の「市田柿」も生産されている。特に中位段丘面には果樹園が多く、花期や収穫期には彩りのある景観がひろがる。指定地周辺に分布するカキ・モモの果樹園は、座光寺地域の景観の一部を構成しているとともに、遺跡が立地する地形の保全にも繋がっている。

第V章 保存管理

1 節 保存管理の基本方針

史跡恒川官衙遺跡の適切な保存管理を進めるため、基本方針を次のとおり定める。

○ **史跡恒川官衙遺跡の恒久的な保存と未来にわたる確実な継承**

史跡恒川官衙遺跡は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがえのない歴史文化資産である。この史跡を恒久的に保存し、未来へ確実に継承する。

○ **史跡恒川官衙遺跡の公有地化**

史跡恒川官衙遺跡を確実に保存管理し、整備活用を図るために、史跡指定地の公有地化を計画的に進める。

○ **継続的調査による郡衙の全体像の解明と追加指定**

郡衙関連の遺構・遺物等の状況を確認する調査を継続的に行い、郡衙の全体構造を明らかにすることで史跡恒川官衙遺跡の価値を一層高め、その成果に基づき遺跡の保存を図る。また、未指定地については、発掘調査の成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性に応じて、住民の理解を得て追加指定を図っていく。

○ **地域と協働した保存管理**

文化庁、長野県教育委員会、飯田市の関連部局、学術研究団体等との連携を図り、史跡恒川官衙遺跡が所在する座光寺地域の住民及び自治組織等の理解を得ながら協働して保存管理を行う。

○ **未指定地や周辺の歴史文化資産と一体化した保存管理**

史跡恒川官衙遺跡と同等の価値を有する遺構の存在が想定される未指定地、また、周辺に所在する多様な歴史文化資産と一体的な活用が図れるような保存管理を行う。

2 節 保存管理の対象範囲と地区区分

史跡恒川官衙遺跡の区域は、恒川遺跡群における昭和 57（1982）年度からの継続的な確認調査の結果、郡衙遺構の存在が確認できている範囲の一部に限られている。指定地以外の恒川遺跡群の範囲にも、未確認の郡庁をはじめとする郡衙に関連する重要な遺構の存在が想定されるが、現時点ではその解明に至っていない。また、恒川遺跡群の周辺地域には、伊那郡衙と密接に関連する古代寺院あるいは瓦窯と推定される遺跡や、史跡恒川官衙遺跡と一体的な活用が見込まれる指定文化財などの多様な歴史文化資産が集中している。そこでこの保存活用計画では、史跡指定地とともに、史跡指定地以外の恒川遺跡群やその周辺地域も対象範囲として扱うこととする（図 20）。

1. 史跡指定地の地区区分

史跡恒川官衙遺跡を有効に保存管理していくため、発掘調査によってこれまでに判明している遺構の分布状況やその性格、遺構確認の進展状況、さらには、土地利用の現況等を加味して、史跡指定地を次のように地区区分する（図 21）。

(1) A 1 地区

これまでの発掘調査により、掘立柱建物、礎石建物、正倉区画溝等が確認され、正倉院を構成する施設の配置が最も把握できている地区である。遺構は調査後に埋め戻され、地下に保存されている。また地区内には、郡衙に関連する遺構の他にも、郡衙の成立以前や廃絶後の集落などの遺構も確認されている。現況は、果樹・畑・宅地・雑種地・墓地である。

(2) A 2 地区

これまでの発掘調査により、礎石建物、正倉区画溝、掘立柱建物、郡衙北限溝の一部が確認され、正倉院の一部と厨家または館の推定地が把握できている地区である。しかしながら、宅地化の進行により調査箇所が限定的であり、今後の調査によって、郡衙関連遺構の分布状態や施設配置等をさらに明らかにしていくことが必要な地区である。現況は宅地が主体で、他に、畑、雑種地がある。

(3) A 3 地区

正倉院に関連する遺構の存在が推定されるものの、未調査箇所が大半を占める地区である。現況は宅地である。なお、68 次調査区で確認された正倉区画溝の一部は滅失している。

(4) A 4 地区

発掘調査は未実施であるが、南東方に近接する国道 153 号の建設に先立つ 1 次調査区で、清水からの流路跡と祭祀具が出土していることから、郡衙に関連する水辺の祭祀の遺構などが想定される地区である。現況は恒川清水・集会場・畑である。

2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の地区区分

史跡指定地以外の恒川遺跡群にも、郡衙に関連する遺構の分布が想定されるとともに、郡衙の成立以前や廃絶後の集落や、郡衙と同時代の竪穴建物を主体とする集落なども存在することが判明している。しかし、国道153号の路線敷内については、建設工事にともない遺構の多くが滅失している。また、JR飯田線軌道敷についても遺構の多くが滅失していると推定される。このため、国道153号の路線敷、JR飯田線の軌道敷、それらを除いた指定地以外の恒川遺跡群の3地区に区分して取り扱うこととする（図21）。

(1) B地区（史跡指定地以外の恒川遺跡群）

史跡指定地以外の恒川遺跡群の範囲内で、国道153号の路線敷を除いた地区である。史跡指定地に隣接する個所では、部分的な調査で郡衙に関連する遺構が既に確認されており、その周辺にも郡衙に関連する遺構が存在する可能性が高い。また郡衙に関連する遺構の他、各時代の集落も濃密に埋蔵されている地区である。現況は、宅地・畑・水田等の多様な土地利用がみられ、国道153号沿いには多くの店舗が見られる。

(2) C地区

恒川遺跡群内に含まれる国道153号の路線敷が該当する。遺構の多くは滅失している。

(3) D地区

恒川遺跡群内に含まれるJR飯田線の軌道敷が該当する。遺構の多くは滅失していると推定される。

3. 恒川遺跡群周辺地域

恒川遺跡群の周辺地域には、県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史文化資産が集中している。史跡恒川官衙遺跡は、これらの歴史文化資産と結びつけることによって、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることができる。そこで、この保存活用計画では、西及び北方は、南本城城跡（県史跡）から上野・万才・北市場・高岡一帯を、東及び南方は、座光寺の石川除（市史跡）から天竜川周辺までの範囲を「恒川遺跡群周辺地域」として取り扱うこととする。この範囲内には、高岡第1号古墳（県史跡）、古代寺院推定地の古瀬平遺跡、金井原瓦窯跡のように、史跡恒川官衙遺跡と密接な関連が推定される遺跡のほか、数多くの埋蔵文化財包蔵地も存在する（図20）。

3 節 各地区の構成要素

1. 史跡指定地の構成要素

史跡恒川官衙遺跡の主要な価値を構成する要素には、郡衙の遺構及び遺物と、郡衙の立地状況をとどめる地形がある。また、郡衙の成立以前や廃絶後のこの地域の様相を示す遺構及び遺物などは、史跡恒川官衙遺跡を理解する上で重要な意味を持っており、史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値を構成する要素として捉えられる。

一方、現存する住宅等の建築物や様々な工作物など、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値や副次的な価値を構成する要素には含まれないものもある。これらをその他の要素として分類する。

以下に、これらの史跡恒川官衙遺跡を構成する要素について整理する。

地区区分	史跡恒川官衙遺跡の主要な価値を構成する要素 (図 22)	史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値を構成する要素 (図 23)	その他の要素 (図 24)
A 1 地区	○郡衙の遺構と遺物 (礎石建物・掘立柱建物・溝・空地等) ○郡衙が立地する段丘地形	○郡衙の成立以前や廃絶後の様相を示す遺構と遺物 (弥生時代・古墳時代・中世の竪穴建物等) ○災害や環境変化を示す土石流の痕跡	○建築物 (住宅・店舗・作業場等) ○工作物 (電柱・街灯・標識・カーブミラー・遺跡案内板等) ○農地 (果樹園・畑) ○墓地
A 2 地区	○郡衙の遺構と遺物 (礎石建物・掘立柱建物・溝等) ○郡衙が立地する段丘地形	○同上	○建築物 (住宅・店舗・作業場・アパート等) ○工作物 (電柱・街灯・安全標識・畑かん水給水弁・遺跡案内板等) ○農地 (果樹園・畑)
A 3 地区	○郡衙の遺構と遺物 (溝等) ○郡衙が立地する段丘地形	○同上	○建築物 (住宅・店作業場・消防詰め所等) ○工作物 (電柱・石碑・遺跡案内板等)
A 4 地区	○郡衙関連の遺構と遺物 (古代の祭祀遺構・遺物等) ○郡衙が立地する段丘地形	○祭祀の推移を示す他時期の祭祀の遺構と遺物 ○現況の恒川清水	○建築物 (集会場) ○工作物 (電柱・石碑・遺跡案内板・看板等)

2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の構成要素

史跡恒川官衙遺跡の指定地以外の恒川遺跡群に含まれるB・C地区からも、郡衙の成立以前から中世にかけての集落などの遺構及び遺物が確認されている。また、史跡指定地と同様に郡衙を構成する遺構及び遺物や旧地形の一部が既に確認されており、今後の調査により郡衙関連の重要な遺構の発見も想定される。しかし、D地区は鉄道軌道が敷設されているため、遺構及び遺物は未確認である。

これらについても指定地と同じ観点から、以下のように、主要な要素、副次的な要素、その他の要素の3つに分類する。

地区区分	主要な要素（図 25）	副次的な要素（図 25）	その他の要素
B地区	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙の遺構と遺物 （礎石建物・掘立柱建物・溝など） ○郡衙が立地する段丘地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から古墳時代及び近世にかけての遺構と遺物 ○7世紀代の豪族居宅と推定される遺構と遺物 ○郡衙と関連する古代集落の遺構と遺物 ○室町時代と推定される五輪塔・宝篋印塔 ○「がにが城」等の地名、堂宇に関わる伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（住宅・店舗・アパート・元善光寺駅・作業場等） ○工作物 （電柱・街灯・水路・道路安全施設・遺跡案内板・看板等） ○農地（果樹園・畑・水田） ○道路（県道・市道等） ○鉄道軌道及び付帯施設 ○墓地
C地区	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙関連遺構（一部残存）と遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から中世にかけての遺構（一部残存）と遺物 ○7世紀代の豪族居宅と推定される遺構（一部残存）と遺物 ○郡衙と関連する古代集落の遺構（一部残存）と遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路 （国道153号及び付帯施設）
D地区			<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道軌道 （JR飯田線及び付帯施設）

3. 恒川遺跡群周辺地域の諸要素

恒川遺跡群周辺地域には、史跡恒川官衙遺跡と密接に関連する古墳や瓦窯等の遺跡がある。また、周辺地域のその後の歴史的変遷をたどれる遺跡や文化財等も数多く存在する。これらは、史跡恒川官衙遺跡の活用にとって有効な要素として捉えられる。以下では、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値との関連性から、この地域の諸要素を、主要な要素、副次的な要素、その他の要素の3つに分類する。

地区区分	主要な要素 (図 26)	副次的な要素 (図 26)	その他の要素
恒川遺跡群 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙と密接に関連する古代寺院推定遺跡や瓦窯跡 ○古墳群 ○今後発見される可能性のある津などの郡衙関連遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から近世にかけての各時代の遺跡 ○県史跡の南本城城跡・高岡第1号古墳、県宝の旧座光寺麻績学校校舎、市有形文化財の耕雲寺の羅漢門、市史跡の畦地1号古墳・座光寺の石川除などの多様な歴史文化資産 ○段丘地形とグリーンベルトや果樹園が織り成す座光寺地域の文化的景観 ○定額寺の「寂光寺」が転化したものとする説がある「座光寺」の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物 ○墓地 ○工作物 ○農地 ○山林 ○道路

4 節 各地区の保存管理の方法

1. 史跡指定地の保存管理方法

(1) A 1 地区

この地区は、これまでに郡衙関連の遺構の調査が最も進んでおり、正倉院を構成する施設の配置が最も把握できている。これらの遺構は地下に良好に保存されており、将来にわたる遺構の保存に万全を期すため、積極的に公有地化を進める。また、史跡整備のための情報を得る保存目的調査を実施し、調査成果に基づく整備を優先的に進めて公開活用を図る。

現状変更等にあたっては、内容によって事前に保存目的調査または立会調査を実施して、遺構の確認を行うとともに、その保存に万全を期す。

(2) A 2 地区

この地区は、正倉院を構成する建物群の一部と郡衙北限溝が確認されているものの、大半が宅地となっている。このため、当面の間は現状の土地利用のままとするが、地下に埋蔵されている重要遺構については、住民の理解と協力を得ながら、その保存に万全を期す。また、保存目的調査を計画的に行い郡衙遺構の把握に努める。現状変更等にあたっては、地下遺構の保存や将来の史跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処することとし、現状変更等の内容により事前に保存目的調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保存に万全を期す。それらの成果を踏まえ、段階的に公有地化を進め、その進捗状況を考慮しつつ整備を進める。

(3) A 3 地区

この地区は、A 2 地区の調査状況から正倉院の一面をなすと捉えられるが、遺構配置は把握できていない。個人住宅や作業場等によって占められているため、当面の間は現状の土地利用のままとするが、住民の理解と協力を得ながら、地下遺構の保存や将来の史跡恒川官衙遺跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処することとする。地区内にある消防詰所は他所への移転について時期を含めて検討する。

現状変更等にあたっては、内容により事前に保存目的調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保存に万全を期す。それらの成果を踏まえ、段階的に公有地化を進め、その進捗状況を考慮しつつ整備を進める。

(4) A 4 地区

この地区は、郡衙の祭祀空間と推定される地区であり、恒川清水は史跡恒川官衙遺跡や地域における象徴となる場の一つである。このため、将来にわたる遺構の保存に万全を期すため、積極的に公有地化を進めるとともに、祭祀の実態解明に向けた保存目的調査を実施する。その調査成果を活かしつつ、現在に至るまでの歴史的変遷も尊重し、住民に親しまれている恒川清水の活用に向けた整備を優先的に進め、湧水を湛える景観の復活も図る。

この地区にある恒川清水に加え、秋葉大権現等の石碑類や十王堂などの信仰施設は、現代に受け継がれた恒川清水の祭祀空間を構成する要素でもあるため、所有団体と調整を図りつつ現状維持することに努める。なお、清水北側の集会場については他所への移転について時期を含めて検討する。

現状変更等にあたっては、内容によって事前に保存目的調査又は立会調査を実施し、遺構の確認を行うとともに、その保存に万全を期す。

2. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の保存管理方法

(1) B 地区

この地区は、一部の調査区で郡衙関連の遺構の存在が既に確認されており、調査後に埋め戻して遺構を保存してある箇所もある。そうした区域については、追加指定に向けた条件整備を進める。また、B 地区には、未確認の郡庁をはじめとする重要遺構の存在が想定されるとともに、各時代にわたる遺構及び遺物も広範囲に分布している可能性が高い。このため、未調査区域においても、遺構の把握に向けた保存目的調査を進めるとともに、現状変更等にあたっては、文化財保護法に基づく適切な保護措置を講ずる。これらにより重要遺構が確認された場合は、住民の理解と協力を得ながら遺構の保存を図り、追加指定に向けた条件整備を進める。

恒川清水北側に現存する五輪塔や宝篋印塔などの文化財については、その内容を精査し、活用に向けた検討を進める。

(2) C 地区（国道 153 号敷地内）

この地区は、国道 153 号の座光寺バイパス建設事業として工事が行われた際に遺構の多くが滅失しているものの、一部には残存する箇所もあるため、地区内で行われる現状変更等にあたっては文化財保護

法に基づいて適切な保護措置を講ずる。

(3)D地区（JR 飯田線軌道敷）

この地区のJR 飯田線は、大正12（1923）年に開通したもので、その建設に際し遺構の多くは滅失している可能性もあるが、詳細は不明である。このため、地区内で行われる現状変更等にあたっては文化財保護法に基づいて適切に対処する。

3. 恒川遺跡群周辺地域の保存管理方法

恒川遺跡群周辺地域に所在する郡衙関連の遺跡については、その保護に努めるとともに、実態解明に向けた調査研究を進める。史跡恒川官衙遺跡に近接する高岡第1号古墳については、郡衙成立以前の歴史の中でも重要な位置を占めるため、市内の他の主要古墳とともに国史跡の指定を目指し、保存に万全を期す。また、県及び市指定文化財については、それぞれの条例に基づき適切に保存管理し、他の遺跡については文化財保護法に基づく適切な保護措置を講ずる。また、市の指定文化財の県指定や、県の指定文化財の国指定等についても調査研究を進める。

この地域に所在する歴史文化資産については、座光寺地域自治会が中心となって設置した「2000年浪漫の郷委員会」で史跡恒川官衙遺跡を含めた一体的な活用策の検討が進められている。こうした地域の動きと連携を図り、歴史文化資産の保存と活用を推進する。また、座光寺地域住民や史跡指定地の地権者、関係機関と協働・連携して「2000年浪漫の郷」に相応しい良好な景観の保全・育成を目指し、史跡恒川官衙遺跡を含めて当地域の歴史と文化をテーマとした学習・交流・観光の資源として活用する。

5 節 現状変更等の取扱い

1. 現状変更等について

史跡等の指定文化財や埋蔵文化財包蔵地において、その現状を変更する行為や、保存に影響を及ぼす行為を現状変更等という。

前節で示したA1～A4地区（史跡指定地）、B～D地区（埋蔵文化財包蔵地）においては、地下に埋蔵され保存されている遺構及び遺物に対し何らかの影響を及ぼす掘削や盛土等の行為や、地下遺構に影響を与える建物の解体や路面の張替など、土地の状態の変化を伴う行為が現状変更等にあたる。これらの行為は、その内容によっては地下に埋蔵されている遺構や遺物を損ない、文化財の保存継承を妨げる要因となる恐れがある。

このため史跡等については文化財保護法125条（以下「法」という）による現状変更等の制限、埋蔵文化財包蔵地については法93条による届出、県及び市指定文化財については条例による規制や届出が定められており、現状変更等が厳しく規制されている。

2. 史跡指定地における現状変更等の取扱い

ここでは、史跡指定地であるA1からA4地区で予想される現状変更等について、文化財保護法に基づく取扱いを整理する。

史跡とは、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」（特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準）として文部科学大臣が指定（法第109条）したものである。

そのような史跡の価値を損なうことなく将来にわたって保存継承するため、現状変更等については法第125条第1項に「文化庁長官の許可を受けなければならない」とこととされ、文化庁長官への許可申請が必要となる。これは現状変更等の内容が、史跡の価値に影響を与えるか否かを考慮して、その可否を判断する制度である。これに違反した場合、法125条第7項による原状回復の命令、法196条及び197条による罰則規定がある。なお、国の機関による現状変更等については法第168条に規定されている。

(1) 現状変更等の許可申請が必要な行為

現状変更等の許可申請が必要となる行為は以下の事項が該当する。各事項の具体的な取扱い基準については、後述する「(5)史跡指定地の現状変更等の取扱い基準」に示す。

なお、下記の①から⑥の行為のうち、後述する(2)から(4)に示したものの以外の行為については、文化庁長官への許可申請が必要である。

① 建築物の新築・建替・増築・除却

- 新築とは、現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築すること。
- 建替とは、既存建築物の全部又は一部を取り壊し、同一場所に引き続き建築物を建築すること。
- 増築とは、現在建築物の建っている宅地内で、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や、棟別又は棟続きで建築物を付加すること。
- 除却とは、既存の建築物を取り壊し、更地とすること。

② 工作物の新設・改修・除却

- 工作物には農業用の資材置き場やビニールハウス（基礎を有するガラスハウス等を除く）、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯等が含まれる。

③ 地形改変、土木工事等

④ 木竹（果樹含む）の伐採・植栽・抜根

⑤ 史跡の発掘調査及び保存整備工事

⑥ その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 飯田市教育委員会に許可申請が必要な行為

(1)に示した現状変更等の申請が必要な行為のうち、以下に示す行為は、文化財保護法施行令第5条第4項（都道府県または市の教育委員会が処理する事務）に基づき、飯田市教育委員会が現状変更等の許可及びその取り消し並びに停止命令を行う。

① 小規模建築物で3カ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却

（「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第418号）が公布され、「3カ月以内」が「2年以内」に、「改築または除却」が「または改築」に改められ、平成28年4月1日より適用 135頁参照）

- ・小規模建物とは、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。

② 工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却または道路の舗装もしくは修繕

（「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第418号）が公布され、「改修若しくは除却」が「若しくは改修」に改められ、平成28年4月1日より適用 135頁参照）

- ・改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。また、道路の舗装・修繕はそれぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

③ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却

（「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第418号）が公布され、「改修または除却」が「または改修」に改められ、平成28年4月1日より適用 135頁参照）

④ 埋設されている電線、ガス管、水道管または下水道管の改修

（「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第418号）が公布され、「埋設されている電線」が「電柱、電線」、「または下水道管の改修」が「、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修」に改められ、平成28年4月1日より適用 135頁参照）

⑤ 建築物等の除却

（「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第418号）が公布され、平成28年4月1日より適用 135頁参照）・建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。

⑥ 木竹の伐採

(3) 現状変更等の許可申請が不要な行為

現状変更等について、法第125条第1条のただし書には、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可申請が不要であるとされている。当条文に基づき、史跡指定地において、許可申請の不要な行為を以下に示す。ただし、これらの行為の実施にあたっては、飯田市教育委員会と事前協議するものとする。

① 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に記されている「維持の措置」の範囲とは以下のとおりである。

- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

② 非常災害のために必要な応急措置

災害が発生した場合、又はその発生が明らかに予想される場合に執られる応急措置で、史跡恒川官衙遺跡の場合は、風水害・地震・火災により倒壊した建築物等の除去、破損した電線・上下水道等の埋設管の応急措置等が該当する。災害復旧に係る恒常的な施設の設置は含まない。

③ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの

物理的変更は加えないが、何らかの影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微である場合をいう。

(4) 現状変更等に該当しない日常的な維持管理

指定地内における以下のような日常的な維持管理については現状変更等に該当しない。ただし、その内容・程度によっては現状変更等に該当する場合もあるため、原則として飯田市教育委員会に連絡し、必要に応じて協議するものとする。

① 恒川清水の維持管理

- 恒川清水の除草・清掃
- 祭祀の際に用いる祭壇等の簡易な工作物の設置・撤去

② 既存建築物・工作物の維持管理

- 屋根の修繕、葺き替え
- 外壁の修繕、張替等の改修

- 内装の修繕及び改修
- 建物等に付帯する室外機・電気温水器等諸設備の修繕及び改修で掘削を伴わないもの
- 間仕切りの改修及び変更で基礎の改修を伴わないもの
- 雨戸・窓・ドアその他戸の修繕及び改修
- 基礎の改修を伴わない門・塀その他工作物の修繕
- その他上記に準ずる程度で、建物・工作物の維持に必要で修繕で掘削を伴わないもの

③ 日常生活・生業

- 家庭内の菜園における苗の定植程度で、地下遺構に影響を及ぼさない軽度の掘削
- 耕作地内での地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為
- 危険木・枯損木の伐採、除草、果樹・庭木・生垣の剪定・枝払い
- 住宅敷地内における日常生活上必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・撤去
- 各種行事に伴う簡易工作物の設置・撤去
- 墓地の通常の利用
- その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なもの

④ 史跡の維持管理

- 植栽の日常的な手入れ（枯損木除去、剪定、除草等）
- 施設の保守点検、清掃、遊歩道の路面の簡易な補修等

(5) 史跡指定地の現状変更等の取扱い基準

史跡恒川官衙遺跡を適切に保存管理するため、史跡指定地内における現状変更等の取扱いに関わる共通事項を以下のとおりとする。

- 地下遺構の保存に影響を及ぼす現状変更等は原則として認めない。
- 指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行う。
- 各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。
- 現状変更等にあたっては、内容によって発掘調査または立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は保存に万全を期す。

次に、「4節 各地区の保存管理の方法」をふまえ、史跡恒川官衙遺跡の指定地に共通して適用する現状変更等の取扱い基準を以下のとおり示す。

① 建築物の新築・建替・増築・除却

a. 建築物の新築

建築物の新築は原則として認めない。ただし、史跡の保存管理及び整備活用を目的とし、事前協議の

うえ地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたって、建築物の構造・意匠等については、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

b. 建築物の建替・増築・除却

建築物の建替及び増築は、現在の建築物が建っている宅地の範囲内で行うものとし、事前協議のうえ、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。建築物の除却にあたっては、事前協議のうえ、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。また、建替及び増築の場合は、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

② 工作物の新設・改修・除却

工作物の新設・改修は、事前協議のうえ、規模・構造・必要性等を勘案し、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡恒川官衙遺跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

工作物を除却する場合は、事前協議のうえ、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。

③ 地形改変・土木工事

a. 地形改変

地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や盛土等の地形改変は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とするもので、事前協議のうえ、地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

b. 道路の新設・拡幅

道路の新設・拡幅は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする道路の新設・拡幅、住民の生命財産に関わる緊急車両進入に必要な既存市道の拡幅は、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

c. 鉄道軌道の新設・拡幅

鉄道軌道の新設・拡幅は原則として認めない。

d. 埋設物の新設・改修・除去

埋設物の新設は原則として認めない。ただし、諸法令に基づき公共・公益上必要な地下埋設物及び建

建築物の建替及び増築に伴う上下水道管の新設及び改修は、事前協議のうえ、地下遺構の保存に影響を及ぼさない位置・工法・設計であるものについては認める。また、埋設物の除去にあたっては、事前協議のうえ、事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。

e. 耕作地の天地返し

耕作地の耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めない。

④ 木竹の植栽・改植・伐採・抜根

木竹（果樹含む）の植栽・改植・抜根は、事前協議のうえ、内容によって保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。

伐採は、事前協議のうえ、史跡の保存に影響を及ぼさないものについては認める。

史跡の整備のため木竹の抜根を要する場合は、事前協議のうえ、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。

⑤ 史跡の発掘調査及び保存整備

史跡の保存整備に必要な保存目的調査、現状変更等に伴う保存目的調査は認める。ただし、文化庁及び長野県教育委員会と事前協議のうえ地下遺構の保存への影響を最小限にするよう配慮することとする。史跡の保存整備は発掘調査の成果に基づくものとし、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・育成に配慮することとする。

3. 史跡指定地以外の恒川遺跡群の現状変更等の取扱い

(1) B地区の現状変更等の取扱い

B地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である恒川遺跡群の範囲内に位置する。しかし、未確認の郡庁をはじめとする重要な遺構が存在する可能性が高い地区である。このため、地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等を計画した場合は、事前協議のうえ、法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）、法第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）に基づく届出または通知を長野県教育委員会に提出し、長野県教育委員会と調整したうえで、必要に応じて確認調査等を行い、適切な保護措置を講ずるものとする。また、確認調査により重要な遺構が確認され、当該土木工事等が地下遺構に影響を及ぼす場合は、事業による影響を避けるための計画変更等を求めるものとする。また、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮して取扱うものとする。なお、郡衙関連遺構が既に確認されて地中に保存されている個所については、上記事項のほか、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう対処する。

(2) C・D地区の現状変更等の取扱い

C・D地区は、埋蔵文化財包蔵地の恒川遺跡群の範囲内のうち、国道153号の路線敷及びJR飯田線

軌道敷が該当する。C地区での既存路面の路床の入れ替え等、D地区での軌道敷での掘削を伴う施設の設置等については、事前協議のうえ、必要に応じて法第94条に基づく通知、法第93条に基づく届出を提出し、長野県教育委員会からの指示事項にしたがって保護措置を講ずるものとする。

4. 恒川遺跡群周辺地域の現状変更等の取扱い

この地域の埋蔵文化財包蔵地において、地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や開発行為等を計画した場合は、前記B地区と同様の取扱いとする。県及び市指定文化財は、原則として現状変更等を認めないが、文化財の保存管理及び整備活用、また、公共・公益上必要な場合は、事前協議のうえ、長野県文化財保護条例、飯田市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講ずるものとする。また、当該地域の文化的景観を保全するため、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重して取扱うものとする。

6 節 史跡指定地の公有地化と追加指定の方針

1. 史跡指定地の公有地化の方針

史跡の保存および整備活用の観点から、郡衙関連の遺構の調査が最も進み、正倉院を構成する施設の配置が最も把握できているA1地区の範囲と、郡衙の祭祀空間と推定されるA4地区の範囲について早期の公有地化を目指す。また、それ以外の史跡指定地の範囲についても、土地の譲渡について所有者からの申し出があった場合や、地下遺構の保存や将来的な史跡の整備活用に影響を及ぼすことが明らかな現状変更を回避する必要がある場合は、予算措置を行ったうえで随時公有地化を図る。

2. 追加指定の方針

B地区において、既に郡衙関連の遺構が確認され、かつ埋め戻しにより地下遺構が保存されている区域については、所有者からの同意が得られた土地から適宜追加指定を行う。また、発掘調査の結果、史跡指定地と同等の価値を有する重要な遺構が確認された区域については、追加指定の条件整備を進める。

第Ⅵ章 整備・活用

1 節 整備・活用の基本方針

史跡恒川官衙遺跡は、古代律令国家における信濃国の最南の地方行政単位であった伊那郡を統治していた役所（伊那郡衙）跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用を進めていく必要がある。

また、史跡恒川官衙遺跡や高岡第1号古墳をはじめとする飯田古墳群の存在は、古代国家による伊那地方支配の成立過程において、伊那谷南部が重要な位置を占めていたことを示すものであり、両者を合わせて活用することにより、日本の古代社会の歴史をも俯瞰することが可能となる。さらに本史跡の立地環境を活かして、周辺の各時代に及ぶ歴史文化資産との一体的な活用を図ることにより、伊那谷の歴史文化を体感できるようにすることが望ましく、それを通じて、この地域から信濃国の歴史はもとより、我が国の大きな歴史の流れを照らし出すことも期待できる。

また、史跡恒川官衙遺跡を活用した学習や交流を地域住民と協働して進めることにより、史跡恒川官衙遺跡を人づくり・地域づくりの資源とすることも望まれる。

これらの点を踏まえ、整備・活用の基本方針を以下のように設定する。

○ 史跡恒川官衙遺跡の保存継承

史跡恒川官衙遺跡を後世へと確実に継承するため、公有地化を段階的に進め、史跡の保存継承を前提にして整備・活用を推進する。

○ 史跡恒川官衙遺跡の存在と価値の情報発信

史跡恒川官衙遺跡の主要な価値は、郡衙に関連する遺構及び遺物や郡衙の立地する地形環境などにより構成されている。そうした史跡の価値を多様な方法を用いて広く周知できるよう整備・活用を進める。また、史跡指定地及び史跡指定地以外の恒川遺跡群に存在する各時代の集落の遺構及び遺物など、副次的価値についてもできるだけ情報発信できるよう配慮する。

○ 地域を知る学びの場

史跡恒川官衙遺跡の価値や特質、それに関わる地域の成り立ちを学習し、地域の魅力を認識することができる整備・活用を進める。

○ **地域住民・市民等の憩い・交流の場**

地域住民・市民等の憩いの場、地域間交流の場としての機能や役割を併せ持つ整備・活用を進める。

○ **ひとづくり・まちづくりの場**

地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡恒川官衙遺跡を通じて、伊那谷地域が有する価値と独自性を明示し、ふるさと意識の醸成を図り、人づくり・まちづくりに資するような整備・活用を推進する。

○ **史跡恒川官衙遺跡周辺の歴史文化資産との一体的な活用**

座光寺地域で計画する「2000年浪漫の郷」^{註)} づくりとの整合性を図りつつ、史跡恒川官衙遺跡周辺の歴史文化資産との一体的な整備・活用を進める。

註) 本文P 48 参照

○ **地域から日本史を俯瞰する場**

飯田古墳群をはじめとする各時代の歴史文化資産と結び付けることによって、伊那谷の歴史文化を体感できる場とするとともに、地域から日本の歴史を照らし出すことができる場とする。

2 節 史跡整備の構想

1. 史跡公園整備の基本理念

史跡恒川官衙遺跡については、本計画に基づく適切な保存管理を前提としつつ、その歴史的価値と魅力を広く伝えるために、史跡公園として整備する。

史跡公園は、地域住民や地域外から訪れる人々にとっての憩いの場（心おちつく場）、学習の場（智たかめる場）、交流の場（人かよいあう場）となるよう整備する。また、恒川清水は水を湛えるように整備し、人が集う場（心うるおう場）を再現する。

また、史跡恒川官衙遺跡周辺に集中している歴史文化資産との一体的な活用を図り、伊那谷の成り立ちと特徴を知り、地域から日本の歴史を体感できる場としての整備・活用を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、未来へと繋げていけるような、歴史文化を活かした地域づくりの拠点としていく。

2. 史跡指定地の整備の全体的な考え方

史跡公園の整備にあたり、前項に示した基本理念を基に、整備の全体的な考え方を以下に示す。

- 史跡指定地内の遺構の分布状況、調査の進捗状況、公有地化の進度に応じて段階的に整備を進める。
- 整備に必要な情報を得るための計画的な保存目的調査と、調査結果に基づく研究・評価を行う。
- 調査研究成果に基づいた整備を行う。
- ガイダンス施設等の整備を行い、調査研究で明らかになった郡衙の概要や価値を多様な方法を用いてわかりやすく伝える。
- 飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の主旨を尊重し、景観の保全と、より良好な景観の育成にも資する整備を行うとともに、周辺の住民生活に必要な施設（生活道路・通学路等）との共存、融和を図る。
- 今後の追加指定や調査成果に柔軟に対応して整備・活用を進める。

3. 史跡指定地の整備方針

史跡恒川官衙遺跡の適切な保存と活用を図るための整備については、本来、史跡指定地全域で一体的に計画し実施することが望ましい。しかし、史跡恒川官衙遺跡は、正倉院の一部を除き、重要な遺構の把握が十分にできていない区域も多く、また、郡衙域として捉えられる区域ではあるが、諸条件により史跡指定に至っていない未指定地も存在している。さらに、史跡指定地内の土地利用状況も異なり、公有地化も長期にわたって段階的に進めざるを得ず、それらに応じた保存管理の対応を取らざるを得ない。このため、整備にあたっては、現状で確認されている郡衙関連遺構の分布状況、そこから推定される郡衙関連施設の範囲、土地利用の現状や公有地化の進捗状況等を考慮し、第Ⅴ章に示した保存管理の地区区分に基づいて、地区ごとに整備活用の方針を定め推進することとする（図27）。なお、整備計画の詳細等は今後策定する整備基本計画の中で提示する。

(1) A1地区

① 地区の概要

伊那郡衙の正倉院を構成する正倉及び区画溝などが確認されている区域で、正倉院全体のおよそ1/3程度を占めていると考えられる。建物配置もある程度把握されており、周囲の区画溝からは瓦が出土していることから瓦葺の正倉の存在も推定される。

② 整備の方針

この地区については、優先的に公有地化を進め、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値の一つである正倉院を顕在化し公開活用していく。地下に郡衙関連の遺構がある場所については、正倉等の建物の復元や、地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空閑地だった場所については、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。

また、園路の整備も行い、指定地に接する市道と連結させ、恒川清水や史跡恒川官衙遺跡周辺の歴史文化遺産との回遊性を確保する。また、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。



挿図1 正倉の復元イメージ

③ 整備の課題

正倉等の復元や遺構の地上表示にあたっては、正倉の分布状況など整備に不可欠な情報を得るための調査が改めて必要となる。また、正倉院には複数時期の変遷が見られるため、復元や地上表示の対象とする時期や遺構の選定、他時期の遺構の展示方法などを検討する必要がある。なお、正倉等の歴史的建造物の復元にあたっては、文化庁から示されている「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」に適合したものとし、専門的な見地からの検討を行い、整備するものとする。

(2) A 2・A 3 地区

① 地区の概要

A 2 地区は、郡衙北限溝と掘立柱建物の遺構が確認されており、郡衙の厨家または館が所在する地区と推定され、A 3 地区は、正倉院の北半部と推定される。しかし、両地区とも、現在は大部分が宅地として利用されているため、調査事例が少なく、遺構の分布状況の把握は未だ十分ではない。

② 整備の方針

この地区では、中・長期的な視野からの整備を目指すこととする。調査により確認された重要な遺構は将来的には整備を進められるよう保存する。また、公有地化した区域については、地下の遺構の内容や性格に応じて暫定的な整備を行う。

③ 整備の課題

これまでの調査箇所が限定的であり、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値を構成する要素の把握が未だ十分でないため、将来的な整備を視野に入れて、遺構の分布状態や性格を解明するための調査や研究を進める必要がある。

(3) A 4 地区

① 地区の概要

伊那郡衙の祭祀空間と推定される地区で、正倉等の復元や平面表示等の整備を進める A 1 地区から 200m 程度離れ、飛び地となる位置にある。その中核をなす恒川清水の範囲は石垣によって区画されている。清水の湧水量は減少しているが、現在も座光寺地域のシンボルとなる場所として、地域住民によって保存継承されている。清水の南東方に近接する国道 153 号敷地内での調査で流路、祭祀具、掘立柱建物が確認されている。

② 整備の方針

恒川清水については、清水の湧水個所と水溜まり部分の保存目的調査を実施したのち、現状の石垣による区画を活かし、水を湛えた景観の復元整備に優先的に取り組む。

また、工作物等により清水の景観に影響が生じているポイントについては、低木の植栽等により修景を施し、良好な景観を形成する。恒川清水に隣接する指定地では、事前に保存目的調査を実施し、遺構が確認できた場合はその評価に基づき遺構表示方法等について検討する。また、清水を眺める緑地空間として活用できるよう整備する。

③ 整備の課題

恒川清水の範囲及び隣接する史跡指定地は未調査であり、早期における保存目的調査が必要である。また、遺構を傷めることなく清水の水量を増加させる整備方法を検討する必要がある。

4. 史跡指定地以外の整備

史跡の整備・活用にあたっては、史跡指定地外においても、ガイダンス施設の整備や周辺の歴史文化資産との一体的な活用を考慮した整備についての検討が必要になる。以下にこれらの整備方針を示す。

(1) ガイダンス施設の整備

① 概要

ガイダンス施設は、史跡恒川官衙遺跡への理解を促すとともに、リニア中央新幹線の駅に近接することから、伊那谷地域の歴史文化を紹介する役割も果たす施設として整備する。

② 整備の方針

ガイダンス施設では、説明パネルや出土遺物等の展示、映像等により、史跡恒川官衙遺跡及び周辺の歴史文化資産の概要・価値・魅力をわかりやすく紹介する。また、史跡見学者のための駐車場・駐輪場・トイレ等の便益施設も併せて整備する。施設の整備にあたっては、地下遺構の保存と史跡の景観に配慮した工法・構造を採用することとする。なお、ガイダンス施設をはじめとする便益施設については、史跡指定地外に整備する必要がある。A1地区に近接し、車でのアクセスが容易な位置への設定が望ましい。

③ 整備の課題

ガイダンス施設の規模・構造や展示の方法・内容、また、地域と連携した管理運営体制について検討する必要がある。また、史跡恒川官衙遺跡に関する情報発信において、当該ガイダンス施設が担う役割については、飯田市考古資料館、飯田市上郷考古博物館、飯田市美術博物館等の既存の文化財関係施設等との分担、連携を含めて検討する必要がある。

(2) 各地区を繋ぐ連絡路（現市道）の整備

① 概要

A1地区には、A4地区に続く市道が通過し、JR飯田線に近い北西端には周辺の歴史文化資産へ続く市道が接する。また、A1地区の中央を東西に横断する市道もある。市道部分の敷地はいずれも指定地外であるが、史跡内の各地区の連絡路として活用するため、史跡との一体的な整備が望まれる。

② 整備の方針

A1地区の中央を東西に横断する市道については、史跡公園と調和させた整備・活用を図る。その他の市道については、各地区への動線明示と景観との調和に配慮した舗装路面への改良・整備を行う。

③ 整備の課題

現状では主要な生活道路として使用されており、車両の交通量も比較的多い。このため見学者の安全確保と住民生活における利便性との調和を図ることが必要となる。

(3) B地区の整備

① 概要

史跡指定地以外の恒川遺跡群の範囲内であり、未確認の郡庁をはじめとする郡衙の遺構や関連する重要な遺構、あるいは各時代にわたる集落跡の存在が想定される。

② 整備の方針

今後の調査で郡衙の遺構や重要遺構が確認された区域、また、既に郡衙関連の遺構を確認しており指定条件が整った区域については追加指定をめざし、史跡指定された区域については、段階的に公有地化を進め、その遺構の内容や性格に応じた整備・活用を図る。

③ 整備の課題

この地区については、まずは、郡衙の遺構や重要遺構の分布を把握するために、保存目的調査の継続的な実施が必要である。

(4) 高岡第1号古墳南西隅整備地区の整備

① 概要

当該地区は、長野県史跡である高岡第1号古墳の墳丘前方部の南方に位置する。この古墳は、6世紀前半に築造された前方後円墳であり、整備対象地区では、保存目的調査により、同古墳の二重の周溝が確認されている。座光寺地域では、この地区は「史跡ひろば」の名称で親しまれ、座光寺地域住民により案内看板・ベンチが設置され、史跡恒川官衙遺跡や古墳群を見学する際の発着拠点として活用されて



挿図2 高岡第1号古墳南西隅整備地区の整備イメージ

きている。

② 整備の方針

郡衙と密接に関連する古墳の範囲内であり、周溝の地上表示を含めた園地整備を行う。また、案内板・解説板を設置し、史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史文化資産を巡る動線の拠点の一つとして整備・活用する。

③ 整備の課題

史跡恒川官衙遺跡と周辺の歴史文化資産とを繋ぐための動線をわかりやすく明示する方法や情報案内の方法などを検討する必要がある。

(5) 周辺の歴史文化資産との連携と整備

① 概要

恒川遺跡群周辺地域は、南本城城跡（県史跡）、旧座光寺麻績学校校舎（県宝）、元善光寺、耕雲寺の羅漢門（市有形文化財）、畦地1号古墳（市史跡）、座光寺の石川除（市史跡）等の各時代の歴史文化資産が狭い範囲に集中している特異な地域である。これらの資産を史跡恒川官衙遺跡と結びつけ、一体的な活用を図ることにより、伊那谷の歴史文化の厚みを体感してもらうことができる。

② 整備の方針

座光寺地域の歴史の変遷を基軸として、各資産の価値を把握し、相互の関連性を明らかにするための調査研究をさらに進めるとともに、座光寺地域住民が主体となって進める「2000年浪漫の郷」の取組みとも連携し、恒川遺跡群周辺地域の回遊ルートを設定し、各資産への解説板等の設置や、ルートの要所への動線を示す案内表示等の設置を進める。

③ 整備の課題

回遊ルートの設定にあたっては、国道153号、JR飯田線元善光寺駅、さらには平成39（2027）年開通予定のリニア中央新幹線の駅からの動線を考慮したルートも検討する必要がある。また、回遊ルート沿いには、地域のデザインコード（景観形成指針）を設定し、修景を進めることが望ましい。

3節 史跡の活用

史跡恒川官衙遺跡を将来にわたり保存継承していくためには、史跡公園の整備に加えて、史跡恒川官衙遺跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や交流の促進、さらには地域振興にも活用していく取組みを積極的に進める必要がある。特に、座光寺地域住民や飯田市民に、史跡恒川官衙遺跡を通して、ふるさとへの愛着と誇りを高めてもらうための働きかけが重要であり、そのことを基軸としながら、交流資源、地域振興資源として広く活用していくことが求められる。以下に、活用方針を示す。

1. 史跡そのものの活用

(1) ふるさとを知り愛着を育む学びの場

史跡恒川官衙遺跡の所在地に伊那郡衙が成立した背景や、史跡恒川官衙遺跡が物語る日本史上や、地域における価値について学ぶことは、私たちが暮らす地域の成り立ちや、歴史の深さ、文化力の高さを理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育むことにつながる。現在も、座光寺小学校では、高学年生のふるさと学習の一環として、「歴史に学び地域を訪ねる会」の会員を案内人に、史跡恒川官衙遺跡を含めた歴史文化資産の現地見学や学習会を実施している。また、座光寺地域の各種組織が主催する史跡恒川官衙遺跡をテーマにした学習事業も活発に行われている。こうした学習活動を市内他地域の小中学校や高校にも働きかけて推進するとともに、公民館活動における郷土学習等とも連携して、史跡恒川官衙遺跡を学びの場として積極的に活用する。

(2) 地域の歴史文化を守り育む場

座光寺地域では、「座光寺地域自治会」、「歴史に学び地域を訪ねる会」、「座光寺史学会」、「恒川清水保存会」等により地域の歴史文化資料を総合的に収集し、整理・保存・活用する活動が継続的に進められている。また、「麻績の里振興委員会」による麻績の里一帯の歴史文化資産を活用した活性化事業や、「高岡の森保存会」による古墳の保存継承や環境整備活動等も日常的に行われており、歴史文化資産の保存活用が地域住民主体に活発に展開されている。こうした地域組織や地域住民と協働して、史跡の維持管理、公開活用を進めていく仕組みを構築し、地域の歴史文化を守り育む活動を通じた人づくり、地域づくりを進める拠点として史跡を活用する。

(3) 交流と文化発信の場

史跡公園については、学習活動のみならず、座光寺地域住民、飯田市民、さらには、市外から訪れた人々が憩い・交流できる場として、また、屋外イベント等のさまざまな文化活動に多目的に利用できる場として整備活用する。

2. 史跡を核とした活用

(1) 文化的観光資源としての活用

恒川遺跡群の周辺地域には、時代をまたいだ多様な歴史文化資産が集中しており、伊那谷地域における歴史文化の縮図を体感することができる。史跡恒川官衙遺跡は、これらの歴史文化資産と一体的に活用することにより、日本史や地域史の中での価値がさらに高まり鮮明となる。また、史跡恒川官衙遺跡の約1.5km西方にはリニア中央新幹線駅が計画されており、開通後は都市圏や海外からの来訪者の増加も予想される。このため、各歴史文化資産を巡る回遊・散策コースの設定や環境整備を進め、情報案内等の各種サービスを提供するなどして、日本の地方都市の文化、伊那谷の歴史・文化を体感できる文化的観光資源としての活用を進める。また、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムや体験教育旅行における体験資源としての活用も図る。

(2) 伊那谷の文化財・文化施設・観光施設との連携

伊那谷には、史跡恒川官衙遺跡と密接に関連する史跡神坂峠（下伊那郡阿智村）や馬匹文化を特徴とする飯田古墳群などの遺跡をはじめ、独自で、多様で、奥深い歴史文化や自然的特性を伝える数多くの自然・歴史・文化資産が存在している。また、伊那谷の自然と文化をテーマとした多様な展示公開を行っている博物館や資料館等も多数存在する。さらに、名勝天龍峡をはじめとする景勝地や温泉施設等の観光資源も数多い。

これらの地域資産・文化施設・観光資源とも関連付けて、伊那谷をステージとした広域的な散策・周遊ルートを提案し、その中で史跡を有効活用することも検討する。

(3) 内陸部における交通史を探る資料としての活用

史跡恒川官衙遺跡が所在する飯田市は、古代から交通の要衝に位置してきた。伊那郡衙成立前の古墳時代中期以降には、既に本州中央部の内陸交通の要衝地として重要視され、ヤマト王権の東国経営の拠点としての役割を担っていたことが、飯田古墳群を構成する前方後円墳の市域内への集中的な分布からうかがえる。このことは、古代律令国家の時代にも引き継がれ、伊那郡衙は、郡内統治の行政拠点であったばかりでなく、神坂峠を越える古代東山道や伝路を往来する使臣の給食・宿泊施設でもあり、また、駅路や駅家の管理にも関わっていた可能性があるなど、公的交通拠点としても重要な役割を果たしていた。さらに、時代は下っても、江戸時代には中山道の脇街道である伊那街道（後の三州街道）、遠江からの下条街道（後の遠州街道）や秋葉街道、中山道妻籠宿につながる大平街道が交差する地として重要な位置を占めるなど、文化の回廊の要地として栄えてきた歴史がある。

近代においては、JR 飯田線、中央自動車道西宮線が開通し、現在は、静岡県西部とつながる三遠南信自動車道の整備が進行している。さらに、平成 39（2027）年には、先端技術を駆使したリニア中央新幹線の整備やリニア駅の設置が計画されている。

このように、飯田市は、約 1500 年にわたる時代の移り変わりの中で、常に日本の内陸交通の要衝として栄え、それぞれの時代において、日本の国づくりに重要な役割を果たしてきた地域であり、史跡及びその周辺地域は、こうした歴史における重要な場所であった。

史跡恒川官衙遺跡の研究成果は、古代のみならず、その前後の時代を含めて、日本の内陸部における交通と文化という視点から地域史を探る資料としても活用していくことが必要である。

(4) 情報発信機能の充実

史跡恒川官衙遺跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や交流の促進、さらには地域振興にも活用していく取組みを積極的に進めていくためには、情報発信機能を充実させることが重要となる。学習、交流、観光等の用途と対象に応じて、史跡恒川官衙遺跡および周辺にある歴史文化資産の概要、価値、見どころ、物語等を紹介した教材、パンフレット、ガイドブック等を作成し、多様な史跡の活用を促進する。また、ホームページの活用などさらに充実した情報発信に加え、市内の他の文化財や観光情報を含めて携帯端末用の地図アプリケーションを用いた情報発信システムの構築についても検討する。

従来から実施してきた発掘調査の公開や、現地見学会・講演会の開催等を積極的に進めるとともに、

本計画にそって今後整備する史跡公園を活用した体験的な学習プログラムも企画実施する。また、今後の調査研究により明らかになった成果について積極的に情報発信するとともに、全国の官衙関連遺跡を有する市町村との連携・交流を進める。



写真 25 発掘調査の現地見学会



写真 26 遺跡パンフレット

第Ⅶ章 管理運営とその体制

1 節 管理運営の基本方針

史跡恒川官衙遺跡の保存管理にあたっては、土地の権利者や、座光寺地域の住民、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営に関する基本方針を示す。

- 土地の権利者の理解と協力のもとに管理運営を行う。
- 地域と連携・協働して保存管理の体制を構築し、管理運営を進める。
- 飯田市は史跡恒川官衙遺跡の管理団体としての役割を担う。
- 文化庁、長野県教育委員会をはじめ関連行政機関との連携により保存管理を進める。

2 節 管理運営の方法と体制

1. 土地所有者等の協力による適切な管理

史跡恒川官衙遺跡の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理していただけるよう、理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である飯田市と必要な協議を行ったうえで現状変更等の申請をしていただけるよう周知する。また、所有者や地番等の登記事項の異動があった場合は、すみやかに飯田市に変更届けを提出していただくものとする。

2. 座光寺地域との連携・協働による管理運営

平成 19(2007)年度に座光寺地域自治会が策定した「座光寺地域基本構想・基本計画」では、「自然・歴史・文化の誇れる里づくり」を基本方針の一つに位置づけ、その施策の中に「歴史・文化を保存し、継承します」との内容を掲げている。また、平成 21(2009)年度に策定した「座光寺土地利用計画」では、史跡恒川官衙遺跡を含む一帯を「史跡保全ゾーン」とし、土地利用の方針を示している。これらに基づき「麻績の里振興委員会」、「高岡の森保存会」、「恒川清水保存会」、「座光寺史学会」、「歴史に学び地域をたずねる会」、「2000年浪漫の郷委員会」等の住民組織によって、歴史文化資産の保存・活用が積極的に企画実行されている。史跡恒川官衙遺跡の史跡指定についても、このような座光寺地域における住民主体

の保存継承活動が基盤となって実現したものである。史跡及び今後整備する史跡公園の管理・活用については、引き続き座光寺地域の住民組織をはじめとする市民団体などと、飯田市教育委員会を中心とする行政との連携・協働により積極的に推進することとする。

3. 史跡管理団体による管理運営

史跡恒川官衙遺跡の管理団体である飯田市は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、史跡の管理に必要な表示板等の設置、土地の地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務を適切に行うこととする。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、飯田市が主体となって行うものとする。

なお、上記の実施にあたっては、土地の権利者と十分な意思疎通を図りながら進めることとする。

4. 行政の連携体制の整備

史跡恒川官衙遺跡の保存管理にあたっては、文化庁や長野県教育委員会の指導のもと、飯田市教育委員会が中心となって適切に行う。今後の史跡公園整備や歴史文化資産との一体的な活用に必要な環境整備等については、飯田市建設部や産業経済部などの関連部局と飯田市教育委員会事務局が部局横断的な体制を構築して進める。また、史跡等の保存・活用に影響を与えるリニア中央新幹線の駅周辺の諸開発についても、リニア推進部を中心とする関係部局との連携・調全体制を強化し、適切に対処する。

第Ⅷ章 今後の課題

1. 地域住民の啓発

史跡恒川官衙遺跡を将来にわたり適切に保存管理し、有効に整備・有効に活用していく取組みを継続的、かつ確実に進めていくためには、これまでのように、地権者をはじめとする座光寺地域住民の理解、協力、参画を得ていくことが不可欠である。そのためには、史跡恒川官衙遺跡が国民共有の財産であり、市民、地域住民にとっても重要な価値を有するものであることを周知することが必要で、飯田市教育委員会と座光寺地域の住民組織等が連携・協働して、本計画に示す史跡の保存活用の方針についての共通認識を広げるための情報発信や学習活動を、継続的・積極的に行っていくことが必要である。

2. 遺跡の全容解明

史跡指定地及び史跡指定地以外の恒川遺跡群では、これまでに80次を超える調査が実施されているが、史跡恒川官衙遺跡を含めた恒川遺跡群全体の中での調査面積はまだ10%程度である。また、郡衙の諸施設について、郡庁は未確認であり、最も調査が進んでいる正倉院についても、正倉の建物配置や規模・構造についてはさらに解明すべき点が多く、恒川清水についても保存目的調査を急ぐ必要がある。今後の保存管理と整備・活用にあたっては、こうした郡衙諸施設の実態や全容を把握するための調査を計画的に実施していく必要がある。これと同時に、史跡恒川官衙遺跡と密接に関わる恒川遺跡群全体の様相を明らかにしていくことも課題となる。

3. 追加指定

史跡恒川官衙遺跡周辺には、すでに郡衙関連遺構が確認されていたり、郡衙の範囲内であると判明したりしているが、条件が整わないために指定に至っていない区域が存在する。また、未調査区域でも、今後の調査の進展により郡庁をはじめとする郡衙関連施設の遺構や遺物の発見が予想される。こうした区域を含めて、今後の調査成果をふまえて史跡指定の条件整備を進め、追加指定をめざし、必要に応じて公有地化することを検討する必要がある。

4. 周辺の歴史文化資産の調査研究

周辺の歴史文化資産については、調査研究が進展しその価値が明確になっている県史跡南本城城跡や座光寺の石川除などもあるが、調査が十分でないものもある。これらについては、調査研究をさらに進め、その価値を顕在化させ、史跡恒川官衙遺跡を含めた当該地域一帯の歴史的重要性をより一層明確にしていく必要がある。

5. 都市計画的手法の導入による遺跡保存の検討

現状においては、史跡指定地を含む恒川遺跡群の全域は、都市計画区域内ではあるが用途地域の指定がされていない白地地域である。また、全域が農業振興地域であるが、農用地区域は、国道153号より南の段丘縁寄りの一部に限られており、史跡指定地及びその周辺は農用地区域ではない。

史跡恒川官衙遺跡の史跡指定地については、文化財保護法に基づき保護措置が強く求められるが、史跡指定地外の地区については、文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地としての保護措置と、本保存活用計画による取り扱いが求められるものの、土木工事等をとまなう開発により地下遺構の保存に悪影響が及ぶことや、景観の悪化等も起こりかねない。こうした状況の発生を極力防止していくためには、文化財保護法のみでは十分な対応が困難であり、史跡指定地及びその周辺地域における遺跡の保存や景観保全に有効な都市計画的手法を活用した対処方法も検討する必要がある。

6. 関連開発事業・都市計画等との緊密な連携・調整

平成39（2027）年に開通予定のリニア中央新幹線の建設では、史跡恒川官衙遺跡の西方約1kmのところにリニア中央新幹線の駅が設置される計画である。これにともない、新幹線駅関連の施設整備工事、リニア駅へのアクセス道路等を軸とした道路ネットワークの整備事業、リニア駅周辺の整備計画とそれに基づく開発が予想される。さらに、新幹線駅に近接する史跡恒川官衙遺跡の周辺においても、公共事業や民間開発などの事業展開が予想される。このため、関係機関との情報交換・連絡会議等を密にし、開発と遺跡保存との調整が円滑に進められるよう努める必要がある。

また、特に、地域外から史跡恒川官衙遺跡にアクセスする経路や交通手段については、既存の交通拠点に加え、今後整備される新幹線駅や中央自動車道のスマートインターチェンジを含めたルート設定や、アクセス環境の整備を検討していく必要がある。

【引用・参考文献】

- 大澤和夫 1954 「恒川清水周辺の歴史」『伊那』昭和29年4月号
- 下伊那誌編纂会 1955 『下伊那史』第2巻
- 下伊那誌編纂会 1955 『下伊那史』第3巻
- 下伊那誌編纂会 1955 『下伊那史』第4巻
- 遮那真周 1963 「桐林宮洞須恵器窯跡発掘略報」『伊那』昭和38年12月号
- 下伊那誌編纂会 1967 『下伊那誌』第5巻
- 下伊那考古学会 1969 『安宅・大島』
- 飯田市教育委員会 1978 『毛賀御射山遺跡』
- 佐々木嘉和・市澤英利 1979 「恒川遺跡A地籍出土の植物種子」『伊那』3月号
- 下伊那歴史考古学研究所 1979 『信濃土器洞窯跡』下伊那歴史考古学研究所調査報告第二冊
- 下伊那歴史考古学研究所 1981 『信濃 御殿田』下伊那歴史考古学研究所調査報告第四冊
- 小林正春 1982 「恒川遺跡群発掘調査概報」『長野県考古学会誌』44号
- 遮那藤麻呂 1987 「伊那谷南部における在地生産須恵器の実態」『長野県考古学会誌』55・56号
- 遮那藤麻呂 1988 「竜丘宮洞における奈良時代須恵器窯跡の調査」『伊那』昭和63年4月号
- 長野県史刊行会 1989 『長野県史 通史編』
- 座光寺村史刊行委員会 1993 『座光寺村史』
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』
- 飯田市教育委員会 1994 『堂垣外・橋爪・藪上・長橋遺跡』遺構編
- 飯田市教育委員会 1995 『安宅遺跡』
- 飯田市教育委員会 1996 『上野遺跡・金井原瓦窯址』
- 田島 公 1997 「古代信濃国の牧の管理・経営と金刺舎人八麻呂の申請」『市誌研究ながの』第4号
- 飯田市教育委員会 1998 『新屋敷遺跡』
- 飯田市教育委員会 1998 『飯田の遺跡』
- 飯田市教育委員会 1999 『新井原・石行遺跡』
- 小林正春 1999 「飯田出土の富本銭と和同開珎銀銭」『出土銭貨』第3号
- 山中敏史 2003 『古代の穎穀収取に関する考古学的研究』
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2003 『古代の陶硯をめぐる諸問題』
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡 I 遺構編』
- 飯田市教育委員会 2003 『辻前遺跡』
- 飯田市教育委員会 2003 『北本城々跡 北本城古墳』
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2004 『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』
- 山下誠一 2004 「飯田盆地における古墳時代後期集落の動向」『飯田市美術博物館研究紀要』第14号
- 岡田正彦 2004 「考古学から見た飯伊地方の古代仏教文化」『飯田市美術博物館研究紀要』第14号
- 長野県文化財協会 2005 『信濃の東山道』
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2005 『地方官衙と寺院』
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2006 『郡衙周辺寺院の研究』
- 飯田市教育委員会 2007 『飯田における古墳の出現と展開』
- 座光寺公民館 2009 『私たちのふるさと座光寺』
- 下伊那誌編纂会 2009 『下伊那誌』陸水編
- 飯田市上郷考古博物館 2010 『古代の役所』
- 飯田市教育委員会 2011 『南本城城跡』
- 原 明芳 2011 「信濃の陶硯」『長野県立歴史館研究紀要』第17号
- 飯田市教育委員会 2012 『飯田古墳群』
- 北村安裕 2012 「木簡から伊那郡のなりたちを見る」『飯田・上飯田の歴史』上 飯田市歴史研究所
- 文化庁文化財部監修 2014 「新指定の文化財」『月刊文化財』2/平成26年(605号)

【恒川遺跡群既刊報告書】

- 飯田市教育委員会 1986 『恒川遺跡群』 遺構編
- 飯田市教育委員会 2003 『恒川遺跡群（新屋敷・薬師垣外・阿弥陀垣外地籍）』
- 飯田市教育委員会 2004 『恒川遺跡群（田中倉垣外・恒川A・恒川B地積）』
- 飯田市教育委員会 2005 『恒川遺跡群（田中倉垣外・恒川A・恒川B・阿弥陀垣外・新屋敷・薬師垣外地籍）
－遺物編その1』
- 飯田市教育委員会 2006 『恒川遺跡群（田中倉垣外・恒川A・恒川B・阿弥陀垣外・新屋敷地籍）』
－遺物編その2（弥生・古墳時代）』
- 飯田市教育委員会 2007 『恒川遺跡群 官衙編』
- 飯田市教育委員会 2008 『恒川遺跡群—恒川A地籍出土木製品』
- 飯田市教育委員会 2013 『恒川遺跡群 総括編』